

2012年度 戸田市政策研究所 調査研究報告書



2013年3月
戸田市政策研究所

はじめに

戸田市政策研究所を設置して5年が経過しました。節目の年を迎え、これまで円滑な調査研究活動を進めてくることができましたのも、現在までご指導・ご協力をいただきました皆様方のお力添えによるものと、改めて心よりお礼を申し上げます。

さて、2012年度の調査研究テーマは次の3つであります。

- ①「2012年度 超高齢社会に備え高齢者を中心とした住宅確保要配慮者に対する住宅施策の充実に関する研究 最終報告書」
※別冊あり「戸田市政策研究所『戸田市における高齢者の生活と意識』報告書」
- ②「戸田市におけるシティセールス、今後の方向性について（中間報告）」
※本調査研究報告書とは別に発行
- ③「市内交通の低炭素化に向けた電気自動車普及に関する研究」

詳細については、報告書をご一読頂ければ幸いです。

上記研究テーマの①及び②においては、大学との共同研究を実施いたしました。政策研究所においては、大学等の専門機関と連携した研究活動は、専門性を補完し精度の高い研究活動が展開されるだけでなく、共同研究を通して職員に知識や経験を蓄積する観点からも非常に有効な手段であると考えております。

また、もう一つの特徴的な研究体制として、プロジェクトチーム形式による研究が挙げられます。2012年度は、上記①及び③の研究テーマにおいてプロジェクトチームを結成し、研究に取り組んでまいりました。このプロジェクトチームによる取り組みは、分野横断的な課題解決に取り組むことのできる効果的な研究体制として、5年間の取り組みの中で作り上げてきた手法です。大学との連携も含め、研究所の運営においては、様々な試行錯誤を繰り返しながら、高い研究成果を求めるとともに、研究成果を政策に反映させるべく、その仕組みづくりを模索しながら機能を強化してまいりました。

今後も、刻々と変化する時代に対応する市政運営に、研究所がさらに貢献していけるよう、活動を充実してまいりますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

2013年3月
戸田市政策研究所
所長 山田 一彦

目 次

2012 年度 超高齢社会に備え高齢者を中心とした住宅確保要配慮者に対する住宅施策の充実に関する研究 最終報告書	1
第1部 はじめに	4
第1章 本研究の背景	5
第2章 本研究の目的及び手法	14
第3章 本報告書の概要	15
第2部 2011 年度研究の第三者評価	18
第3部 2012 年度研究 高齢者住宅施策	24
第1章 市営住宅を建設した場合の建設費等シミュレーション分析	25
第2章 高齢者住宅施策	30
第4部 2012 年度研究 高齢者以外の住宅確保要配慮者の住宅施策	46
第1章 障害者	47
第2章 外国人	54
第3章 子育て世帯	60
第4章 生活保護世帯	65
第5部 まとめ	76
第1章 本研究により期待される効果	77
第2章 まとめ	81
第3章 おわりに	87
参考資料	89
別冊 参考資料	
目白大学社会学部地域社会学科との共同研究	
「戸田市政策研究所『戸田市における高齢者の生活と意識』報告書」	
市内交通の低炭素化に向けた電気自動車普及に関する研究	93
第1章 はじめに	95
第2章 EVとは	97
第3章 国及び地方自治体の施策	104
第4章 民間企業の施策	117
第5章 事例検討	122
第6章 おわりに	135
参考資料	140

2012 年度

超高齢社会に備え高齢者を中心とした住宅確保要配慮者 に対する住宅施策の充実にに関する研究 最終報告書

目 次

第 1 部 はじめに

第 1 章 本研究の背景

- 1 老年人口の増加による住宅確保要配慮者の増加
- 2 2011 年度の研究概要
 - 2.1 高齢者世帯
 - 2.2 障害者世帯
 - 2.3 外国人住民世帯
 - 2.4 子育て世帯
 - 2.5 生活保護世帯

第 2 章 本研究の目的及び手法

- 1 本研究の目的
- 2 本研究の手法
 - 2.1 プロジェクトチームの設置
 - 2.2 目白大学社会学部地域社会学科との共同研究
 - 2.3 課題別アドバイザーの招致

第 3 章 本報告書の概要

第 2 部 2011 年度研究の第三者評価

第 3 部 2012 年度研究 高齢者住宅施策

第 1 章 市営住宅を建設した場合の建設費等シミュレーション分析

- 1 市営住宅等公営住宅賃貸住宅への期待
- 2 戸田市内の市営住宅の現状と課題
- 3 市営住宅建設費等シミュレーション分析
- 4 まとめ

第 2 章 高齢者住宅施策

- 1 2011 年度研究から得られた課題提議
- 2 課題解決に向けた取り組み
- 3 先行事例研究～ひたちなか市の家賃補助制度～
- 4 空き家を活用した家賃補助制度のメリット・デメリットの考察
- 5 空き家を活用した家賃補助制度の戸田市での実施可能性

6 まとめ

第4部 2012年度研究 高齢者以外の住宅確保要配慮者の住宅施策

第1章 障害者

- 1 2011年度研究から得られた課題提議
- 2 課題解決に向けた取り組み
- 3 実施におけるメリット・デメリット
- 4 まとめ

第2章 外国人

- 1 2011年度研究から得られた課題提議
- 2 課題解決に向けた取り組み
- 3 実施におけるメリット・デメリット
- 5 まとめ

第3章 子育て世帯

- 1 2011年度研究から得られた課題提議
- 2 課題解決に向けた取り組み
- 3 先行事例等の研究
- 4 まとめ

第4章 生活保護世帯

- 1 2011年度研究から得られた課題提議
- 2 課題解決に向けた取り組み
- 3 先行事例調査
- 4 住宅施策としての「中核地域生活支援センター事業」
- 5 戸田市における実施可能性
- 6 まとめ

第5部 まとめ

第1章 本研究により期待される効果

- 1 戸田市住宅政策懇談会への引き継ぎ
- 2 高齢者の住宅施策
- 3 高齢者以外の住宅確保要配慮者の住宅施策

第2章 まとめ

- 1 住宅施策の今後の方向性について～宮澤先生と研究員との対談～
- 2 まとめ

第3章 おわりに

別冊 参考資料

目白大学社会学部地域社会学科との共同研究「戸田市政策研究所『戸田市における高齢者の生活と意識』報告書」

第1部

はじめに

第1章 本研究の背景

1 老年人口の増加による住宅確保要配慮者の増加

(1) 国の現状

我が国は「少子高齢化」社会と言われて久しく、現在も人口減少と老年人口の増加が続いている。総務省が2012年4月に発表した2011年10月1日現在の人口推計によると、2010年比の総人口が25万9,000人減少し、この減少幅が1950年以降、過去最大となった。また、総人口に占める年少人口が過去最少となる一方で、65歳以上の老年人口の割合は23.3%と、過去最大となっている。

一方、医療の高度化等による平均寿命の延伸により高齢人口の高齢化が進むなど、65歳以上人口の平均年齢が上昇し、より高齢層が増加することが予測されている。

厚生労働省の調査によると、2012年9月には、全国の100歳以上の高齢者が5万人を突破し、過去最多となった。増加は42年連続で、特に過去3年間で1万人の増加と、高齢化が急速に進んでいる。この結果を受け、国は高齢者対策大綱を見直し、現代を「人生90年代」と位置づけた。これにより長い高齢期を健康で生きがいを持って暮らせる環境の整備や、「医職住」一体型の高齢者にとって住みよいまちづくり等を急いでいる。

このように高齢化が進展していく中でも、特に増加が顕著なのが単身高齢者と認知症等の要介護高齢者である。

まず、単身高齢者の推移をみると、2010年国勢調査では、65歳以上の15.6%に当たる457万人が一人暮らし世帯で、調査開始以来初めて400万人を突破した。男女別にみると女性が327万1千人、男性が130万6千人で高齢女性の5人に1人、男性は10人に1人が一人暮らしという計算になる。また、特別養護老人ホーム（以下「特養」という）等の施設入所者は121万人に達し、2005年国勢調査時と比べて1.5倍に急増した。

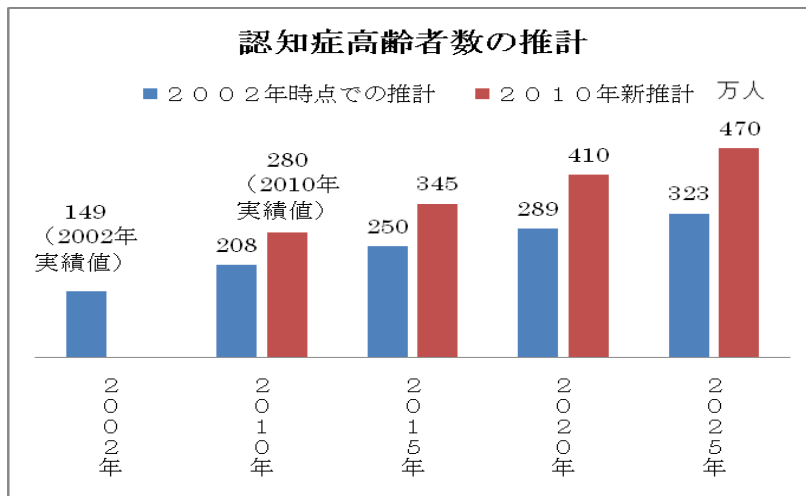
一方で、介護や支援が必要な高齢者も増加している。厚生労働省が発表した推計結果¹によると、高齢者の中でも、認知症を患う人が2012年時点で305万人に達しているとみられ、65歳以上の10人に1人が認知症を患っていることが分かった。2010年時点での認知症高齢者は280万人で、約半数が自宅や高齢者向け住宅で暮らしており、特養が15%、老人保健施設等が13%と続いた。図1-1-1の推計をみると、2002年時点の149万人が10年間で倍増しており、政府のこれまでの推計値を大幅に上回る結果となった。2002年時点の旧推計では、認知症高齢数は2015年に250万人、25年に323万人と見込まれていたが、2012年度の新推計では、2015年に345万人、2020年に410万人、2025年に470万人と見込まれている。

これらのことから、一人暮らしの高齢者の介護や見守りなどの需要が高まることが予想され、世帯構成の状況変化に応じた居住環境の整備や、要介護高齢者が地域で安心して暮

¹ 2010年時点の介護保険の要介護認定データを基に、日常生活での支援の必要な認知症高齢者数を算出したもので、2012年8月24日に厚生労働省が発表した。

らせる環境づくりが急務となっている。

図1-1-1 日本の認知症高齢者数の推計



資料：厚生労働省発表の推計データを基に筆者作成

(2) 戸田市の現状

現在、戸田市は平均年齢が17年連続で県内で最も低い²など、若い世代が多いまちである。また、人口減少社会と言われる中、現在も人口が増加を続けている。総務省が2013年1月に発表した「住民基本台帳人口移動報告(平成24年結果)」によれば、埼玉県は7年連続で人口転入超過であり、中でも戸田市の転入超過数は全国第15位にランキングされる³。

このように、高齢化とは無縁のように見える戸田市だが、少しずつ高齢化の波が押し寄せてきている。国立社会保障・人口問題研究所が2008年12月に発表した「日本の市区町村別将来推計人口」によると、戸田市の高齢者数は2005年から30年間で倍以上になり、高齢化率も27%と、超高齢社会を迎えると推計されている。また、市の2005年から2035年までの老年人口の増加率も全国第10位にランキングされており、現在若い世代が高齢化を迎えることによって、今後急速な高齢化が進展すると予測されている。

この超高齢社会に対応した政策展開を行うため、戸田市政策研究所では「急速な高齢化が戸田市にもたらす影響についての研究」(以下「戸田市の高齢化に関する研究」という。)と題し、2009年から2年間で、高齢化が戸田市の行財政にどのような影響を及ぼすのかについて研究を進めてきた⁴。この研究結果によると、老年人口の増加の影響の1つとして、

²埼玉県推計人口(平成24年1月1日現在)。戸田市の平均年齢は39.4歳、次いで和光市40.0歳、伊奈町40.8歳。県内で平均年齢が30歳代のまちは戸田市のみである。

³埼玉県内で転入超過数が多い自治体は、さいたま市が4,704人で全国第6位、川越市が1,825人で全国第12位。

⁴戸田市政策研究所2009年度・2010年度「急速な高齢化が戸田市にもたらす影響に関する研究」

住宅確保要配慮者の増加が懸念されている。

まず、老年人口の増加により、単身高齢世帯や高齢夫婦世帯が増加すると予測されている。単身高齢世帯は2005年現在では2,286世帯であるのに対し、2035年には約2.5倍の5,705世帯にのぼると推計された。また、高齢夫婦世帯も2005年現在は2,338世帯であるのに対し、2035年には約2.5倍の5,835世帯となると推計されている。このような単身世帯や高齢者のみの世帯は、家族や親族の支えが望めない場合が多いことから、在宅での介護が困難になるとともに、既存の施設のみでは対応が難しくなると考えられる。

また、要介護認定者の増加も懸念される。これらの要介護認定者は、家族が同居して介護している人、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、認知症の人が認知症の配偶者を介護する「認認介護」、または単身世帯など、本人や家族の介護ニーズや経済的な問題、住環境の問題などを抱えながら生活を送っている。この要介護認定者は、2005年比で、2035年推計では約3倍増加すると見込まれている。

上記に加え、低所得者の増加も懸念されている。厚生労働省が2013年1月に発表した生活保護者調査の結果によると、2012年10月時点の日本の生活保護受給者数は、前月比で8,675人増の214万2,580人となり、6カ月連続で過去最多を更新したことがわかった。また、生活保護受給世帯数は、前月比6,755世帯増の156万4,301世帯で、こちらも過去最多を記録した。この生活保護世帯は、世帯別に見ると高齢者世帯が最も多く、全体の4割以上を占めている。

また、2009年度に政策研究所が行った「急速な高齢課が戸田市にもたらす影響に関する研究」の中で調査した市の2007年～2009年の高齢者の経済状況を見ると、約9割が年金受給者であり、そのうち収入が年金のみの高齢者が半数以上を占めている。高齢者全体の約6割の所得は100万円以下であり、高齢者の家計の収支を見ても、年金収入以外の収入がある世帯は黒字であるのに対し、年金のみで生活している世帯は赤字となっていることがわかった。支出面では、高齢による医療費の増加に加え、住民税、健康保険料等の義務的経費も大きくのしかかってくるため、昨今の厳しい社会情勢の中では公的年金のみでは生活することは厳しいのが現状である。

また、今年度、目白大学との共同研究で高齢者の住まいについてのアンケート調査（「高齢者の住まいと意識」調査）を行った。このアンケート調査での回答者全体の年収分布を見ると、「50～100万円未満」をピークとする低収入側に偏った分布となっている。

これらのことから、急速な高齢化により単身者世帯や高齢夫婦世帯、介護を要する高齢者、低所得高齢者等の増加が推測されており、自力で住宅を確保することが難しい、いわゆる「住宅確保要配慮者」の増加が懸念されている。

2 2011年度の研究概要

2.1 高齢者世帯

現在、平均年齢が低い戸田市においても、高齢者の増加により急速な高齢化が懸念されている。また、地域や家族における関係の希薄化が進んでいるといわれる中、身寄りのいない単身高齢者や、昨今の経済事情などにより低所得高齢者が増加することが見込まれている。高齢化社会を見据えて創設された介護保険制度も、当初の施設型サービスから在宅型サービス重視へ移行しており、介護老人福祉施設や特別養護老人ホームなどの新設にも限りが見えてきていることから、今後の高齢者をめぐる施策の土台は、安定した住居ありきという時代になってきている。

戸田市の現在の高齢者住宅施策は、介護老人福祉施設・高齢者向け住宅などのハードと、入居支援・家賃補助などのソフトに分けられる。

戸田市のハードの現状を見ると、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は2箇所あるが、延べ入所待機者数が900人超であったため、現在、2013年度に2箇所の設置を予定している。また、介護老人保健施設についても、入所待機者が120人を超えているため、増床を計画中である。今後、介護保険関連施設の整備については、公設に対する国庫補助の打ち切りによる市の財政負担増や介護保険料の上昇を考慮すると、民設民営による設置を計画的に進めていく必要がある。

認知有料老人ホームは5箇所、認知症高齢者グループホームは7箇所開設しているが、入居一時金及び月々の利用料が、他の施設に比べて高額傾向にあり、空きが目立つ施設もある。金銭面の負担が大きいことから、高齢者世帯の受け皿となることは難しい。

賃貸・分譲住宅では、高齢者専用賃貸住宅が2箇所のみであるが、2011年4月施行の「改正高齢者の住居の確保に関する法律」により、高円賃、高専賃、高優賃は一本化され、バリアフリーでヘルパーからの生活相談や安否確認などのサービスが受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」へシフトされ、既存の2箇所に新たな1箇所を加えた3箇所が県の認可を受け、サービス付き高齢者向け住宅として設置されている。今後においても、「サービス付き高齢者向け住宅」設置へ向けて、優良な民間事業者との共同について検討し、積極的に民間の力を活用したいところである。

戸田市のソフトの現状では、現在、高齢者世帯賃貸住宅家賃差額助成事業、民間賃貸住宅入居支援事業、高齢者居室等整備資金融資事業の3事業があるが、家賃差額助成事業の利用件数が十数件、それ以外の2事業に至っては数件程度と、利用件数が非常に少ない現状がある。これらの事業は、福祉の増進を目的とした要件が加わるため、低所得者や生活困窮者が民間賃貸住宅に入居している場合に助成をするような、広義的に家賃補助を行うものではない。今後においては、対象者の要件について何らかの見直しが必要と思われるほか、広義的な家賃補助制度についての検討も必要なのではないかというところである。

高齢者世帯数の推計をみると、第4次総合振興計画における将来推計人口によれば、2035年の高齢者人口は2010年比7.0%増と見込まれている。また、持ち家と借家との割合は、2005

年国勢調査の結果では、65歳以上世帯における持ち家世帯率が68.03%に対し、借家世帯率は26.89%という数値が示されたことから、戸田市においても同様に高齢者の約4分の1が借家住まいであると推測される。こうした借家住まい高齢者のうち、生活困窮者、生活保護受給者がどのくらい存在するのかについては今後の調査課題である。

今後のハード面における課題としては、介護が必要な高齢者のための施設整備は必要であるが、建設費やランニングコストなどの課題も多いことから、名寄せ調査の結果による実質的な待機者数に基づく施設数の検討が必要である。

また、介護に至らない高齢者は、バリアフリー等の加齢による住宅との不適合などにより、やむなく施設入所する高齢者がいることから、特養等の補完施設として、介護や見守りサービスを備えた高齢者向け住宅「サービス付き高齢者向け住宅」の設置について検討していく必要があるが、建設から設置までの期間が数年かかることは否めない。

ソフト面においては、現行の高齢者住宅施策が、特定の福祉的要件に特化した施策であるため、今後増加が懸念される高齢者や低所得者への配慮が薄いことが課題であることから、対象者のニーズをとらえた適切な支援となるよう、現行制度の見直しについて研究をしていく必要がある。この各事業は市単独事業であるため、対象者の急激な流入を回避する意味でも、近隣市区町村のソフト事業の実施状況も加味して検討する必要がある。

また、低所得高齢者の増加も懸念されるため、低所得者に配慮した低家賃設定のための民間事業者への家賃補助の検討も必要である。検討に当たっては、生活保護制度との要件的な面や財政的な面での比較等、調査研究をしていくことが必要である。

2.2 障害者世帯

1年目の研究では、まず、国、埼玉県及び戸田市の障害者に係る居住政策と制度を整理した。障害者に係る居住政策は、住宅政策と福祉政策の2つの方向から行われている。住宅政策としては、住生活基本法（2006年法律第61号）に規定されている住生活基本計画において、公営住宅の供給と民間賃貸住宅への円滑な入居支援の推進をすることが示されている。一方、福祉政策としては、障害者が施設や病院ではなく、「地域社会」（第20条）において安定した生活をおくることができるよう、国及び地方公共団体が施策を講じなければならないと、障害者基本法（1970年法律第84号）に示されている。

次に、戸田市の障害者数の伸長率と2020年度までの障害者数を予測した。戸田市全体の人口は2012年度から2020年度までで約1.15倍の伸長率になることが予測されている。一方で、戸田市の身体障害者数は、肢体不自由の伸長率が大きく、2010年度から2020年度で1.18倍の伸長率、知的障害者及び精神障害者については、中・軽度の障害者数の伸びが大きく、知的障害のある方に交付される療育手帳のC級（軽度）所持者は2010年度から2020年度で1.50倍、精神障害がある方に交付される精神障害者保健福祉手帳2級（中度）所持者は1.79倍の伸長率となっており、戸田市全体の人口の伸長率を大きく上回っている。このことは、バリアフリー対応の住まいの必要性が大きくなることや、地域で生活をするために支援が必要な人が増えることを意味している。

また、住まいに関するアンケートとして、住宅確保要配慮者の相談事例アンケートを実施した。アンケートは、障害者の「住宅確保についてのニーズ」を把握することを目的として、戸田市における障害者福祉に係る関係者の連携及び支援体制に関する協議を行う支援者の集まりである「地域自立支援協議会」の委員に対して調査票による聞き取りをした。障害、年齢、相談内容、解決・未解決の項目について、実際に相談を受けた事例について回答してもらった。アンケートから、「入居前」の支援として、物件探し、賃貸契約及び引っ越しなどの手続きの同行支援、並びに身寄りがいないための緊急連絡先・保証人の確保の支援、「入居後」の支援として、トラブル時などの住人・大家との調整支援、「退居」の支援として、施設などの障害者向けの住まいを探す支援が必要であることがわかった。つまり、支援として、日常的な関わりと何時でも対応できることが求められている。

さらに、戸田市の施策の課題として、「戸田市高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業」（以下、「賃貸住宅入居支援事業」という）の利用者が少ないことを挙げた。賃貸住宅入居支援事業は、①協力不動産会社の紹介、②協力民間保証会社の紹介、③初回の保証料の助成の3つのサービスがあり、2010年度・2011年度とすべてのサービスで利用者がいなかった。②協力民間保証会社の紹介は、本来であれば先の住宅確保要配慮者の相談事例アンケートからわかるようにニーズが大きいサービスであるが、利用の事例がなかった。その理由は、保証会社を利用するにあたり緊急連絡先の確保が必要であるが、緊急連絡先を確保するための施策が戸田市にないことが考えられる。

最後に、緊急連絡先の確保を含めた入居後支援である「居住継続システム」を実施している先進的な事例として、川崎市の居住支援制度について報告した。川崎市では、協力不動産店や協定を結んでいる保証会社を紹介する入居時の「入居保証システム」に加えて（戸田市の賃貸住宅入居支援事業に類似）、入居後、障害者に事故・入院や近隣とのトラブルなどが発生した場合、支援団体が間に入り調整支援をしてくれるサービスである「居住継続システム」を実施している。運営費については、居住支援制度の仕組みの中ではなく、障害者自立支援法の地域生活支援事業である「居住サポート事業」として補助を受けている。居住サポート事業は、戸田市では未実施であったが、2012年4月1日から障害者自立支援法の自立支援給付に創設された「地域相談支援」に移行され、戸田市でも指定を受けた団体が2団体ある。

そこで、第4部第1章において、賃貸住宅入居支援事業と地域相談支援の2つのサービスを組み合わせた居住支援制度について提言する。

2.3 外国人住民世帯

従来から、日本に住む外国人にとって、民間賃貸住宅の入居にあたっては大変な困難を伴うと言われている。こうしたことから、国・県では外国人への住宅支援を実施しているが戸田市では明確な支援方法を打ち出していないのが現状である。そこで、2011年度では、国内及び戸田市における外国人住民の現状を分析し、戸田市が外国人住民への住宅施策を行う必要性について研究を進めた。

国内における外国人住民数は、2010年末で2,134,151人となっており、10年前と比較すると約1.3倍の増加となっている。この傾向は、埼玉県内及び戸田市内でも確認でき、特に戸田市における外国人住民数は、戸田市総人口の約4%に該当し、埼玉県内で3番目に多い割合となっていた。また、外国人住民の在留資格にも変化がみられ、国内及び県内とも「永住者」の割合が増加していることがわかった。これは、外国人住民の定住化を表しており、今後もこういった傾向が続くのであれば、外国人住民も地域住民として対応していく必要が出てくると考えられる。地域住民として生活を行うために、住宅確保というのは避けて通れない道である。外国人住民の住宅確保に関しては、埼玉県が行ったアンケート等により、借りる側の外国人住民、貸す側の家主・不動産店の両者に問題が生じていることが明らかになっている。

こうした現状を踏まえ、国や埼玉県では、外国人住民を含めた住宅確保困難者に対する住宅支援制度を実施している。国が実施していた「あんしん賃貸支援事業」は、国土交通省が地方公共団体、支援団体（NPO・社会福祉法人等）、仲介事業者等と連携して、外国人等住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の登録や、居住に関する各種サポート等を行うことにより、外国人等住宅確保要配慮者の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を目指した事業となっている。2006年度から事業が開始され、その後、各地域に即した支援を行うため、各地方公共団体に事業を引き継ぐことになった。埼玉県では、外国人住民に対する住宅支援制度を2つ実施している。

1つは、国が実施していた事業を2011年度から引き継いだもので、名称を「あんしん賃貸住宅等登録制度」と変更している。現在は、県内市町村に対して制度の説明及び情報提供を求めている段階であり、実質的な運用にはもうしばらく時間が必要となる。もう一つは、外国人住民のみを対象とした事業となっており、埼玉県が策定した「多文化共生プラン」による住宅支援制度である。こちらは、既に運用されており、取組内容等については、埼玉県HPにて確認することができる。このように、埼玉県では2つの住宅支援制度が実施されているが、総じて言えることは、外国人住民側への支援と、貸主である家主・不動産店への支援を実施することにより、外国人住民の入居の円滑化と外国人住民と貸主との安心できる賃貸借関係の構築を目指していることである。

このように、国や埼玉県では外国人住民に対する住宅支援制度事業を開始しているが、戸田市では、現在のところ外国人住民に対する明確な住宅支援制度を打ち出していない。そこで、戸田市での住宅施策を行う必要性について考察するため、まず、(財)戸田市国際交流協会の協力を得て、戸田市内在住の外国人住民50名を対象とした住宅に関するアンケートを実施した。その結果、戸田市は外国人住民にとって住みやすい立地であるにも関わらず、外国人住民や貸す側の家主にとって、解決していかななくてはならない問題があることがわかった。次に、将来的にもこうした住宅問題が起これるかを検証していくため、戸田市における外国人住民数の増加率を求め、将来推計数を予測したところ、2020年の外国人住民数は7,713人となり、本市総人口の約5.62%に相当する試算結果となった。こうした調査結果から、戸田市に住んでいる外国人住民にとって、住居を探すのは容易なことで

はなく、問題の所在も「家の探し方」から「言葉の違い」まで多岐にわたっていることがわかった。また、戸田市外国人住民数は、今後も増加していくと予測されるため、外国人住民の住宅問題は、時間の経過と共に自然に解決されるようなものではないように思われる。

よって、戸田市でも外国人住民への住宅支援が必要であり、外国人住民への支援として、家主への支援の両方が必要になるという結論が出た。ただ、外国人住民への住宅支援は、市単独で行うのが難しいため、国際交流協会や市民活動団体、埼玉県との連携・協力が重要不可欠であり、戸田市としても全庁的に取り組むような仕組みづくりをしていくことが重要である。

2.4 子育て世帯

2011年度の研究は対象を子育て世帯全体とし、子育て世帯が戸田市に定住しやすい環境を整えることをポイントに研究してきた。若い世帯に住宅を確保しやすい環境を整備することによって定住を促せば、市にとっては安定した税収を確保することができ、育成した次世代を他市町村に流出させることなく戸田市にとどまらせることができると考えられたからである。

若い世代の確保はどの市町村であっても重要な課題であり、基本となる目標と言っても良い。埼玉県でも住宅施策に取り組んでおり、2006年には住生活基本計画を策定している。この計画の中で、住宅外のバリアフリー化率や誘導居住面積水準達成率の向上が掲げられており、ベビーカーを使用しやすい環境整備や、高齢者が必要以上に広い住居で生活し、子育て世帯が手狭と感じる住居に住むという mismatch の解消を目指している。2011年には戸田市に子育て応援マンションも建設され、子育て世帯を呼び込む環境は整備されつつある。

2011年の研究により、戸田市の現状と将来予測を見てきた。戸田市の特徴としては、全国的に少子化が叫ばれているにも関わらず子育て世帯（18歳未満の児童のいる世帯）が微増し続けていることである。さらに児童数については2017年までほぼ横ばいで推移する見込みであり、子育て世帯を支援する政策の必要性を改めて認識することができる。

微増する世帯の中で、ひとり親と子どもから成る世帯についても割合が向上している。戸田市は都内への通勤に便利な立地条件にあることや市内での就労先が多いため、就労と子育てを同時に行うひとり親家庭にとっては生活しやすい環境と言えることが理由となっているのであろう。また、ひとり親のうち、所得が一定以下で受給可能となる児童扶養手当の認定者数も増加し続けている。家賃は低所得者にとって支出の割合を大きく占めることとなるため、住宅確保の観点から要配慮の優先度は高い。

戸田市の子育て世帯の住宅確保を支援する事業として、住居の取り壊しにより転居が必要となった場合に家賃の差額を助成する制度（戸田市障害者及びひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成）がある。この助成制度は要件が住居の取り壊しに限定されているものであり、ひとり親世帯の実績は2012年2月現在で1世帯のみとなっている。母体として対象世帯が少ないことと、助成条件に該当する場合が取り壊しに限られていることが実績の伸びない原因と思われ、助成期限が設けられていないことも改善の余地がありそうである。

また、戸田市には母子生活支援施設「むつみ荘」があり、20世帯を定員として母子家庭に準ずる世帯を受け入れている。入所理由はさまざまであるが、ほとんどが低収入による生活困窮のため入所し、自立に向けて幅広い支援を受けている。

埼玉県の取り組みや子育てマンションの建設により、若い子育て世帯が戸田市に住宅を購入しやすい環境に整備される傾向にあり、総体的に見て住宅確保を支援する制度は充実しつつある。しかし、その中で低所得の割合が多いひとり親世帯を優遇する具体的な制度となると、戸田市の事業を見ても手薄となっている。しかしひとり親世帯やDV被害者への絞った制度となると、実施にかかる費用に対して対象者が少ないことが問題となり、いたずらに対象者を呼び込むように機能してしまう可能性があり難しい。この現状からさらに踏み込み、子育て世帯全体を支援しつつも低所得により住宅確保が難しい世帯を優遇する制度があれば、住宅確保支援施策としてうまく機能するのではないかと考えられる。

2.5 生活保護世帯

生活保護世帯については、対象世帯数の伸長率調査及び将来予測から国・埼玉県の施策調査といった現状把握を行い、それらを踏まえた上で、戸田市が行うべき施策の課題を探った。

まず、対象世帯数の伸長率についての調査結果から読み取れるのは、国・埼玉県・戸田市に共通して、総世帯数が10年間以上一貫して増加傾向にあり、とりわけここ数年の伸びが著しいということである。高齢者世帯・母子世帯・障害者世帯・傷病者世帯・その他世帯といった世帯類型別にまとめた結果と比較すると、世帯主が健康な稼働年齢層でありながら、働き口がない等の理由で保護を受ける者が多数を占める「その他世帯」の増加時期と、総世帯数が爆発的に増え始めた時期が一致することから、昨今の生活保護世帯数の増加は、2008年9月に起きたリーマン・ショックに端を発する景気の悪化が大きく影響していると推測される。同時期からの保護率の伸び率を平均化した値を用い、戸田市における生活保護世帯の将来推計を行ったところ、2020年度には4,029世帯が生活保護を受給するという値が割り出された。2010年度の被保護世帯数（1,283世帯）と比較すると、実に3倍以上の数である。

世帯人員別の世帯構成割合についての調査結果からは、一見してわかる顕著な特徴として、生活保護世帯においては単身世帯が圧倒的多数を占めているということが挙げられる。国・埼玉県・戸田市のいずれにおいても、十数年間、単身世帯率が7割以上となっており、現在も上昇傾向にある。一般世帯の単身世帯率は3割以下で推移していることから、その差は一目瞭然である。中でも戸田市は、7割後半から8割と国や県の水準よりも高い数値を示していることがわかる。このような状況の背景には、生計維持者と死別・離別したり、景気の悪化を受けて失職したりする単身生活者が、高齢化により増加していることが考えられる。

生活保護世帯が増加の一途を辿る中、国は、2009年10月に「第二のセーフティーネット」と呼ばれる諸施策を開始した。そのうちの一つ、「住宅手当緊急特別措置事業（通称：

住宅手当)」は、一定の要件を満たす離職者に対し、賃貸住宅等の家賃として手当を支給するとともに、再就職に向けた支援を行うものである。再就職に至るまで生活費にも困窮する場合は、要件を満たした上で、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金貸付」を受けることができる。これは、第二のセーフティネット開始と同時に、それまで実施していた「生活福祉資金貸付」が見直され、賃貸住宅入居時の敷金・礼金を含む、生活を支援するための資金全般を貸し付けるものである。住宅手当の申請窓口は住居を管轄する自治体毎となるが、戸田市における制度開始以降の申請件数は年間 10 件～15 件にとどまっている。その理由としては、制度の周知不足のほか、申請者が生活保護の受給要件を満たすために、住宅手当を受けずに生活保護に流れるケースが多いことが考えられる。また、住宅手当を受給開始したとしても、支給期限である 6 ヶ月（最長 9 ヶ月）以内に就職に至らず、最終的に生活保護を申請するケースも多い。離職者への就労支援を重点的に行っていくことが重要である。

一方、埼玉県も、県内の民間団体に業務委託し、2010 年 9 月から「埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業」を開始している。そのうちの一つ、住宅ソーシャルワーカー事業は、生活保護受給中の対象者に対し、物件探し等の援助をはじめとしたアパート等への入居支援から、金銭管理の方法や福祉サービスの利用手続きといった入居後のアフターフォローまでの包括的支援を行うものである。

第 2 章 本研究の目的及び手法

1 本研究の目的

前章に記した 2011 年度の研究を踏まえ、本研究は、高齢者を中心とし、障害者、外国人、子育て世帯、生活保護世帯といった住宅確保要配慮者に対して、2010 年度の研究成果から抽出された課題等の解決策を導きだし、望ましい住宅施策の方向性を明らかにすることである。

2 本研究の手法

2.1 プロジェクトチームの設置（2 年目）

本研究は、高齢者を中心とした住宅確保要配慮者に対する住宅施策の充実をテーマとしており、これは全庁的に取り組まなければならない分野横断的な課題である。このため、本研究を進めるに当たっては、庁内の各部署の担当者を研究員として任命し、2010 年度から 2 カ年でプロジェクトチーム（以下「PT」という）を設置した。PT の構成員は、高齢者（長寿福祉課）のほか、住宅政策全般（建築課）、障害者（生涯福祉課）、外国人（コミュニティ推進課）、子育て世帯（こども家庭課）、生活保護世帯（生活支援課）の 6 つの分野において、若手・中堅職員を中心に任命している。

具体的な手法としては、2011 年度は研究員それぞれが住宅確保要配慮者の住まいの現状を調査し、課題の抽出を行った。そして 2012 年度は、抽出した課題に対する解決策を検討

し、望ましい住宅施策の方向性について提言を行った。また、研究を進める上では、PT全体会議を毎月1回程度開催し、各研究員から進捗状況の報告を行うとともに、研究員間の情報共有等を図りながら進めてきた。

2.2 目白大学社会学部地域社会学科との共同研究

高齢者の研究の中で、目白大学社会学部地域社会学科との共同によりアンケート調査を実施した。この調査は、戸田市の65歳～74歳の市民、1,500人（無作為抽出）を対象とし、高齢者の住まいに関する意識のほか、生活状況や家族・地域との関係についての意識について訊ねたものである。この調査により、科学的データに裏付けられた、より精度の高い研究成果を導き出していくことが期待された。なお、本アンケート調査の内容は、集計途中の中間報告の時点で研究員が確認しており、研究成果にも反映している。調査結果については、2013年3月に報告書を発行した。詳細については上記報告書をご覧ください。

2.3 課題別アドバイザーの招致

研究を進める上では、専門的意見及び第3者の視点からの指摘等を得るため、課題別アドバイザーとして、埼玉りそな産業経済振興財団の宮澤謙介主席研究員を招致し、研究内容について指導いただいた。内容としては、2011年度の中間報告に対する第3者評価をいただいたほか、研究員の知識のインプット及び情報共有を兼ねた研修会の開催、宮澤先生と研究員との対談等を実施した。第3者評価については第2部、対談の詳細については第5部にて掲載している。

第3章 本報告書の概要

本報告書は第1部から第5部までの構成となっている。

第2部では、2011年度の研究内容に対する第3者評価について紹介する。

第3部では、高齢者の住宅施策について課題解決に向けた取り組みについて述べていく。

また、市営住宅を整備した際の費用面等のシュミレーション分析について報告する。

第4部では、高齢者以外の住宅確保要配慮者について、それぞれの課題解決に向けた取り組みについて述べていく。

第5部では、研究のまとめとして、宮澤先生と研究員との対談の中で、望ましい住宅施策の方向性について述べていく。

また、巻末に、報告書中の図、表、早見表等を参考資料として付す。

参考文献及びホームページ

- 1 「超高齢社会に備え高齢者を中心とした住宅確保要配慮者に対する住宅施策の充実に関する研究」（戸田市政策研究所）、2011年度
- 2 「急速な高齢化が戸田市にもたらす影響に関する研究」2009年度、2010年度
- 3 「住民基本台帳人口移動報告(平成24年結果)」

(<http://www.stat.go.jp/info/shinsai/index.htm#idou>)

- 4 「平成 22 年国勢調査」
- 5 総務省統計局ホームページ (http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2008/10_1.html)
- 6 総務省「住宅・土地統計調査」(平成 20 年、15 年、10 年)

第 2 部 2011 年度研究の 第三者評価

第2部 2011年度研究の第3者評価

今年度の研究では、より精度の高い研究結果を導き出すため、学識経験者である公益財団法人埼玉りそな産業経済振興財団の宮澤謙介主席研究員に本研究のアドバイザーをお引き受けいただき、研究を進めてきた。宮澤先生からは、会議等で研究内容に対するアドバイス及び指導等をいただいたほか、2011年度研究内容について第三者視点から評価をしていただいた。この第三者評価の内容について、以下のとおり紹介する。

1 評価の視点

2011年度調査中間報告では、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯、生活保護世帯について、現状から将来にわたる動向の分析、関連施策の整理と課題抽出が行われ、多面的な事象に対する総合的な視点と課題解決に対する意欲的な姿勢が貫かれている。

本研究に対する「第三者による評価」の依頼を受けたことから、研究活動の中間段階における適切性の確認というスタンスで、以下の5つの視点を挙げることとする。

- (1) [適時性・計画性]：テーマ選定の適時性、将来を見据えた計画性
- (2) [明確性・一貫性]：研究テーマや対象範囲の明確さ、課題認識や論点の一貫性
- (3) [主体性・補完性]：行政が主体的に果たす役割の認識、他機関や制度との補完関係
- (4) [地域適合性]：上位施策では十分対応できない地域性や特殊要因への配慮
- (5) [整合性・適応性]：目的と手段の整合性、多様な課題をブレークスルーする適応性

2 調査研究の意義

(1) 社会的背景

① 超高齢社会・人口減少社会の到来 … 課題の想定と将来に向けた準備を

平成22年の国勢調査では、わが国は高齢化率23%の超高齢社会に突入し、人口減少に転じていることが明らかとなった。しかし、その動向は地域によってまちまちである。今後どのような状況、問題が発生するのかを想定し、準備を進める必要がある。

② 長引く景気の低迷と将来への不安 … 生活者の視点に立ったサポートを

高齢化や社会の不安定化は市民生活の“ゆらぎ”を拡大し、多様な分野での施策対応を迫ることになるかもしれない。その際、行政サービス（縦型）の視点と市民生活（横型）の視点を融合することが、市民生活への大きなサポートになるだろう。

(2) 政策研究への期待

① 都市経営のフロンティア

少子・高齢化と人口減少は、地域間の格差を広げる恐れがある。各自治体は行政サービスの質と財政のバランスをとりながら、アドバンテージを獲得しなければならない。政策研究は、そうした都市経営の先端を担う研究開発活動であると言える。

②市役所機能向上のダイナモ

プロジェクトチーム方式の研究が、専門的な知識や情報の共有と研究成果のフィードバックを促し、全庁的な機能向上につながる。成果の活用と人材育成が、地域の実情に応じた施策立案・運営能力をより高い水準に引き上げる原動力になると考える。

③市民本位の施策運営のプラットフォーム

本研究では多分野横断的なテーマが設定されている。このような取り組みが、個別事象への対処から総合的・統合的な対応への転換、設備整備（ハード）から生活支援（ソフト）にわたる市民生活に寄り添った行政サービスにつながることを期待する。

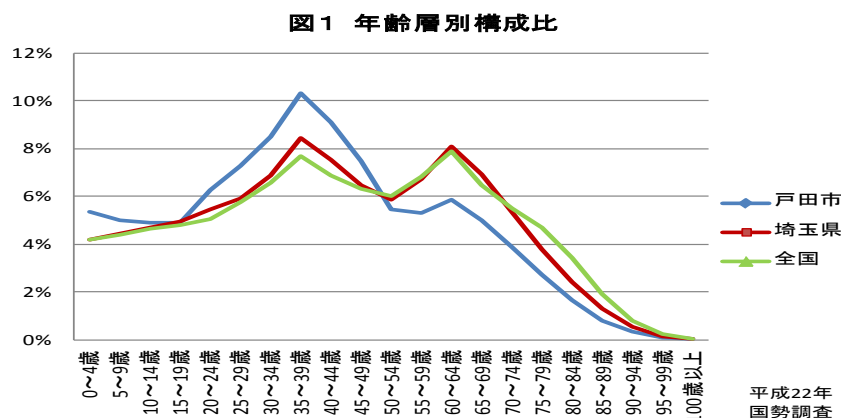
3 課題認識

戸田市の年齢層別構成比（図2-1）を見ると、20歳代から40歳代までの割合が非常に高いこと、団塊世代前後の構成比が相対的に低く小さな山を形成するに過ぎないことがわかる。こうした特徴から、県内の多くの自治体とは異なり、戸田市では現在30歳代から40歳代の世代が高齢者となる時期により激しい高齢化の波が押し寄せるというタイムラグがある。他の自治体の高齢化への対応をケーススタディとして取り込む時間的余裕が多少なりともあるとも言えるのかもしれない。

また、年齢層別流入・流出数（図2-2）を見ると、20歳代から40歳代前半までの流入・流出数が非常に多いことがわかる。特に、25～29歳と30～34歳の層は5年間で4,000人を超える流入があり、30～34歳と35～39歳の層は同じ期間中に3,000人を超える流出があった。また、20歳代から30歳代前半までが大きな流入超過となっており、5～9歳と40～44歳では逆に流出超過になっている。

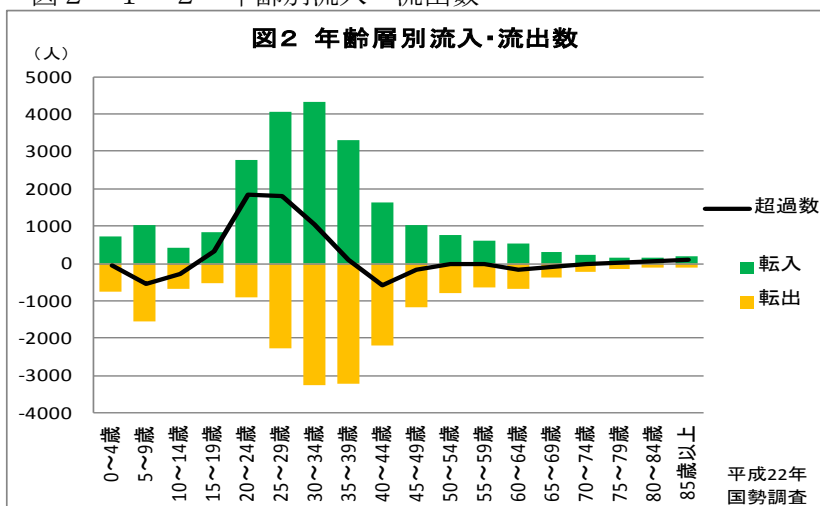
以上から、戸田市の場合、高齢化の切迫性が他市に比較して低い分、高齢者施策（介護支援主体）に立脚した視点のみにこだわることなく、生活困難者支援（生活支援）の視点を複合化することが出来そうだ。しかし、一部に流動的な市民や居住環境がある中で、住生活の安定確保に関する支援の必要性が今後さらに大きく顕在化してくるのかもしれない。

図2-1-1 年齢層別構成比



資料：埼玉りそな産業経済振興財団提供

図2-1-2 年齢別流入・流出数



資料：埼玉りそな産業経済振興財団提供

4 高齢者に対する施策の検討について

(1) 施策検討の視点

① ニーズはどこにあるのか

研究データは主に統計情報に基づくものが主体であるが、高齢者の生活実態とニーズを把握する調査の必要も認識されている。行政の各セクションの他、市内の介護事業者、ケアマネジャーやソーシャルワーカーなどの協力を得て情報を蓄積し、市民、事業者、行政の相互の関わり整理しながら、施策ニーズを探る必要があるだろう。

② 全体像をイメージできているか

高齢者を取り巻く状況は極めて多様である。また、加齢に伴って大きな状況変化を強いられることもある。多様な高齢者を類型化して捉え、時系列的な流れのなかで体系化されたイメージを持つ必要があるだろう。こうしたイメージに供給サービスを重ね合わせることで、行政が補完すべき対象が見えてくると思われる。

③ 行政が関与すべき役割は明確か

介護保険サービスは民間事業者に開放されている。事業者は採算性を重視するため、必要ではあるが十分なサービスが供給されない事態も起こり得る。こうした市場の歪みは、行政が関与することで是正できる可能性がある。健全な民間市場の育成と福祉の充実の双方の観点から、行政が関与すべき役割を明確にするべきであると考えられる。

(2) 地域性の高い課題への対応について

財政面の制約もあって、介護保険サービスは極力在宅で対応することが国の方針である。住み慣れた環境の中で生活を継続することは一つの理念として賛同できる。反面、居住環境や家族構成、健康状態や生活を継続するためのコストは一様でなく、在宅では大きな負

担を強いられる都会生活の高齢者をいかにサポートするかが課題となりそうだ。

行政と介護事業者との連携を強めることが、新たなサービス供給や施設整備の構想立案に役立つと思われる。

5 高齢者以外の住宅確保要配慮者に対する施策の検討について

(1) 障害者に対する施策

住宅関連施策については、国、県レベルで一定の支援メニューが整い、戸田市の役割が認識されている。障害者施策は全体的に複雑な制度体系ではあるが、「地域自立支援協議会」を活用することで、地域の実情に応じた目標が設定されることを期待する。

(2) 外国人に対する施策

国、県の支援施策が詳細に分析されている。それらの施策の円滑な運用を図りつつ、「国際交流協会」を活用した実態の把握と多様なサポート・交流活動を通して、地域の実情に応じた目標が設定されることを期待する。

(3) 子育て世帯に対する施策

住宅確保要配慮者の対象範囲が拡散した感がある。転入・転出の状況からは、子育て世帯の定住促進に対する問題意識が強いと思われる。本研究を端緒に、子育て支援施策との連携のもとに施策研究が展開されることを期待する。

(4) 生活保護世帯に対する施策

生活保護制度には住宅扶助があるため、住宅確保の状況把握が前提になるとと思われる。また、目標として生活保護受給者が快適に生活できる住環境の整備が意識されているが、生活保護世帯が置かれる状況との違和感を覚える。

6 各視点からの評価

以上を踏まえ、冒頭に示した5つの視点から本調査研究を評価する。

(1) 適時性・計画性 … [◎] 適切かつ特筆すべき点あり

高齢化の急速な進展をはじめ、各分野の状況を整理し、住宅確保に関する諸問題が大きく顕在化する前に手当しようとする姿勢を評価する。

(2) 明確性・一貫性 … [○] 適切

多分野の行政施策を、市民の住生活の視点で再考する点に本研究の妙味があると評価できる。研究を深める前に、対象とする範囲や条件を再確認しておくとういだろう。

(3) 主体性・補完性 … [◎] 適切かつ特筆すべき点あり

制度の体系的な分析と現状や将来予測に立脚した課題抽出が行われており、中間報告段階の目標水準に達していると評価する。今後の施策検討に独自の取り組みを期待する。

(4)地域適合性 … [○]適切

統計情報等の詳細な分析に基づいて課題を抽出する姿勢が評価できる。独自の制度を作り込むためには、今後さらに実態的な情報から検討する必要があると考える。

(5)整合性・適応性 … [－]中間報告段階では評価せず

中間報告では課題抽出までの水準を到達目標としているため、現段階では十分な判断材料が揃っていない。今後継続して研究が深められることに大きな期待感を持つ。

第 3 部

高齡者住宅施策

第1章 市営住宅を建設した場合の建設費等シミュレーション分析

1 市営住宅等公営賃貸住宅への期待

我が国においては、少子高齢化の急速な進行など社会経済情勢が大きく変化する中で、高齢者、障害者、外国人、生活保護世帯、子育て世帯など社会的弱者の居住安定や、子育てしやすい住環境の確保が求められている。また、担税能力が高く地域の活性化に資する若年世帯の居住促進も求められており、地域において対応すべき居住ニーズが多様化している。また、市営住宅をはじめとする公営賃貸住宅は、高齢者を中心とした低額所得者など社会的弱者の居住安定を確保するためのセーフティネットとして、地域の様々な居住ニーズを踏まえて供給が進められてきた。

しかし、現状では高い応募倍率や、老朽建物の増加、市場での高齢者向けのバリアフリー化された住宅の不足など、急速に多様化が進む地域の居住ニーズに十分対応仕切れていない。今後も住宅セーフティネットの機能向上を図ることが不可欠であり、その中心的役割を担う公営賃貸住宅についても、福祉やまちづくり等の施策と一体となって、地域の実情をよりの確に反映したセーフティネットとして供給することができるシステムを構築することが求められている。

2 戸田市内の市営住宅の現状と課題

高齢者を中心とした住宅確保要配慮者⁵の住宅施策を研究する上で、特別養護老人ホームをはじめとした施設整備や、新たな市営住宅建設の検討は避けて通れない。しかし特別養護老人ホームの施設整備については2011年度の研究において「財政面の制約や開設期間、用地の問題等から、施設整備は必要であるが、新設には限界があると思われる。」⁶と結論付けている。

そこで、本章では、市営住宅の現状と課題を把握し、戸数確保のため新たに市営住宅を建設した場合の建設費や建設後のランニングコストについて試算を行う。これにより、多額な投資が必要となるハード整備に過度に頼ることなく、各種助成制度をはじめとしたソフト事業の充実を推進していく上での裏付けとしたい。

(1) 市営住宅の現状

市営住宅は、公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)を根拠法令とし、市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施

⁵「住宅確保要配慮者」とは、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。(「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年7月6日法律第112号))。

⁶ 戸田市政策研究所「超高齢社会に備え高齢者を中心とした住宅確保要配慮者に対する住宅施策の充実に関する研究(中間報告書)」2011年度、P109

設と条例⁷で規定されている。戸田市では、現在、表 3-1-1 のとおり 8 棟の市営住宅があり、管理戸数は 231 戸となっている。また、家賃は居住者の収入基準により決定され、2011 年度の家賃収入総額は、59,904,426 円である。

表 3-1-1 戸田市の市営住宅及び家賃

名称	戸数	建築年度	築年数	家賃
川岸住宅	24 戸	1970 年度	42 年	10,200 円～20,100 円
柳原住宅	30 戸	1971 年度	41 年	12,600 円～24,700 円
もくせい住宅	16 戸	1977 年度	35 年	17,700 円～34,800 円
後谷住宅	20 戸	1978 年度	34 年	20,000 円～39,200 円
笹目夏浜住宅	24 戸	1986 年度	26 年	22,400 円～44,000 円
笹目中居田住宅	22 戸	1995 年度	17 年	20,400 円～57,200 円
下前住宅	40 戸	2000 年度	12 年	20,000 円～58,800 円
下笹目住宅	55 戸	2008 年度	4 年	20,100 円～59,100 円

なお、車椅子対応として笹目中居田住宅及び下笹目住宅に 3DK、下前住宅に 2LDK と 3DK の計 4 居室が整備されており、引き戸、間口幅やバリアフリー対策が施され、高齢者や障害者等への配慮がなされ、現在は満室である。さらに、下笹目住宅の 1 階部分には、市内の社会福祉法人が共同生活介護のサービスを提供する「ケアホーム下笹目」が 10 居室設置され、障害者に特化した配慮がなされ、こちらも現在は満室である。

(2) 現入居世帯の状況

市営住宅入居世帯のうち 61 歳以上の世帯主割合、及び建設当時からの入居世帯割合は、表 3-1-2 のとおりである。61 歳以上の世帯主割合は 8 棟平均で 70.9% であり、入居者の高齢化の進行が見て取れる。また、建設当時からの入居世帯割合は 8 棟平均で 44.0% であり、入居者の経済状況等によっては永続的な入居実態の傾向が伺える。

表 3-1-2 世帯主年齢割合(61 歳以上)及び建設当時からの入居世帯割合

名称	世帯主年齢割合(61 歳以上)	建設当時からの入居世帯割合
川岸住宅	79.2%	20.8%
柳原住宅	65.4%	36.7%
もくせい住宅	73.3%	50.0%
後谷住宅	66.7%	40.0%
笹目夏浜住宅	69.6%	62.5%
笹目中居田住宅	68.2%	59.1%

⁷戸田市営住宅条例第 2 条第 1 号(平成 9 年 9 月 26 日条例第 35 号)。

下前住宅	75.6%	70.0%
下笹目住宅	69.1%	12.7%

(3) 市営住宅の抱える課題

空き部屋応募倍率では、前述のとおり入居者の高齢化や永続入居実態によって、空き部屋の確保が極めて困難な状況が続いていることから、倍率は跳ね上がり、過去3年間の倍率は最低で4倍から最高で100倍に達している。このため、住宅確保要配慮者にとって、市営住宅への入居はたいへん厳しい選択肢であると言える。

また、退去時修繕への負担⁸や、樹木消毒・せん定業務、雑排水管清掃業務、昇降機設備保守点検業務等に対する委託料⁹等、市営住宅を維持していく上での経常的経費のほか、今後は、耐震補強工事¹⁰、経年劣化による大規模修繕¹¹等、市の行財政に多額の負担を強いられることが懸念される。

3 市営住宅建設費等シミュレーション分析

ここでは、市が土地を購入し、2008年度に建設された下笹目住宅と同規模の市営住宅を建設する場合の建設費等を、下笹目住宅の建設費等を基準としてシミュレーションする。

表3-1-3 シミュレーションする市営住宅の規模

	新設市営住宅	下笹目住宅
敷地面積	2,000.00 m ²	2,053.69 m ²
延べ床面積	3,000.00 m ²	2,996.06 m ²
構造	鉄筋コンクリート造7階建	鉄筋コンクリート造7階建
戸数	55戸	
	住戸形式 1DK30戸・2DK18戸・3DK6戸・3DK(車椅子対応)1戸	
その他施設	ケアホーム1施設	ケアホーム1施設 350.01 m ²

(1) 用地購入費

下笹目住宅と同規模の市営住宅を建設する場合、2,000 m²程度の土地が必要である。現在、戸田市の市有地ではこれだけの広い土地を所有していないため、新たに土地を購入する必要が生じる。よって、2,000 m²の民間所有の土地を市が買い上げて市営住宅を建設することで試算すると、用地購入費は約420,000,000円と試算された。

⁸ 戸田市営住宅退去時修繕実施要綱(平成11年4月1日施行)別表2及び別表3の規定により、市が修繕料の3分の2又は全額を負担するもの。2011年度の修繕料の決算額は、7,350,000円。

⁹ 2011年度の委託料の決算額は、12,010,027円。主な内訳は、樹木消毒・せん定業務2,315,250円、雑排水管清掃業務1,126,020円、昇降機設備保守点検業務2,879,100円である。

¹⁰ 0000年に実施した柳原住宅の耐震補強工事等の経費は、約70,000,000円である。

¹¹ 0000年に実施した川岸住宅の設備改修工事等の経費は、約92,000,000円である。

$$2,000 \text{ m}^2 \times 208,500 \text{ 円/m}^2 \text{ }^{12} = 417,000,000 \text{ 円} \approx 420,000,000 \text{ 円}$$

(2) 建設費等

下笹目住宅と同規模の市営住宅を建設する場合、表3-1-4のとおり本体工事費用は930,000,000円と試算された。また、本体工事以外の業務(④⑤⑥)の小計は45,000,000円であり、合計額は975,000,000円と試算された。よって、上記用地購入費と合計すると、新たな市営住宅の建設には、地域における住宅政策の推進を総合的に支援するための国の「社会資本整備総合交付金」を活用することはもちろんであるが、総額で1,395,000,000円という多額の予算投入を余儀なくされる。

表3-1-4 新設する市営住宅の建設費等

工事等名	金額
① 建築工事	700,000,000円
② 電気設備工事	80,000,000円
③ 機械設備工事	150,000,000円
④ 設計業務	25,000,000円
⑤ 地質調査業務	5,000,000円
⑥ 監理業務	15,000,000円
⑦ 合計(①から⑥までの総和)	975,000,000円
⑧ 工事費用(①+②+③)	930,000,000円

さらに、本体工事費用から1㎡単価を除す(930,000,000円÷3,000㎡)と、1㎡あたり310,000円の工事費用となり、それぞれの居室形態で乗すと、1DK(約40/㎡)は12,400,000円、2DK(約50/㎡)は15,500,000円、3DK(約60/㎡)は18,600,000円となる。

4 まとめ

以上の市営住宅を新設した際の費用等のシュミレーションを行った。この結果から、市営住宅を新たに新設する場合、課題として多額の財政的な負担が生じることが明らかになった。

また、費用対効果の側面からみても、仮に1DKに家賃20,100円の人が入居したとすれば、工事費用を投資した金額を回収できるには約50年間が必要となる。さらに、前述したとおり経年劣化による大規模修繕等の必要も生じてくることから、施設新設に係る費用と合わせて、既存の住宅の修繕に対する多大な財政負担が生じると考えられる。

また、建設には相応の期間も必要であるため、待機者に合わせて施設を建設しても、そ

¹² 1㎡単価は、「平成24年度埼玉県地価調査基準値価格一覧(平成24年7月1日現在)」(中武不動産鑑定株式会社発行)の住宅地の平均価格を引用した。なお、商業地の平均価格は252,000円/㎡、準工業地の平均価格は153,000円/㎡、工業地の平均価格は154,000円/㎡である。

の間にまた待機者が増加し、結果的に待機者の減少につながらない可能性もある。

以上のことから、最低限の住宅ストックの増加は必要ではあるものの、今後増加を続けると見込まれる高齢者等の住宅確保要配慮者に対して、施設の建設を続けていくのは難しい。今後の住宅施策の方向性としては、ハード面に頼りすぎることなく、ソフト事業の充実に軸足を置いていくことが望ましいと考えられる。

第2章 高齢者住宅施策

1 2011年度の研究から得られた課題提議

(1) 老人介護施設の課題

特別養護老人ホームなどの老人介護施設の設置には、土地、整備にかかる費用や期間、ランニングコスト、介護保険料の上昇などの課題も多いが、要介護度が高く施設入所が必要な高齢者の増加の状況によって、計画的に設置していく必要がある。

また、一方で2000年の制度発足以来12年が経過した介護保険制度も、施設介護から在宅介護へと方向転換をしていることから、今後は住生活の場を担う大きな施設ではなく、訪問型の介護サービスを自宅へ提供できる、在宅介護事業所を中心に施策展開していくことが必要である。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の課題

サービス付き高齢者向け住宅は、法改正により厚生労働省が高齢者住宅施策の柱として掲げている事業であり、登録認可している埼玉県ホームページによると、2013年1月1日現在において埼玉県内では113件、4,113戸の登録がある。戸田市の登録状況については、表1のとおり3件、160戸である。

表3-2-1 戸田市内サービス付き高齢者向け住宅登録一覧

所在地	戸数	家賃概算 (万円)	専有面積 (㎡)	提供サービス
南町	56戸	10.7	25.17	状況把握及び生活相談 / その他のサービス
大字新曽	62戸	10.7	25.17	状況把握及び生活相談 / その他のサービス
本町	42戸	7.3~9.71	18.2~24.92	状況把握及び生活相談/食事の提供/入浴、排せつ、食事等の介護/調理、洗濯、清掃等の家事

出典：サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

<http://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php>

(住宅名については割愛)

サービス付き高齢者向け住宅の内容として、上段の例では、単身向けの約25㎡のワンルーム個室に浴室・トイレ・キッチン付きで、生活支援サービスとして24時間の緊急時対応と安否確認、介護等の相談機能、外部事業者への取次ぎ、簡単な営繕作業等を備えているほか、有償ではあるが食事のサービスも行っている。

では、肝心の入居費用はどのくらいかかるのであろうか。市内にあるサービス付き高齢者住宅を例にして、家賃、共益費、生活支援サービス費等の入居費用についてまとめたものが表2である。

表3-2-2 サービス付き高齢者住宅の入居費用例

面積	家賃	共益費	生活支援サービス費	月額利用料合計	食費
25 m ²	107,000 円	10,000 円	31,500 円	148,500 円 (敷金礼金なし)	40,950 円 (1日3食1,365円)
18.20m ²	73,000 円	38,000 円	37,590 円	148,590 円 (敷金礼金:家賃の2箇月分)	63,000 円 (1日3食2,100円)

出典：サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

<http://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php>

表2では2つの例を挙げているが、上段の方の家賃の月額が10万円代であり、共益費、生活支援サービス費を含めると15万円弱、さらに食事サービスを含めると19万円弱となる。これに光熱水費、介護保険1割負担及び医療費が加わるとすると、月の生活に係る費用は20万円を超えてくる計算となる。

バリアフリー仕様で見守りなどの生活支援サービスがあるサービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の住居としては理想的な形ではあるが、純粋な家賃が10万円代となると、収入が少ない住宅要配慮高齢者にとっては、入居することが非常に難しくなってくると思われる。

このような高額な入居費用の設定は、家主である民間企業の経営の視点を勘案すると致し方ない面がある。当然ながら民間企業としては、多額の土地や建設の費用の採算をとり、少なからずとも利益を上げていかなくてはならない。ともすれば、まだまだ登録数が少なく創成期であるサービス付き高齢者向け住宅の入居費用の設定は、ある程度の収入がある高齢者をターゲットにして、採算性を確保していきたいという方向にならざるをえないため、必然的に高めに設定されることは想像がつく。

よって、今後サービス付き高齢者向け住宅が、幅広い所得階層の高齢者へ普及していくためには、初期の入居者によりある程度の採算性が見込め、また、登録数が増加して市場競争の原理が働くことにより、入居費用が下がってくる段階までのある程度の期間がかかると思われる。

(3) 市営住宅をはじめとする公営住宅等の課題

一方で、収入が少ない住宅確保要配慮高齢者にとっては、家賃負担が軽減された市営住宅をはじめとする公営住宅が条件的には合致する。

市営住宅をはじめとする公営住宅等は、住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するための中心的な役割を担い、一定の成果を挙げてきたが、その現状はどのようなものであるか。

現在、戸田市の市営住宅は8箇所、231戸設置されているが、常に空き室がない状況が常態化している。一旦入居となると入居期間が長期に渡り、相当な理由がない限りは、空きは出ないのが現状である。

そのような中でも、入居者の死亡などにより空きが出た際には入居募集をすることとな

るが、1戸の募集に対して申込者の倍率が10数倍から最大で100倍となるくらいの申込みが殺到する。

このような市営住宅の入居希望者が多い要因としては、低廉に抑えられた家賃設定と入居期間の設定がないことによるものが考えられる。

一つ目の要因の低廉な家賃設定についてであるが、市営住宅の家賃は、収入の状況にもよるが、例を挙げると、2DKで10,200円～20,100円、2LDKで27,500円から54,000円である。方や、市内の一般の民間賃貸住宅の家賃については、地域的な偏りはあるが、市営住宅の近隣の民間賃貸住宅と比べても、かなり家賃負担が少ない。

そして、二つ目の要因の入居期間の未設定については、一旦入居することができれば、相当の理由がない限り、未来まで住宅が保障されるような面があることである。

このような利点があることから、市民にとって市営住宅の設置は望まれるところではあるが、前章にも述べたとおり、一つの市営住宅を設置する場合の土地、建設費をはじめとする費用は10億円と膨大になり、また、最大でも50戸から60戸程度の設置となることから、費用対効果の面で非常に非効率である試算結果が出ている。

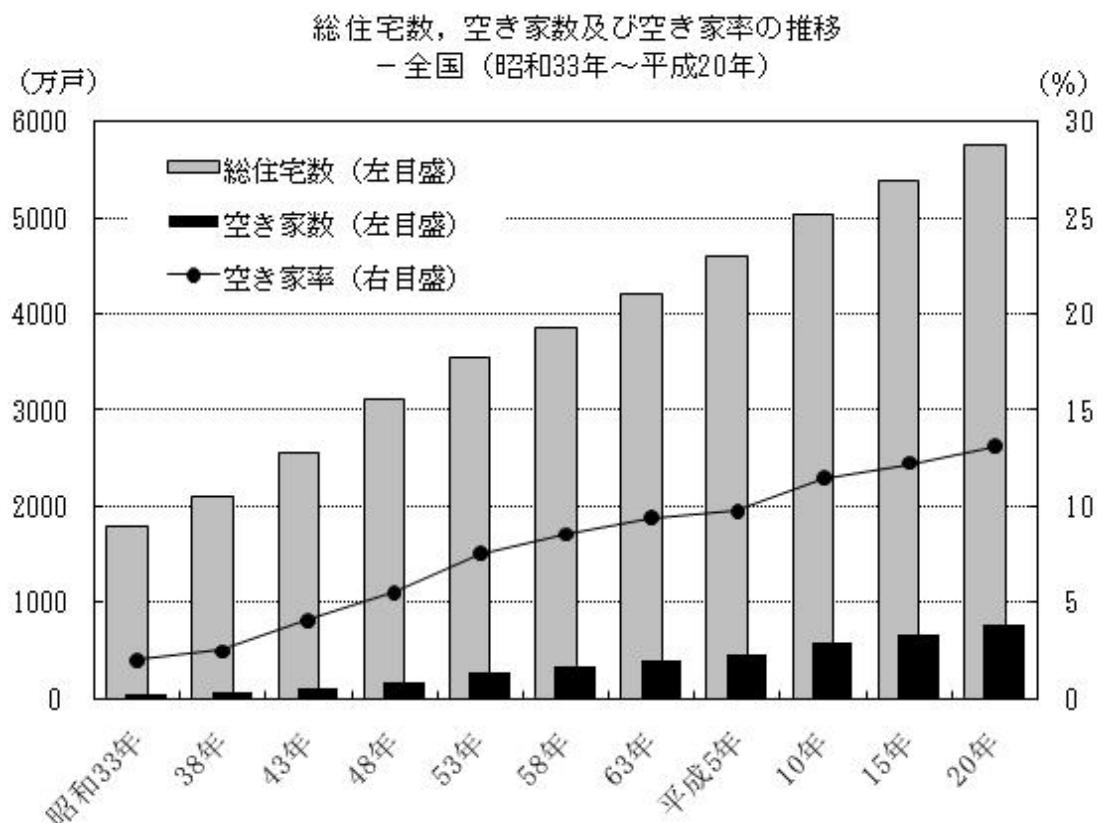
しかしながら、一旦市営住宅に入居することで、低廉な家賃により長期にわたって住宅を確保されている者がいる一方で、様々な要因により早急に入所を希望しながらも市営住宅に入居できない住宅確保要配慮高齢者がいる状況を解消する住宅施策の必要性は高い。

(4)民間賃貸住宅の空き家の現状

入居希望者が多く、需要が多い市営住宅への入居の困難性や新設の困難性が高まる一方で、民間賃貸住宅をはじめとした民間住宅はどのような現状であるのか。

総務省統計局のホームページに興味深い資料がある。5年に1回行われる住宅・土地統計調査によると、2008年の日本全国の民間住宅の総住宅数は5759万戸となっており、2003年からの5年間に370万戸(6.9%)増加している。しかし、その一方で2008年の総住宅数5759万戸のうち、空き家数が757万戸を記録し、2003年の5662万戸から97万(14.6%)増加している。総住宅数に占める割合(空き家率)は2003年の12.2%から13.1%に上昇し、過去最高を記録している。

図3-2-1 総住宅数、空き家数及び空き家率の推移



出典：総務省統計局ホームページ

http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2008/10_1.htm

全国的に空き家が増加している中で、都市部の空き家の状況は、3大都市圏の空き家が363万戸で、空き家率は12.1%、3大都市圏以外では392万戸で14.3%となっており、都市部の空き家率が若干低い状況である。なお、埼玉県の空き家率は10.6%であり、沖縄県10.2%、神奈川県10.5%について全国でも3番目に低い状況となっている。また、民間住宅の空き家数全体に占める民間賃貸住宅の割合は、54.5%となっており、空き家の半数以上を民間賃貸住宅が占めている結果となっている。

総務省の「平成20年住宅・土地統計調査」を見ると、戸田市においても空き家が6,160戸ある。このうち、民間賃貸住宅の空き家は、腐朽・破損しているものを除き、一戸建てが150戸、長屋建・共同住宅が3,400戸で合計3,550戸あることがわかった。

こうした民間賃貸住宅の空き家を有効に活用できる施策の検討が必要であると考え。

2 課題解決へ向けた取り組み

今後の住宅施策においては、現在、市営住宅を希望しているが、入居できない単身で年金等の収入が少ない住宅確保要配慮高齢者を対象として、できるだけ即効性のある住宅施

策が必要である。

前述1(3)の課題として挙げた、現状の市営住宅の設置の困難性を考慮すると、ソフト事業としての家賃補助制度の導入も検討していかなくてはならないが、単なる金銭給付による家賃補助制度の導入は、民間賃貸住宅家賃の引き上げを招くことも想定され、結果的に住宅確保要配慮者の生活の根幹を支えるものにならないことも懸念される。

このような要因を含めて考えていくと、家賃補助制度を導入するに当たっては、家賃が引き上げにならない要件を家主側にも設定するなどの工夫が必要である。

また一方で、市営住宅の設置が困難ななかで考えていかなければならないのは、前述の1(4)でふれた、民間住宅の空き家の増加の状況である。民間賃貸住宅の空き家の増加を市営住宅の代替として、なんとか活用できないか。

以上のようなことを勘案した上で、今回の研究においては、以下のような住宅施策（ソフト事業）を展開できないかと、一つの仮説として掲げてみた。

【仮説】

市営住宅の代替として、一定の要件を満たした空き家となっている民間賃貸住宅の入居に当たり、低所得者に配慮した家賃補助を組み合わせた制度を導入してみようか？

《民間賃貸住宅の認定要件》

- ①市営住宅と同等または近似した住環境設備を備えている。
- ②家賃額の上限を満たしている。

《入居者の要件》

- ①市営住宅の入居を希望し、入居申請をしている。
- ②市営住宅の入居要件を満たしている。

《家賃補助の設定の要件》

- ①低所得者に配慮した家賃補助額を設定する。
- ②家賃補助の期間を設定する。

3 先行事例研究 ～ひたちなか市の家賃補助制度～

(1) 視察の目的

先に掲げた仮説の要件を加味した先進的な住宅施策事業を実施している自治体を調べたところ、茨城県ひたちなか市の家賃補助制度が該当した。PTでは、2013年2月15日にひたちなか市を視察し、2010年から実施している市営住宅の代替としての家賃補助制度について、実施に至った背景と課題、事業内容、実施の際の手順、実施後の状況と課題など、十数件にわたる質問を行った。以下は、ひたちなか市の視察についてまとめた

ものである。

(2) ひたちなか市の概要

ひたちなか市は、1994年11月1日勝田市と那珂湊市が合併して現在に至っている。茨城県の中央部からやや北東に位置し、東に太平洋、南は那珂川を隔てて水戸市に接し、東西約13キロメートル、南北約11キロメートル、面積が99.07平方キロメートルを有する、人口約16万人の都市である。近年では、北関東の中核都市として、常陸那珂港、北関東自動車道による物流の拠点としての整備が進み、沿岸部は「阿字ヶ浦海岸海水浴場」や夏に行われるロックフェスタの会場で有名な「国営ひたち海浜公園」などの観光スポットを擁する豊かな自然に恵まれおり、那珂湊漁港をはじめとした水産加工業が発展している。また、内陸部では市街化、工業化も進み、製造業を中心とした工業都市として成長を遂げているまちである。

(3) 戸田市とひたちなか市との比較

ひたちなか市の人口に関する状況は、2012年10月現在、総人口が15万7,141人で、戸田市の12万6,988人より3万人多い。平均年齢は42.99歳であり、39.07歳である戸田市と比べると3.92歳も高い数値であるとともに、高齢化率は20.5%であり、戸田市の14.5%と比べると6ポイント高い状況であった。2002年からの人口の伸びは4,999人であり、戸田市の15,283人と比べると約3分の1の伸びにとどまっている。

市営住宅は、24団地で88棟あって戸田市の11.00倍、戸数は1,935戸で8.37倍と、いずれも断然の違いがあった。

介護保険関連施設については、特別養護老人ホームは戸田市の2.5倍、介護老人保健施設は3.0倍あり、高齢化率が20.5%に至るまでの経過のなかで、要介護者の増加に伴う入所希望者の増加により、順次設置されてきた様子が見えてくる。

表3-2-3 戸田市とひたちなか市との比較一覧（2012年10月現在）

項目	ひたちなか市	戸田市
面積	99.07 km ²	18.17km ²
総人口	157,141人	126,988人
平均年齢	42.99歳	39.07歳
老年人口	33,208人	18,403人
高齢化率	20.5%	14.5%
市営住宅	88棟（24団地） 1,935戸	8棟 231戸
介護老人福祉施 （特別養護老人ホーム）	5箇所	2箇所
介護老人保健施設	6箇所	2箇所

介護療養型医療施設	2箇所	1箇所
グループホーム	13箇所	7箇所
小規模多機能型居宅介護	2箇所	2箇所

(4) ひたちなか市の家賃補助制度の概要

ひたちなか市の家賃補助制度は、市と不動産業者とが連携を図り、市内のある一定の条件を満たした民間賃貸住宅の空き家を活用して、それらの住宅に市営住宅入居資格がある市民が入居された場合に、家賃の一部を補助する制度である。その趣旨は、住宅に困窮する者の居住の安定を確保するため、市内の良質な民間賃貸住宅に入居する者に対し、家賃の一部を補助することとであり、「ひたちなか市民間賃貸住宅家賃補助事業実施要綱」の第1条に明記されている（詳細は、**巻末資料の要綱を参照**）。

ひたちなか市の家賃補助制度の概要は表4、ひたちなか市の家賃補助制度のしくみは図2のとおりとなっている。

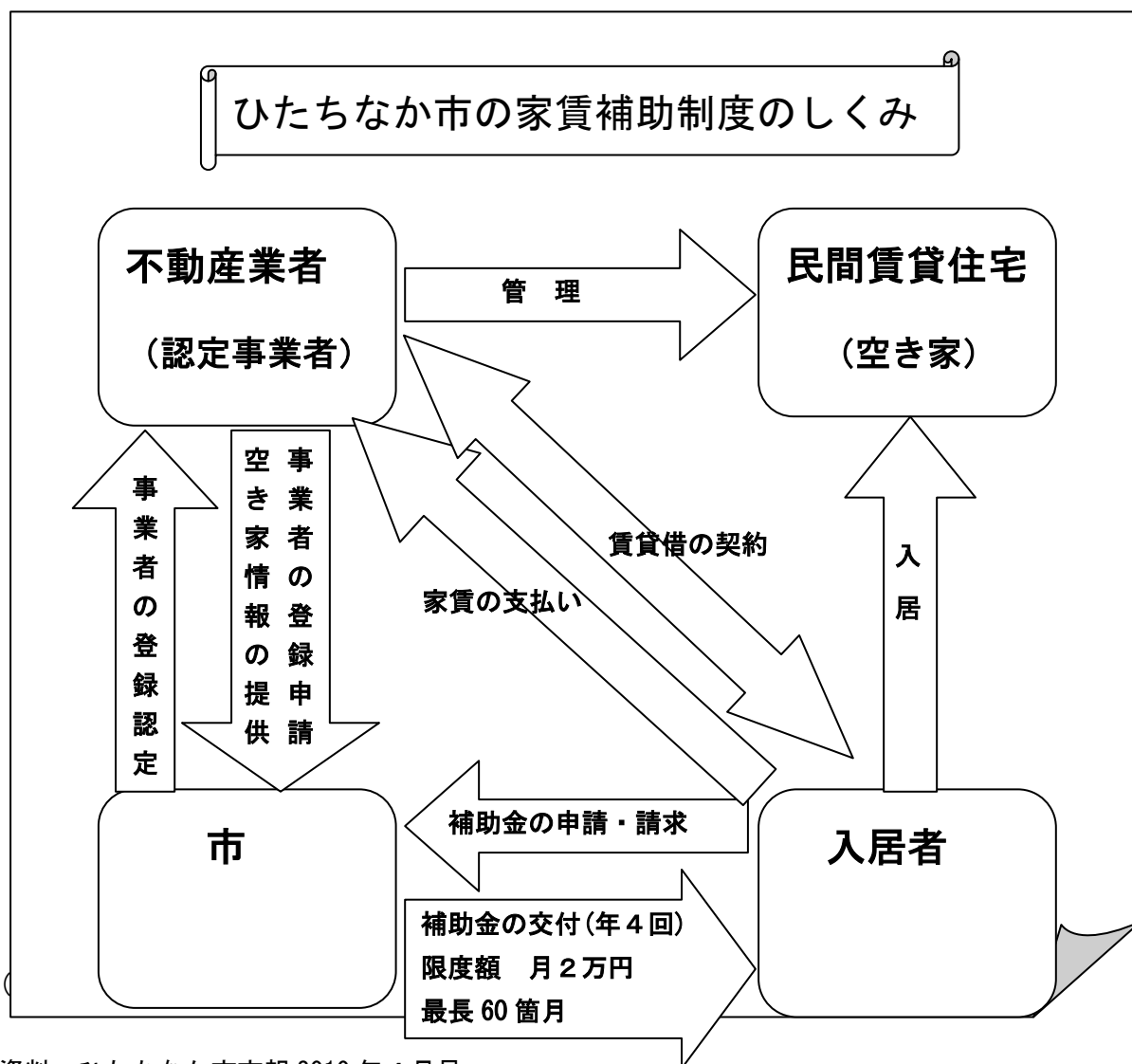
表3-2-4 ひたちなか市の家賃補助制度の概要

認定事業者・補助対象住宅要件・事業内容		
1	認定事業者の要件	①市内に本社または営業所を置く事業者であること。 ②市税の滞納がないこと。 ③補助の対象となる民間賃貸住宅の空き情報を提供できること。 ④宅地建物取引業の免許を取得している事業者であること。
2	補助の対象となる民間賃貸住宅の要件 (市が認定した事業者が提供する民間賃貸住宅で、右の要件をすべて満たしていること。)	①市内の民間賃貸住宅で、新耐震基準(昭和56年)を満たしていること。 ②共同住宅の場合は、消火器・火災警報器の設置があること。その他の住宅の場合でも火災警報器の設置がされていること。 ③家賃は月額50,000円以下(管理費、共益費及び駐車場使用料を除く。)であること。 ④敷金は月額家賃の2か月分を限度とし、礼金は無いこと。

3	認定事業者の事業内容	<p>①「民間賃貸住宅空家情報提供シート」の提出 認定事業者が管理している住宅（上記2に該当する住宅に限る。）の空き家情報を提供するためのもの。市の空家情報コーナーに空き家情報を置き、空き家情報を市民に公開する。空き家情報は常に最新の状況となるよう、随時更新が必要</p> <p>②「民間賃貸住宅入居承諾書」の交付 上記2に該当する住宅に住むこととなった市民が、家賃補助を受けるために交付するもの。市民が入居の際に必要な</p> <p>③「家賃支払証明書」 家賃を完納している市民が家賃補助を受けられるため、その確認のために交付するためのもの。家賃補助の請求が年4回あるため、その都度交付が必要</p>
申請者の要件・家賃補助内容		
申請者	右の要件をすべて満たしていること。	<p>(1) 市内に住所又は勤務場所があること。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 ア 親族には、婚約者も含む。 ただし、入居日までに入籍することが条件 イ 単身者でも次の場合は申込みが可能 ただし、日常生活で常時介護が必要な方は、入居申込み不可 a 60歳以上の方又は昭和31年4月1日以前に生まれた方 b 障害者手帳の交付を受けた方 ・身体障害の程度 1級から4級 ・精神障害の程度 1級から3級 ・知的障害の程度 精神障害の程度に相当する程度 c 戦傷病者（特別項症から第6項症及び第1款症） d 原爆被爆認定者及び海外引揚者（引揚5年以内） e 生活保護受給者（住宅扶助を受けていないこと） f ハンセン病療養所入所者 g DV被害者で一定の要件を満たす方 ウ 同居が不自然な場合は、申込みは認められない。（例）婚約中で、婚約者のほかに両親又は祖父母の一方のみと同居しようとする場合等</p> <p>(3) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。 ※持家のある方（現在居住していなくても、名義が申込み者になっている場合も含む）及び既に公営住宅に入居している方は原則として申込み不可</p> <p>(4) 市税を滞納していないこと。</p>

		(5)収入基準にあてはまること。 ・一般世帯：収入月額 158,000 円以下 ・裁量世帯：収入月額 214,000 円以下
		(6)暴力団の構成員でないこと。
		(7)生活保護法による住宅扶助を受けていないこと。
家賃補助内容	家賃補助額	家賃相当額の2分の1（上限20,000円）
	補助期間	家賃補助開始から最長60箇月
	交付時期	年4回（4. 7. 10. 1月に前3箇月分を交付）
	交付要件	交付の時点で、家賃及び市税を滞納していないこと。

図3-2-2 ひたちなか市の家賃補助制度のしくみ



資料：ひたちなか市市報 2010 年 4 月号

今回視察を行ったひたちなか市に対しては、(5)の家賃補助制度の概要及び家賃補助制度のしくみについて教えていただいたが、市営住宅の補完としての民間賃貸住宅の空き家を活用した家賃補助制度の実施に至った経緯から家賃補助制度の課題について、以下の10項目にわたる質問を中心にヒアリングを行った。質問と回答は表5のとおりである。

表3-2-5 家賃補助制度視察質問事項（茨城県ひたちなか市）

No	質問内容	回答
1	家賃補助制度の目的は、「市民の方の居住の安定を確保するため」のことでありますが、課題の状況から実施に至った経緯について教えてください。	<p>2009年7月に老朽化した市営住宅113戸の廃止を決定した。用途廃止に伴う住宅不足に対応するため、民間業者と連携し、住宅に困窮する市民に安心して低廉な家賃で入居できる住宅を供給するため、2010年4月に本制度を創設した。背景としては、現在の当市の財政状況では新規の市営住宅の建設が難しいことが挙げられる。</p> <p>費用対効果の面では、借り上げ等に比べ家賃補助の方が効果が高いこと、また、市内の民間賃貸住宅戸数は14,000戸程度あるが、そのうち約500戸前後が空き家となっているため、空き部屋となっている民間賃貸住宅を活用し、市営住宅を補完するとともに、まちの活性化を図るという政策的な面も導入の理由の一つである。</p>
2	家賃補助の実施状況と実績について、以下の点について教えてください。 ①認定業者数	<p>2010年 17社 2011年 17社 2012年 16社 (認定期間5年)</p>
	②認定業者からの情報提供戸数	196戸
	③家賃補助による入居戸数	<p>2010年 20件 2011年 20件 2012年 20件 2013年 20件（予算要求による予定件数） 2014年 20件（予算要求による予定件数） ※5年間で100戸の予定</p>
	④入居者の年齢状況	<p>2010年から2012年までの3年間の入居者60件の状況 60歳以下 49件 60歳以上 11件</p>
	⑤入居待ちの状況	<p>入居待ちという概念はない。募集時の状況において、入居者多数による抽選に至ってはいない。</p>

	⑥家賃補助の予算額	2010年 2,400,000円 2011年 8,400,000円 2012年 13,200,000円 2013年 16,680,000円
	⑦家賃補助の決算額	2010年 2,120,000円 2011年 7,860,000円 2012年 10,800,000円（見込み）
3	入居申請、判定の手順等について教えてください。	<p>(1) 入居者の募集・抽選（入居申込みに必要な書類の提出）</p> <p>(2) 資格審査（表4の入居要件について、提出書類による確認）</p> <p>(3) 入居承諾書の取得・市への提出（空き家情報コーナーに設置してあるリストの中から希望する住宅を選び、希望する住宅を管理する認定事業者から入居承諾書を取得後、市へ提出し、補助資格決定者を審査する。）</p> <p>(4) 民間賃貸住宅契約・入居（補助を開始する月の末日までに契約し、入居することが必要）</p> <p>(5) 補助金交付申請（年度に一度申請。次年度以降は所得要件を審査）</p> <p>(6) 補助金の交付請求【10月、1月、4月、7月】（市税・家賃を完納していることが条件）</p> <p>(7) 補助金交付（請求の都度、指定口座へ振込み）</p> <p>(8) 補助金交付終了（60箇月後）</p>
4	家賃補助額を2分の1（上限20,000円）とした理由について教えてください。	<p>市営住宅のほとんどは風呂がなく、月額家賃の平均は約20,000円で、風呂付き住宅の場合の家賃は19,500円から49,500円と、風呂なし住宅よりも高い設定となっている。</p> <p>一方、民間賃貸住宅ではほとんどが風呂、エアコンが付いており、建築年数が経過した住宅でも、2DKで家賃は45,000円から50,000円程度であるため、市営住宅の風呂付住宅の家賃を考慮し、20,000円に設定した。</p>
5	家賃補助期間を60箇月とした理由について教えてください。	<p>(1) 当選者、落選者の不公平感を是正するため。</p> <p>(2) 一人でも多くの人を救済するため。</p> <p>(3) 自立を促すため、補助金の期間を制限した。</p> <p>※60ヶ月後に認定事業者が提供している他の物件へ引っ越しることにより、補助金の申請は可能。</p>

6	<p>賃貸住宅の認定要件の設定理由について教えてください。</p> <p>(1)市内の民間賃貸住宅で、新耐震基準（昭和56年）</p> <p>(2)消火器・火災警報器の設置</p> <p>(3)家賃月額50,000円以下（管理費、共益費及び駐車場使用料を除く。）</p> <p>(4)敷金は月額家賃の2か月分を限度とし、礼金は無いこと。</p>	<p>(1)安全性確保の面から、新耐震基準（昭和56年）を満たすことは必要と考えたため。</p> <p>(2)安全性確保の面から、消防法を遵守することは必要と考えたため。</p> <p>(3)補助金が20,000円であることを考慮し、本人負担が最高でも30,000円となるよう設定した。</p> <p>(4)市営住宅入居時の負担とほぼ同額程度になるようにした。</p>
7	<p>当該事業を立ち上げるに当たり、民間業者等との事前の打ち合わせがあったのであれば状況を教えてください。</p>	<p>認定事業者の希望があった1社に、空き家が約500件あるとの情報を受けた。その1社に、制度開始前に業者間への周知を依頼した。</p>
8	<p>民間業者の認定の手順について教えてください。</p>	<p>1 2010年4月25日 市広報により募集告知</p> <p>2 2010年4月26日から2010年5月28日にかけて募集</p> <p>◎申込み必要書類</p> <p>①民間賃貸住宅認定事業者登録申請書</p> <p>②宅地建物取引業の免許の写し</p> <p>③市税完納証明書</p> <p>3 2010年5月31日 認定事業者登録について市長決裁（申請17社→登録17社）</p> <p>4 2010年6月4日 認定事業者向け説明会を実施</p>
9	<p>当該事業の実施に当たって苦心した点を教えてください。</p>	<p>当初、民間事業者からの認定申請があるかどうかの懸念はあったが、業者間への周知の結果、17社の認定事業者が決定できた。</p>
10	<p>家賃補助制度の課題があるとすれば何か、教えてください。</p>	<p>入居募集を始めて3年になるが、当初の抽選段階で募集20戸に達しなかったため、追加募集を行った。</p> <p>家賃が50,000円以下の設定のため、空き家も比較的に最新でないものがあるため、入居希望者がより好みをしていることが想定される。</p> <p>また、国の社会資本整備総合交付金の請求上の課題として、中途退去者が3年で5件あったことから、年度内における補助金の確定が難しいことが挙げられる。</p>

4 空き家を活用した家賃補助制度のメリット・デメリットの考察

(1)メリット

①費用、土地確保における有利性

ひたちなか市の家賃補助制度は、老朽化した市営住宅の廃止に伴い、新たな市営住宅を設置した場合の土地買収費用、建設費用、維持管理費用等の負担が大きいことから、市営住宅の代替として民間賃貸住宅の空き家を活用して発足した制度である。これにより、設置、維持管理にかかる費用分を公費負担することなく、設定した民間賃貸住宅の家賃上限額と市営住宅の家賃の差額に相当する分を家賃補助としてダイレクトに差し向けられる。

費用的な面で戸田市の市営住宅の設置とひたちなか市の家賃補助制度を比較すると、戸田市で下笹目住宅 55 戸相当を設置した際の費用は約 10 億円であり、これを仮に 40 年維持管理していくとなると、更に費用は上乘せされることとなるが、単純に設置費 10 億円を 40 年で割ると、年間で 2500 万円となる。

一方で、ひたちなか市の家賃補助制度では、1 戸当たり 1 箇月 20,000 円の補助額としても、55 戸分の家賃補助の年間予算総額は 1320 万円で済むこととなり、約半分の費用で済むこととなる。

また、戸田市は市域がひたちなか市よりも 5 分の 1 程度しかなく、市営住宅を設置するような広い土地を確保することも難しい。

こうした面も含め、戸田市においては、土地の買収費用、建設費用、維持管理費用等がかからないメリットは大きい。

②市営住宅の入居申込倍率の緩和

1(3)で記載したとおり、市営住宅 1 戸の募集に対して申込者の倍率が 10 数倍から最大で 100 倍となっていることが課題であるが、入居申込者にとって市営住宅とほぼ同等の家賃負担で済むこの家賃補助制度を導入することにより、入居申込倍率の緩和が推測され、入居できない方の不公平感は少なくなる。

③需要に対する供給の即効性

市営住宅の入居申込が増加した際には、設置するよりは比較的早急に需要に対応できるひたちなか市では、2010 年から 2014 年までの 5 年間で、1 年間に 20 戸ずつ、合計で 100 戸の家賃補助費用を予算措置する予定であるが、2015 年以降も入居申込が増加した場合には、中長期的な財政負担を勘案した上で、予算額を増加することにより、柔軟に対応できるものとしている。

(2) デメリット

①家賃補助期間設定による高齢者の入居の困難性の課題

ひたちなか市の家賃補助制度実施の中で課題があるとするれば、60 歳以上の入居者が 2 割程度であることから、高齢者の入居が進んでいないことが挙げられる。ひたちなか市の担当者のお話では、家賃補助期間を最長 60 箇月としていることから、高齢者の中には、入居を躊躇してしまうケースもあったとのことであった。家賃補助期間設定の理由のなかの、自立を促すためという部分が、高齢者にとっては厳しいハードルとなっていることが推測される。

②著しい入居希望者の流入の課題

ひたちなか市の担当者の話では、家賃補助制度導入による著しい入居希望者の流入はあまりないとのことであったが、戸田市のような都市部では、人口流入が激しく、また、こうした制度や入居施設を設置することにより、入居希望者が流入し、結果的に財政負担増へとつながることは想像がつく。

5 空き家を活用した家賃補助制度の戸田市での実現の可能性

(1) 認定業者の確保と民間賃貸住宅の戸数確保の課題

「平成20年住宅・土地統計調査」によると、戸田市の民間賃貸住宅の空き家は3,550戸あり、こうした民間賃貸住宅の空き家を有効に活用できる施策の検討が必要であると考ええる。ひたちなか市の例を見ても、認定事業者である不動産会社から市内の民間賃貸住宅の空き家数について情報提供を受けていることから、戸田市においても不動産組合などから概算の空き家の件数情報を得られるのではないかと考える。

そうした中で、認定事業者となりうる事業者がどれくらい確保できるか、また、市が設定する家賃の条件設定をどのくらいにすることで、どのくらいの戸数の空き家情報が得られるかが大きな鍵である。

今後においては、不動産組合との協働のための働きかけと、家賃の上限等の要件のすり合わせが必要である。

(2) 様々な住宅確保要配慮者を救済するための課題

高齢者にとって、家賃補助期間を設定することがネックとなっていることも考えられることから、高齢者にあっては家賃補助期間の設定はあまり考えない方がいいと思われる。また、逆に入居者の自立へのステップとして家賃補助期間を考えるのであれば、住宅確保要配慮者の中でも、高齢者を除く方々へは、ひたちなか市のような60箇月程度の家賃補助期間の設定をすることも必要である。

(3) 対象者流入に対する課題

転入を抑えるための抑制策としては、在住年数を設定することも必要である。具体的な設定年数は3年から5年をもってすれば、急激な流入は避けられると推測する。

以上の点について今後、実施へ向けた検討を重ねれば、戸田市における実現性は十分にあると考える。

6 まとめ

高齢者の住宅施策の研究においては、ハードとソフトの両面から考察を行ってきたが、今後の戸田市の高齢者の住宅施策としては、サービス付き高齢者向け住宅の普及促進と、民間賃貸住宅の空き家を活用した家賃補助制度の創設の2つの施策を提言したい。

一つ目のサービス付き高齢者向け住宅は、制度創設から日が浅いため、現在、市内にも3箇所のみとなっていて、普及しているとは言えない状況であるが、今後、民間事業者が国の補助金や税の優遇措置を活用して設置数や入居者数が増えてくれば、入居費用等も競争の原理により、入居しやすい面も出てくるであろうが、幅広い意味での普及を感じられるためには時間がかかると推測される。また、入居者数の状況によっては、国の補助金や税の優遇措置を受けたとしても採算が合わないことも推測される。

今後のサービス付き高齢者向け住宅は、普及の状況の中長期的にとらえながら、民間事業者の設置を誘致するための建設費や土地代の一部補助、市税の優遇措置など、市としてテコ入れが必要となる時期を十分見極めたうえで検討していくことが望ましい。

また、二つ目の民間賃貸住宅の空き家を活用した家賃補助制度は、市営住宅の設置との費用効率が良く、また、入居申込の高倍率化による不公平感を緩和でき、そして、高齢者をはじめとして今後増加が見込まれる住宅確保要配慮者に、迅速かつ柔軟に対応できる面がある。先に掲げたメリット、デメリットを勘案し、戸田市における実現性へ向けて、今後具体的な制度設計をしていくことが望ましいと考える。

第4部

高齢者以外の住宅確保要配慮者 に対する住宅施策

第1章 障害者

1 2011年度研究から得られた課題提議

第1部第1章で述べたように、2011年度の研究から、障害者世帯が抱える課題として①保証人がいない、②緊急連絡先となる人がいない、③一人で手続きができない、④周囲の人間とのコミュニケーションがとれずトラブルを起こしてしまう等の問題で、住宅を借りることに困難を抱えている。」の4点が明らかになった。この章ではこれらの課題を解決するための取り組みを提言する。提言に当たっては、まず、課題を解決する必要性を認識するために、国の地域生活への移行についての基本指針及び障害者数の増加により2020年度までに地域で生活する障害者が増えることについて述べる。

(1) 国の地域生活への移行についての基本指針

障害者の施設・在宅の福祉サービスの提供を定めた「障害者自立支援法」(2005年法律123号)では、「障害者基本法」の理念にのっとり、障害者が施設、病院から地域へ移行できるように、都道府県と市町村が移行者数の目標を設定するよう、基本指針を定めている。

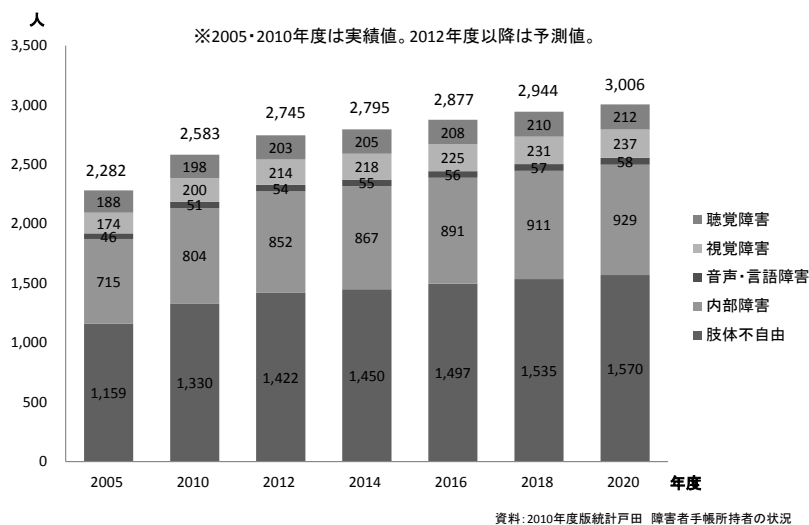
埼玉県では、「第3期埼玉県障害者支援計画」において、2014年度末までに障害者入所施設から地域生活への移行者数を1,566人、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院者数を660人と設定している。戸田市では、「第3期戸田市障がい福祉計画」において、2014年度末までに障害者入所施設からの地域移行者数を18人、精神障害者の退院者数を11人と設定して、サービス提供体制を計画的に推進することとしている。

(2) 2020年度までの障害者数の伸長率

次に障害者数の伸長率について、「戸田市第4次総合振興計画」の将来推計人口と、2005年度から2010年度の障害者手帳所持者数の増加率に基づいて、2020年度までの身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者)及び精神障害者保健福祉手帳所持者数の伸長率について順に述べていく。なお、この研究では障害者を「障害者手帳の所持者」と定義する。

身体障害者手帳について、身体障害は①肢体不自由、②内部障害(心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害)、③音声、言語機能又はそしゃく機能障害、④視覚障害、⑤聴覚又は平衡機能障害があり、等級が重度の1級から6級までの6段階に分かれている。総数は2010年度の2,583人から2020年度には1.16倍の3,006人となり、戸田市第4次総合振興計画の人口予測増加率の1.12倍を上回る。

図 4-1-1 身体障害者手帳所持者数



次に、療育手帳（知的障害）については、知的障害は生まれつき又は出産時ないし乳幼児期に脳になんらかの障害を受けて、知能が未発達の状態にとどまり、学習、社会生活への適応が困難な状態をいう。等級は重度から㉠、A、B、Cの4段階に分かれている。等級別の18歳以上の状態像は以下のとおりである。

表 4-1-1 療育手帳等級別18歳以上の状態像

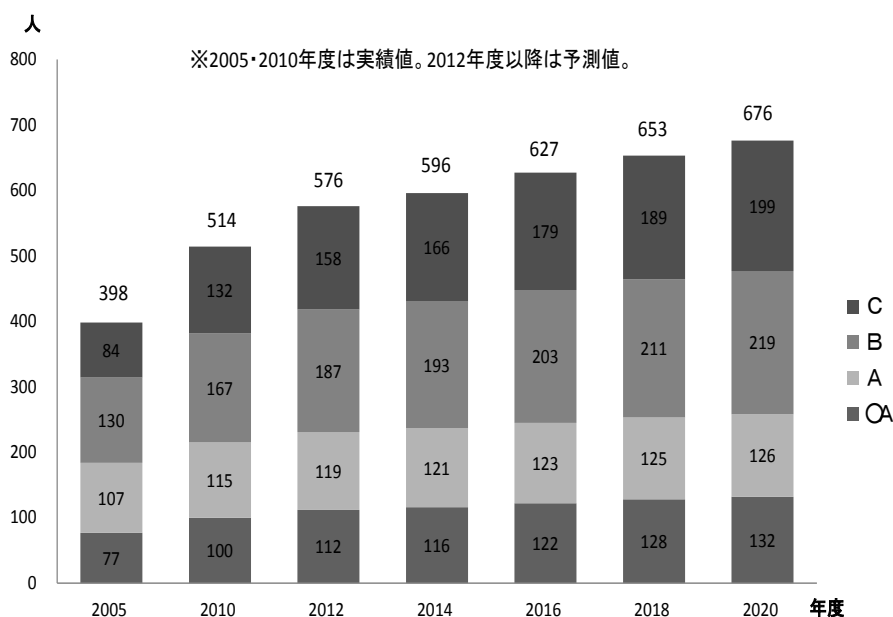
等級	18歳以上の状態像
㉠ 最重度	<ul style="list-style-type: none"> ・会話は困難 ・文字の読み書きはできない ・数の理解はほとんどできない ・身辺処理はほとんど不可能 ・作業能力はほとんどない
A 重度	<ul style="list-style-type: none"> ・日常会話はある程度できる ・ひらがなはどうか読み書きできる ・数量処理は困難 ・身辺処理は大体できる ・単純作業にある程度従事できる
B 中度	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な読み書きや金銭の計算ならばできる ・適切な指導のもとでは対人関係や集団参加がある程度可能 ・社会的なきまりはある程度理解できる ・単純作業に従事できる

C 軽度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校5年生から6年生程度の学力にとどまる ・ 抽象的思考や合理的判断に乏しい ・ 事態の変化に適応する能力は弱い ・ 職業生活はほぼ可能
---------	--

資料：埼玉県療育手帳障害程度の判定参考資料

将来予測数としては、総数が2010年度の514人から2020年度には1.31倍の676人となり、特に中・軽度（B・C級）は1.39倍と、戸田市第4次総合振興計画の人口予測増加率1.12倍を大きく上回る。

図 4-1-2 療育手帳所持者数



資料：2010年度版統計戸田 障害者手帳所持者の状況

最後に、精神障害者保健福祉手帳について、精神障害には統合失調症、感情障害（うつ病など）、発達障害、精神作用物質（アルコール、薬物など）による急性中毒又はその依存症などがあり重度の1級から3級まで分かれている。等級別の状態像は以下のとおりである。

表 4-1-2 精神障害者保健福祉手帳等級別状態像

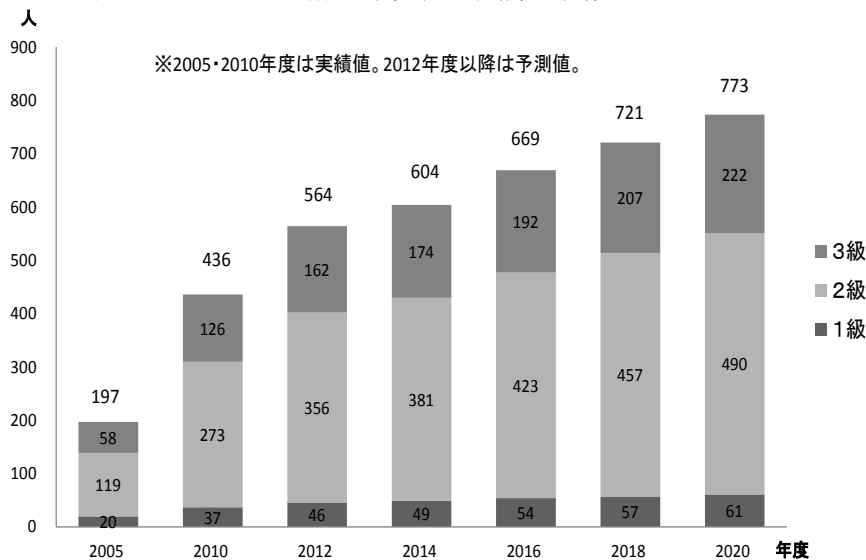
等級	状態像
1級 重度	他人の援助を常時受けなければ、日常生活をおくることができない。具体的には、自発性が著しく低下して、親しい人とのコミュニケーションが乏しく、引きこもりがちになり外出しない。掃除などの家事をしたり、清潔を保持したり、金銭管理をしたりできない。
2級	他人の援助を常時受ける必要はないが、援助を受けないと日常生活を

中度	おくることが難しい。具体的には、人とのコミュニケーションはできるが、自発的には難しい。医療機関に行くなど習慣化された外出はできるが、困ったことがあると対処できない。バランスの良い食事を用意するなど適切に家事をこなすのに支援が必要。自発的に清潔保持ができない。
3級 軽度	過大なストレスがかからなければ、日常生活全般に不適當な行動をすることは少ない。コミュニケーションは乏しくなく、一人で外出できる、家事をこなすこともできるが、状況に変化があると困難が生じてくることもある。

資料：「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」健医発第1133号厚生省保健医療局通知、1995年の「(別添2) 障害等級の基本的なとらえ方」を参照して作成

将来予測数としては、総数が2010年度の436人から2020年度には1.77倍の773人となり、特に中・軽度(2・3級)は1.78倍と戸田市第3次総合振興計画の人口予測増加率の1.12

図 4-1-3 精神障害者手帳所持者数



資料：2010年度版統計戸田 障害者手帳所持者の状況

倍を著しく上回る。

以上をまとめると、障害者が地域社会で安定的に生活を送ることができるように戸田市が事業に取り組む中で、支援があれば地域で生活できる中・軽度の障害者が人口増加率を大幅に上回って増え、その結果住宅を借りることに困難を抱える障害者世帯が増えることが予測される。そのため、障害者世帯が住宅を借りやすくする制度が必要であると考え、次節で課題の解決に向けた居住支援制度を提言する。

2 課題解決に向けた取り組み

(1) 仮説の設定

前述したとおり、2011年度の研究から障害者世帯の課題である「障害者世帯は、①保証人・②緊急連絡先となる人がいない、③一人で手続きができない、さらに④周囲の人間とのコミュニケーションがとれずトラブルを起こしてしまう等の問題で、住宅を借りることに困難を抱えている。」という4点が明らかになった。これらの課題について、まず現行制度で解決できる②～④の課題について述べ、次に現行制度では解決できない①の課題について、「戸田市高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業（以下、「賃貸住宅入居支援事業」という）を改正して、民間保証会社の審査を通りやすくする支援をすれば、障害者世帯が住宅を借りやすくなるのではないか。」という仮説の基づき、解決策を述べていく。

(2) 現行制度で解決できる課題

まず、課題③の「一人で手続きができない」について、障害者が施設・病院から地域移行する場合は、不動産屋や市役所などへの同行支援として、障害者自立支援法の地域相談支援のうち「地域移行支援」を利用することができる。地域移行支援は、市から委託を受けて「障害者相談支援事業」を行っている相談支援事業所（指定を受ける必要あり）が、施設入所や入院している障害者が地域に戻るために全般的な支援をする制度である。手続きの同行支援の他にも、体験宿泊利用の支援などもある。一方で、すでに地域で生活している障害者で手続きに同行支援が必要な場合は、通常業務として相談支援事業所または障害福祉課が支援をする。

次に、課題②の「緊急連絡先となる人がいない」及び④の「周囲の人とコミュニケーションをとることが難しい」について、障害者自立支援法の地域相談支援の「地域定着支援」を利用することができる。地域定着支援についても、指定を受けた相談支援事業所が常時の連絡体制を確保して、障害を理由に生じる緊急事態の際に相談・訪問などの支援を行う制度である。

表にまとめると以下のとおりである。

表 4-1-3 課題の解決策

課題	解決策（事業名）	実施主体
③一人で手続きができない	【施設・病院から地域移行する場合】 地域移行支援	相談支援事業所
	【その他】 障害者相談支援事業	相談支援事業所 障害福祉課
②緊急連絡先となる人がいない	地域定着支援	相談支援事業所

④周囲の人とコミュニケーションがとれない		
----------------------	--	--

(3) 戸田市高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業の改正

課題①の「保証人となる人がいない」については、戸田市の現行制度では賃貸住宅入居支援事業の協力民間保証会社の紹介しか支援がない。緊急連絡先があるにも関わらず、障害者本人が保証会社とコミュニケーションがとれずに数社から断られて利用できなかったことがあり、民間保証会社の紹介だけでは保証人の確保はできない場合がある。そこで、保証人の確保を重層的に支援できるように、賃貸住宅入居支援事業の改正を提言する。

賃貸住宅入居支援事業は、①協力不動産会社の紹介、②協力民間保証会社の紹介、③初回保証料の助成の3つのサービスからなっている。行政の役割を「民間市場においてそのままではサービスを利用できない人を支援する」ことを前提として、②協力民間保証会社の紹介の部分を改正して、保証人の確保について3段階に分けた支援体制をつくる。

第1段階が、一般の民間保証会社の利用である。つまり、不動産屋で紹介してもらった民間保証会社を利用してみる。その際に、手続きに同行が必要な場合は相談支援事業所や障害福祉課の職員が同行支援をする。また、緊急連絡先がない場合は、連絡先となってくれる親族を同様に一緒に探す、または地域定着支援を利用してもらう。

第2段階は、一般の民間保証会社を利用できない場合、国の「家賃債務保証制度」を利用する。家賃債務保証制度については、まず貸主と財団法人高齢者住宅財団が基本約定を締結する。その後で、障害者と財団法人高齢者住宅財団とで契約を結ぶこととなる。家賃債務保証制度については、民間保証会社の審査基準が家賃が収入の3分の1以下の条件のところ、家賃債務保証制度は2分の1以下の条件となっているなど審査基準が低いため、家主が協力的であれば利用しやすくなっている。

第3段階は、国の家賃債務保証制度を利用できない場合に、障害者が地域定着支援を利用していることを条件として、市と協定を結ぶ民間保証会社を利用する。現行の賃貸住宅入居支援事業では民間保証会社に協力をお願いしているだけであるが、賃貸住宅入居支援事業を改正して、保証契約締結1件につき戸田市が保証会社に報酬を支払う、もしくは保証会社が保証履行をする際に一部を戸田市が損失補償するなど、戸田市と民間保証会社で協定を結び直して、民間保証会社の審査基準を下げた審査をとおりやすくするのである。

以上、民間市場で保証を受けられない障害者世帯の最後の支援策となるよう、賃貸住宅入居支援事業を改正することが考えられる。

3 実施におけるメリット・デメリット

実施におけるメリットは、障害者が地域社会で住むことができる、もしくは住み続けることができることである。これにより治療の必要がない、または施設入所するほど自立度が低くないにも関わらず、保証人が確保できないという理由で、精神科病院から退院がで

きない、もしくは入院・施設入所となってしまう事例を減らすことができる。

デメリットとしては、緊急連絡先があるにも関わらず民間保証会社の保証を受けられないということは、一定の理由があると考えられるので、そのような人が多く戸田市に住もうとすると、人的資源が足りなくなり、十分に支援できない可能性が出てくる。

4 まとめ

2年間の研究のまとめとしては、国、埼玉県及び戸田市において、障害者に係る居住に関する事業が様々実施されているが、緊急連絡先が必要など前提条件を満たさなければ事業が機能しない場合があることがわかった。今後、地域で生活する障害者が増える中で、支援がなければ民間市場でサービスを利用することが難しい事例が増えることが予想される。そのため、保証人を確保する事業として、最終的な支援の役割を行政が果たすために、賃貸住宅入居支援事業の改正を提言した。

今後の課題としては、賃貸住宅入居支援事業のように機能していないサービスについて、機能していない理由を検討したり、新しいニーズに対応できる事業について提案をしたりできる場としてのネットワークづくりが必要であると考えられる。そのために、障害者自立支援法に位置付けられている地域の支援者の集まりである「地域自立支援協議会」に、不動産屋や保証会社も参加できる仕組みの検討をしていきたい。

第2章 外国人住民

1 2011年度研究から得られた課題提議

日本に住む外国人住民にとって、民間賃貸住宅の入居にあたっては大変な困難を伴うとされている。こうしたことから、国・県では外国人への住宅支援を実施しているが、戸田市では明確な支援方法を打ち出していないのが現状である。そこで、2011年度の研究では、国内及び戸田市における外国人住民の現状を分析し、戸田市が外国人住民への住宅施策を行う必要性について研究を進めた。

(1) 外国人住民の現状

まず、国内における外国人住民の現状を把握するため、国内における「外国人住民数及びその推移」と、「外国人住民の在留資格」について調査を行った。その結果、2つの傾向が浮かび上がった。

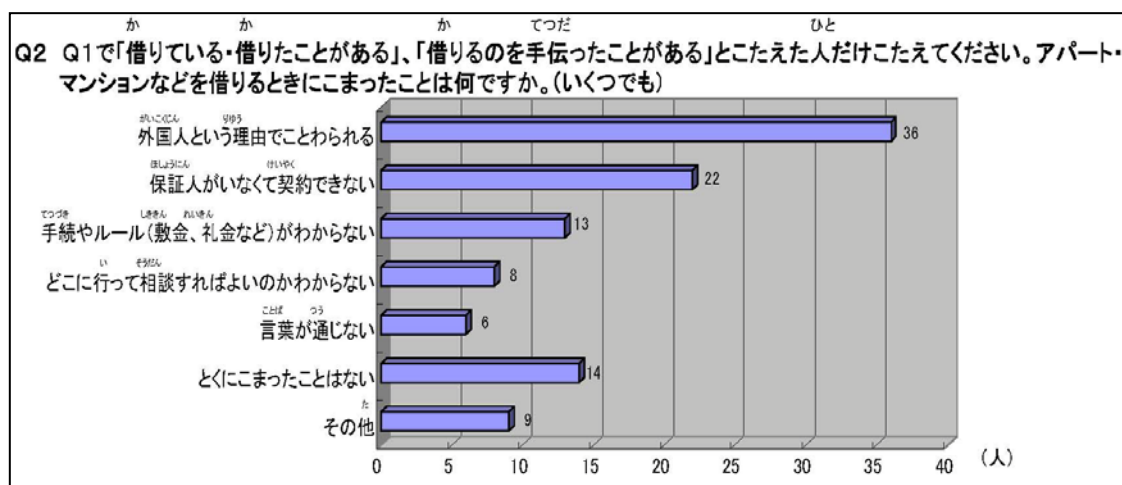
- 1 国内の外国人住民数の増加傾向
- 2 国内の外国人住民の定住化傾向

これら2つの傾向から、これまで外国人住民を観光客や一時的滞在者として捉えていたが、今後は地域住民の一員として認識していく必要があることを示していると考えられることができる。昨年の研究では、埼玉県及び戸田市でも同様の傾向をみることができ、戸田市でも外国人住民を地域住民の一員として認識していく必要があることがわかった。

(2) 外国人住民における住宅確保

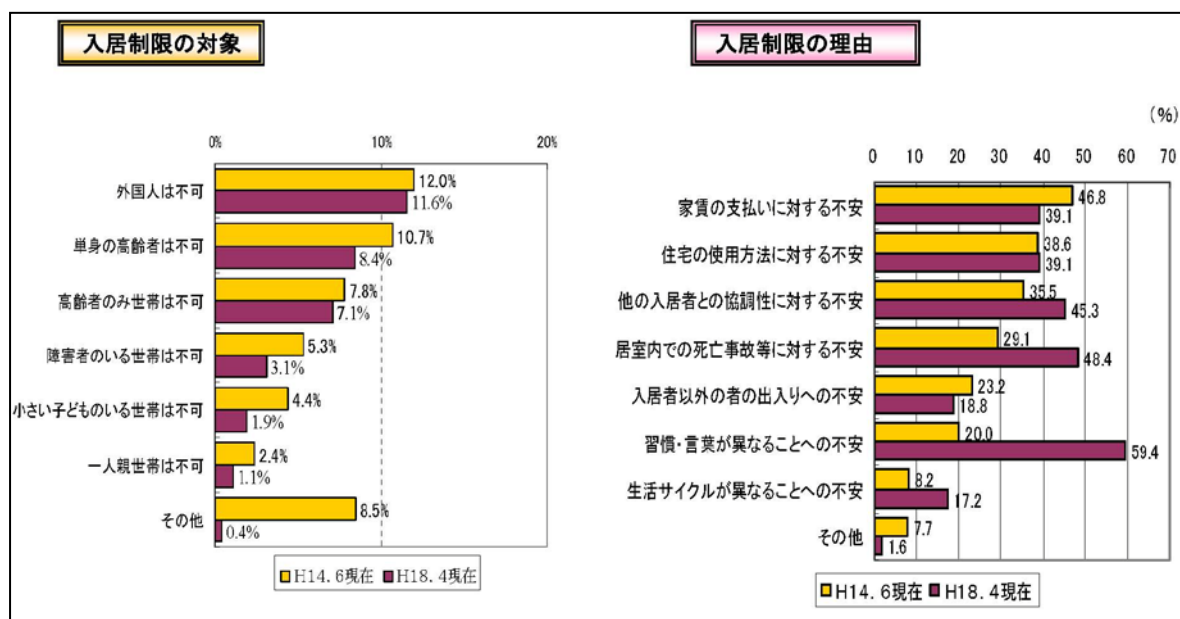
外国人住民が地域で暮らしていくためには、住宅の確保が必要不可欠である。そのため、外国人住民の住宅確保について分析を行った。分析を行う際に参考にしたのが、次の2つのアンケート調査である。

図4-2-1 「外国籍県民インターネット県政モニター第2回アンケート」



資料：2005年度外国籍県民インターネット県政モニター 第2回アンケートから抜粋

図4-2-2 「民間賃貸住宅の管理状況に関するアンケート調査」



資料：(財) 日本賃貸住宅管理協会「民間賃貸住宅の管理状況に関するアンケート調査」

この2つのアンケートは、外国人住民を対象にしたアンケートと、家主・不動産会社を対象にしたアンケートである。結果をみると、外国人住民にとって住宅確保というのは困難を伴うものであり、その困難の原因を解消するためには、外国人住民への支援だけではなく、家主や不動産店への啓発活動も必要不可欠なものとなってくるのがわかった。

(3) 課題提議

先述した内容をふまえ、戸田市での状況も把握するため、(財) 戸田市国際交流協会（以下、「国際交流協会」という。）の協力を得て、住宅に関するアンケートを実施した。その結果、戸田市の外国人住民にとっても、住居を探すのは容易なことではなく、問題の所在も「家の探し方」から「言葉の違い」まで多岐にわたっている。これらの問題を解決していくには、やはり外国人住民への支援と家主への支援の両方が必要になると考えられ、時間の経過と共に自然に解決されるようなものではないように思われる。また、戸田市の外国人住民数は、今後も増加していくと予測されるため、将来的にも住宅の問題は起こり得ると考えられる。

こうしたことから、戸田市としての外国人への住宅支援は必要であり、支援体制の構築が課題として挙げられた。

2 課題解決に向けた取り組み

2012年度の研究では、2011年度の研究結果をふまえ、戸田市が実施すべき住宅支援について研究を行った。

(1) 対象となる外国人住民

「図4-2-1」及び「図4-2-2」並びに「2011年度の研究で行った戸田市でのアンケート」にあるように、外国人住民が家を借りるには様々な困難が伴う。そこで、今回の研究では、既に戸田市に住んでいる外国人住民ではなく、戸田市に転入し、新たに家を借りようとする外国人住民を支援対象として設定する。なお、経済的な理由で住宅確保が難しい外国人住民については、福祉による支援が適用されるため、今回の研究では対象外とした。

(2) 仮説の設定

2011年度の研究より、外国人住民が家を借りるにあたり、次のような障害があることがわかった。

①言語の違い

外国人住民の国籍は多岐にわたる。よって、言語はもちろんのこと、生活スタイルも多種多様である。家を借りる際、言語の違いは外国人住民及び貸主にとって大きな障害となる。

②日本の不動産事情

貸主である家主や不動産店は、外国人住民というだけで貸すことを拒むことがある。これは外国人住民が入居後、生活スタイルの違いにより近隣住民等とトラブルを起こすことが多いためである。

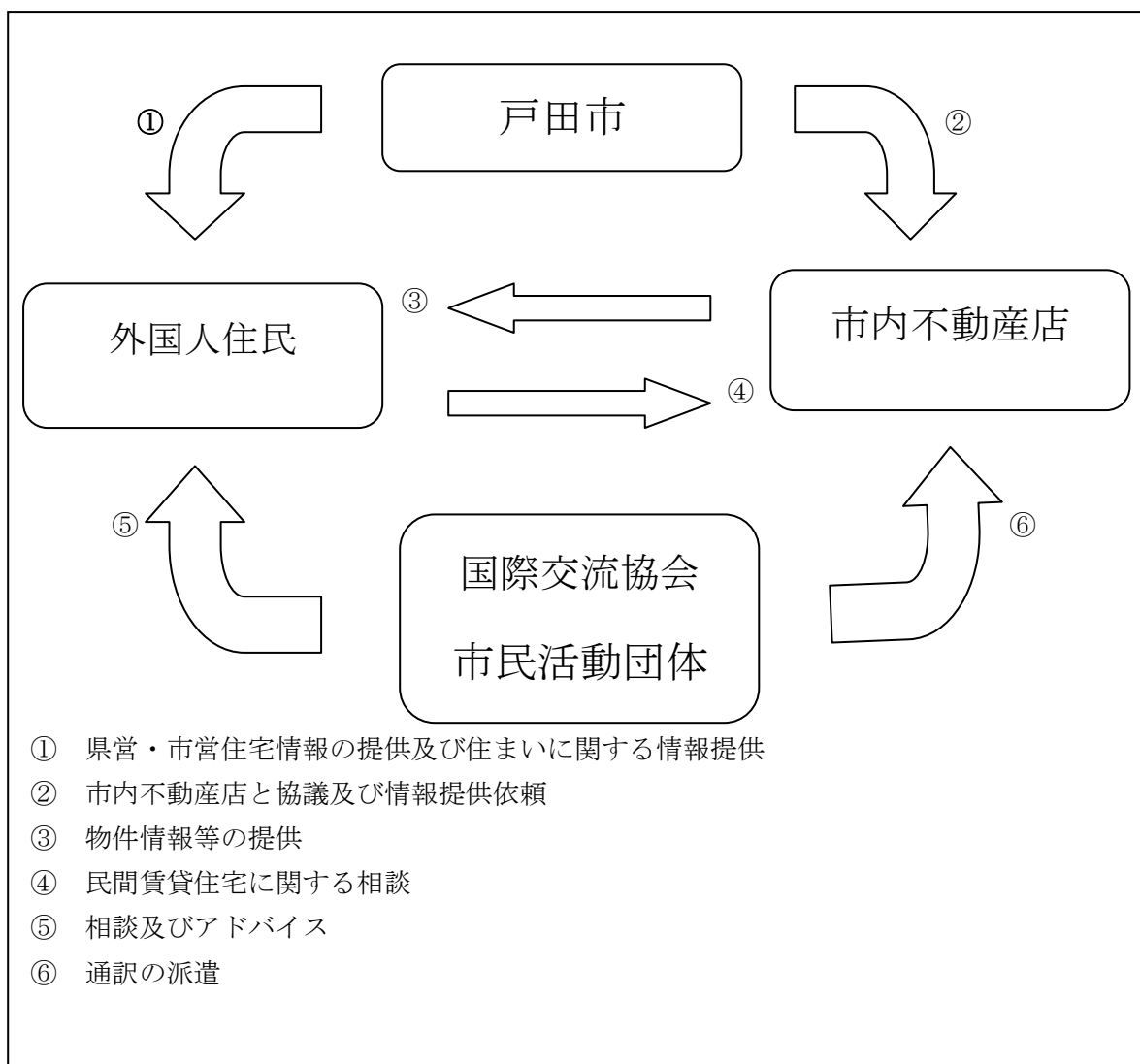
③住宅情報

日本人にとって住宅情報を得るのはそれほど難しいことではない。しかし、外国人住民にとっては簡単なことではない。また、日本特有の敷金・礼金といった不動産制度も、外国人住民にとっては馴染みのあるものではないため、賃貸借契約にあたり混乱を招きやすいものとなっている。

では、これらの障害を取り除くために、戸田市ではどのような支援策を講じる必要があるのか。現在、戸田市では、市政情報を掲載しているHPの言語を、日本語だけではなく「英語」「中国語」「ハンデル語」「ポルトガル語」に変換できるようしている。また、行政・医療機関の情報など日々の生活に役立つ情報を掲載した「暮らし便利帳」についても、「英語」「中国語」「ハンデル語」版を作成している。また、(公財)戸田市国際交流協会も、市内在住の外国人住民に対し様々な事業を展開しており、日本語教室もその一環である。この他にも、戸田市で活動している「市民活動団体」が外国人住民への支援事業を実施するなど、戸田市内では様々な形で支援策が講じられている。

しかしながら、ここまで述べてきた支援策は、戸田市に既に住んで生活をしている外国人住民を対象にしたものであるため、今回の研究の対象としている「新たに家を借りようとしている外国人住民」に対しては効果的ではない。よって、「新たに家を借りようとしている外国人住民」に対し、埼玉県が実施しているような具体的な支援を講じていく必

図4-2-4 「戸田市住宅支援概要図（仮説）」



3 実施におけるメリット・デメリット

この事業のメリットは、埼玉県の持っている情報をそのまま活用することができる点である。まず、図4-2-4で記載した①と②について活用例を挙げていく。①については、戸田市から外国人住民への情報提供となっているが、既に埼玉県が実施しており、外交人登録者向けのパンフレット等も作成されている。戸田市が①を実施する際には、こういった情報を基にすることが出来る。②は戸田市と市内不動産店との連携が肝心であるが、埼玉県が既に県内不動産店と協力体制を構築しているため、全くの白紙から始めるよりは連携体制が構築しやすいと考えられる。③、④についても、既に埼玉県がホームページを通じて情報公開しており、基盤は出来ている。しかし、戸田市内に限っては、当該事業に協力している不動産店が少ないため、市としても②の作業をしっかりと行っていく必要がある。最後に、⑤及び⑥の機能だが、現在の戸田市ではこの機能を果たすための基盤が整ってい

ないのが現状である。しかし、埼玉県では「(財) 埼玉県国際交流協会」が中心となり、外国人住民へのアドバイスや通訳派遣を行っているため、基盤整備が整っていない戸田市でも、外国人住民や不動産店への支援が可能となる。

このように、今回の研究で設定した仮説であれば、外国人住民への住宅支援をするための基盤は構築しやすい。また、埼玉県の機能を活用するため、外国人住民を支援する人や通訳者足りないといった人的要因や金銭的要因による問題点についても、効率的に対応していけると考えられる。

一方で、今回の仮説は市単独の事業ではなく、民間会社・市民活動団体等の協働事業である。よって、デメリットとして、それぞれの団体がそれぞれの役割を果たさないと効果的な支援が難しくなるといった部分も出てくる。

4 まとめ

今回の提案事業は、市民活動団体や民間企業との協力が不可欠であり、市単独では実施しても支援効果が低いと考えられる。ただ、市民活動団体や民間企業に任せるだけであると、結局は何も始まらないため、先頭に立って行動を起こすのは市などの自治体である。2011年度の研究で先行事例として挙げた川崎市では、昔から外国人を積極的に市民として取り込んできた経緯がある。そのため、外国人の住宅支援に関しても、市だけでなく市民活動団体、民間企業も積極的に動いている。戸田市では、そういった背景がないため、今すぐの実施可能性は難しいと考えられるが、戸田市は埼玉県内でも外国人住民数の多い自治体であるため、今後は何らかの形で外国人への支援を行っていく可能性は高い。また、いくつかの市内不動産店から「空き家となる物件が増えており、今後のことを考えると外国人住民も賃貸借契約の対象として考えていきたい」という話も聞いている。よって、今回の外国人に対する住宅支援に関しても、将来的に何が必要となるのかを考え、現段階から不動産業界との連携や市民活動団体の育成等に力を入れていく必要があると考えられる。

第3章 子育て世帯

1 2011年度研究から得られた課題定義

2011年度の研究は対象を子育て世帯全体とし、子育て世帯が戸田市に定住しやすい環境を整えることをポイントに研究してきた。若い世帯が住宅を確保しやすい環境を整備することによって定住を促せば、市にとっては安定した税収を確保することができ、育成した次世代を他市町村に流出させることなく戸田市にとどまらせることができると考えられたからである。

若い世代の確保はどの市町村であっても重要な課題であり、基本となる目標と言っても良い。埼玉県でも住宅施策に取り組んでおり、2006年には住生活基本計画を策定している。この計画の中で、住宅外のバリアフリー化率や誘導居住面積水準達成率の向上が掲げられており、ベビーカーを使用しやすい環境整備や、高齢者が必要以上に広い住居で生活し、子育て世帯が手狭と感じる住居に住むという mismatch の解消を目指している。2011年には戸田市に子育て応援マンションも建設され、子育て世帯を呼び込む環境は整備されつつある。

2011年の研究により、戸田市の現状と将来予測を見てきた。戸田市の特徴としては、全国的に少子化が叫ばれているにも関わらず、子育て世帯（18歳未満の児童のいる世帯）が微増し続けていることである。さらに、児童数については2017年までほぼ横ばいで推移する見込みであり、子育て世帯を支援する政策の必要性を改めて認識することができる。

また、微増する世帯の中でも、ひとり親と子どもから成る世帯の割合が向上している。戸田市は都内への通勤に便利な立地条件にあることや市内での就労先が多いため、就労と子育てを同時に行うひとり親家庭にとっては生活しやすい環境と言えることが理由となっているのであろう。また、ひとり親のうち、所得が一定以下で受給可能となる児童扶養手当の認定者数も増加し続けている。低所得者にとって家賃は支出の割合を大きく占めることとなるため、住宅確保の観点から要配慮の優先度は高い。

戸田市の子育て世帯の住宅確保を支援する事業として、住居の取り壊しにより転居が必要となった場合に家賃の差額を助成する制度（戸田市障害者及びひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成）がある。この助成制度は要件が住居の取り壊しに限定されているものであり、ひとり親世帯の実績は2012年2月現在で1世帯のみとなっている。母体として対象世帯が少ないことと、助成条件に該当する場合が取り壊しに限られていることが実績の伸びない原因と思われ、助成期限が設けられていないことも改善の余地がありそうである。また、戸田市には母子生活支援施設「むつみ荘」があり、20世帯を定員として母子家庭に準ずる世帯を受け入れている。入所理由はさまざまであるが、ほとんどが低収入による生活困窮のため入所し、自立に向けて幅広い支援を受けている。

埼玉県の取り組みや子育てマンションの建設により、若い子育て世帯が戸田市に住宅を

購入しやすい環境に整備される傾向にあり、全体的に見て住宅確保を支援する制度は充実しつつある。しかし、その中で低所得の割合が多いひとり親世帯を優遇する具体的な制度となると、戸田市の事業を見ても手薄となっている。しかしひとり親世帯やDV被害者に的を絞った制度となると、実施にかかる費用に対して対象者が少ないことが問題となり、いたずらに対象者を呼び込むように機能してしまう可能性があり難しい。この現状からさらに踏み込み、子育て世帯全体を支援しつつも低所得により住宅確保が難しい世帯を優遇する制度があれば、住宅確保支援施策としてうまく機能するのではないかと考えられる。

2 課題解決に向けた取り組み

【仮説1】

戸田市が現在実施している戸田市障害者及びひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成制度（以下「戸田市家賃差額助成制度」と言う）について、要件を緩和することでサービス利用者が増加する。

戸田市家賃差額助成については平成23年度において実績が1件であり、この実績の低さは厳しい要件に原因にあると先に述べている。

転居の理由を家屋の取り壊しに限定せず、住環境の改善を含めることで利用者の幅が広がり、利用者が増加することが想定される。また、転居には家賃の増加のほかにも一時的にまとまった支出が必要であり、そのために子育てをするにあたり不十分な住居（著しく手狭である等）からの住替えが難しいという世帯を支援できれば、利用者の増加は見込めるだろう。

【仮説2】

市内の空き家を有効活用し、ひとり親世帯に提供することで、今まで行き届かなかった層を支援することができる。

仮説1と同様に、住居の住替えが困難であるひとり親世帯が存在することを見込んでの仮説である。仮説1では住替えによる支出を支援する内容であったが、仮説2では住替え先を支援するという視点で考える。

市内の空き家を有効利用し、ひとり親世帯を優遇して入居させられる事業を研究する。これによりひとり親世帯だけでなく空き家の所有者にも利益があり、両者にとって良い効果が生まれる。

仮説1と仮説2、それぞれの視点で住宅確保要配慮者の支援を研究し、戸田市にとって有効である支援が見えてくるのではないかと考える。

3 先行事例等の研究

【仮説1】

戸田市が現在実施している戸田市障害者及びひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成制度（以下「戸田市家賃差額助成制度」と言う）について、要件を緩和することでサービス利用者が増加する。

家賃助成制度について、東京都文京区が実施している「住み替え家賃助成」がある。戸田市家賃差額制度と対象は同じであるが、要件として家屋の取り壊しのほか、住環境を改善するための住替えと、移転費用についても対象としている。

表4-3-1 戸田市と文京区の家賃助成制度の比較

	戸田市	文京区
対象	高齢者、障害者、ひとり親	高齢者、障害者、ひとり親
申請要件	家屋の取り壊しによる立ち退きによる転居	家屋の取り壊しによる立ち退き及び住環境を改善するための転居（※1）
助成額	転居前家賃との差額	限度額2万円（※2）
助成期間	なし	2年間
移転費用助成	なし	限度額あり（15万円）

※1 住環境については面積、老朽化、共同スペースの有無等、計10項目について実態調査のうえ判断する。

※2 助成額は転居前後の家賃差と所得を考慮して計算される。

仮に要件を文京区と同等に広げた場合、戸田市の支出はどの程度になるのでしょうか。

まず、平成17年度の国勢調査によると、ひとり親世帯は戸田市在住世帯全体の1.9%である。また、市内転居件数は、年間2,560件（平成23年度実績）。単純計算すると、年間約50件のひとり親世帯が市内転居していることとなる。

市内転居したひとり親世帯のうち、1割にあたる5世帯が要件に該当すると仮定すると、

5世帯×2万円×12か月＝120万円

5世帯×15万円＝75万円

計 195万円

以上のとおり、年間5件の申請があったとして、195万円の支出が仮定される。現在は年間12万円であるので、支出は増加する。現事業の実績として、対象世帯が平成24年9月現在で1世帯であるが、サービスを拡大することで被支援世帯は増加する。その半面、実態調査の実施により、市職員の事務負担も増加する。

【仮説2】

市内の空き家を有効活用し、ひとり親世帯に提供することで、今まで行き届かなかった

層を支援することができる。

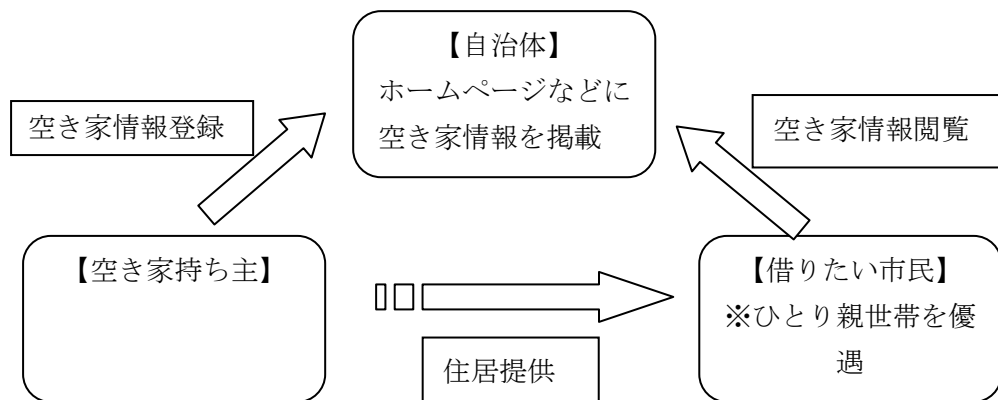
ひとり親世帯が賃貸での住居確保が困難な理由として、保証人確保の他にはパート就労など収入、就労が不安定であることやそれに伴う保証協会の審査が厳しいこと、子どもがうるさいなど近隣トラブルの懸念など多くの要因が考えられる。

市として住宅確保困難者への住居提供としては市営住宅があげられるが、母子家庭優先とはあるものの、対象者がひとり親世帯に限らず低額所得者とされていることから、入居を希望するひとり親世帯すべてをカバーするのは困難である。

また、市営住宅などハード面での供給は限界があることから、住居提供として効率的に、なるべく公費負担のないよう民間企業を活用したい。今般、市内不動産業界では賃貸集合住宅の一部に空室が出ている状況があり、その対処を検討しているとの現状があるという。こういった空き家を有効活用し、ひとり親世帯に提供できるようなシステムを検討する。

他自治体で実施されている住宅施策に、空き家バンク制度というものがある。空き家バンク制度とは、住居を貸したいものと借りたいものを仲介するシステムで、若い世代の定住を促すために、都心から離れた自治体を実施している場合が多い。このシステムにおいてひとり親世帯を優遇する内容を盛り込めば、仮説2が成り立つ可能性がある。

図4-3-1 空き家活用のイメージ



高齢者が様々な理由で持ち家を離れ、空き家の状態になっている住居が数多く存在する自治体では、防犯上の理由からも、空き家の活用について課題となっている。そのような自治体にとって、空き家バンク制度は空き家を有効活用しながら若い世代を呼び込むことができ、良い循環が生まれている。

戸田市は都市部に近く、空き家バンクを実施している自治体とは実情が異なるが、高齢化が進んでいる状況は変わらないため、戸田市でも有効に働くのではないかと。

4 まとめ

戸田市の従来 of 事業を拡大することと、新たな事業を開始することの2つの視点から対象家庭を拡大して支援を広げることが研究したが、市としては年間200万円弱の支出が増え、職員の事務負担がかなり増加する。実施に当たっては、支援が行き届く範囲と市の負担について天秤に掛ける必要は出てくる。

仮説2の空き家バンク制度については、他自治体でも年に多くても10件程度の契約数にとどまっているとのことで、戸田市において有効であるかどうかは慎重に検討することは必要である。

第4章 生活保護世帯

1 2011年度研究から得られた課題定義

生活保護受給者には生活保護制度において、それ以外の生活困窮者には、住宅手当等の諸手当において金銭給付がなされ、経済的な問題は解消されている。こうした経済的支援を自治体が独自に行った場合、その地域に低所得者が流れ込み、地方財政を圧迫する可能性が高い。そのため、より一層の経済的支援が必要であれば、現行制度を改善し、従来通り広域でのサポート体制を充実させるべきである。民間の賃貸住宅に空室があるにも関わらず、保証審査に通らないなど、生活保護受給者の住宅確保が困難なことについても、住宅ソーシャルワーカー事業を利用することで、円滑な住宅確保に結びついている。

このように、純粹に住宅確保のみを目的とした場合、埼玉県内で生活保護を受給する者に対しては一定の支援体制が整っている。生活保護制度に基づく最低限度の生活は保障されているというわけである。しかし、住まいを確保したということだけで、生活保護受給者が抱える様々な問題が一举に解消されるわけではない。戸田市をはじめとした自治体が行うべき施策は、彼らが社会復帰できる環境を整え、自立に向けた住環境を整備していくことと考える。

2 課題解決に向けた取り組み

生活保護受給者と一言に言っても、高齢者は勿論のこと、障害者、母子家庭、外国人などが混在している。そして、それぞれにあらゆる問題が網目状に絡み合っており、結果として経済的困窮や生活保護の申請、住み心地の悪さにつながっている。単に金銭給付のみを行い、各世帯の自主性に任せるだけで問題が解決することは極めて稀であり、大半はケースワーカー（以下「CW」という）や関係機関のサポートを受けながら、一步步自立に向けて行動している。

一定の行政サービスにつなげることで、問題可決・需要の充足ができるケースがある一方、問題が福祉サービスの範囲外にあるために、生活保護を受けたとしても状況が改善しなかったり、悪化したりするケースがある。具体的な例としては、家族間など人間関係の問題や、ひきこもりに対する問題などがあり、CWが対応を求められることも少なくない。また、障害者手帳・年金・介護認定などの行政サービスについても、受給や認定につなげるまでの支援をCWが担うこともある。さらに、同居の親族も含め、関わりのある親族が全くいない者の場合、以上に述べた支援に加えて、病院の入退院時の同行や、入所できる介護施設等を探したり、入所に関する諸手続きを代行したりするなど、親族同様の対応をすることも珍しくない。

このように、行政サービスの範囲内外の支援や、サービス提供にあたっての事務処理や関係機関との調整については、CWが行うことが多いため、ここ数年における生活保護世

帯の急増を受けてCWの負担が過重になっている。しかし、緊縮財政の折、自治体にCWの大幅な増員を行う財政的・人的余裕はない。結果、きめ細かい支援が行き届かずに、保護世帯の増加、受給期間の長期化に繋がり、さらに財政を圧迫するという悪循環に陥っている。

そこで、この状況を改善する方法として、「ケースワーク業務の一部を民間業者等に委託することで、生活保護受給者の住環境の改善を含めた様々な効果が期待できる」という仮説を立て、実現可能性やメリット・デメリットを考察する。

3 先行事例調査

仮説の立証にあたり、まず、全国の自治体が実施する先行事例を調査することとした。しかし、実際にケースワーク業務の民間委託を実施している自治体は全国にも例がないため、類似事業として、千葉県が実施する「中核地域生活支援センター事業」を調査すべく、千葉県庁への視察を行った。

(1) 「中核地域生活支援センター事業」について

当該事業は、千葉県内に14箇所ある健康福祉センター（保健所）の圏域ごとに、社会福祉法人等に業務委託した「中核地域生活支援センター（以下「センター」という）」を設置し、「地域総合コーディネーター事業」、「総合相談事業」「権利擁護事業」といった3つの事業（詳細は後述）を24時間365日体制で実施しているものである。各センターは、地域総合コーディネーター、在宅障害児（者）コーディネーター、コーディネーターといった3名の常勤職員と、2～3名の嘱託職員やアルバイトの計5～6名で活動しており、社会福祉士を最低1名は配置しているほか、保育士や精神保健福祉士等を配置しているセンターもある。運営にあたっては、以下の機関をはじめ、児童相談所や医療機関等と連携・協力し合い、地域福祉の向上を図っている。

【ふれあい地域生活支援センター】

高齢者を対象とした在宅介護支援センターや、障害者を対象とした地域生活支援センターなど、地域の社会資源の中から無償で協力することが可能な事業所等。

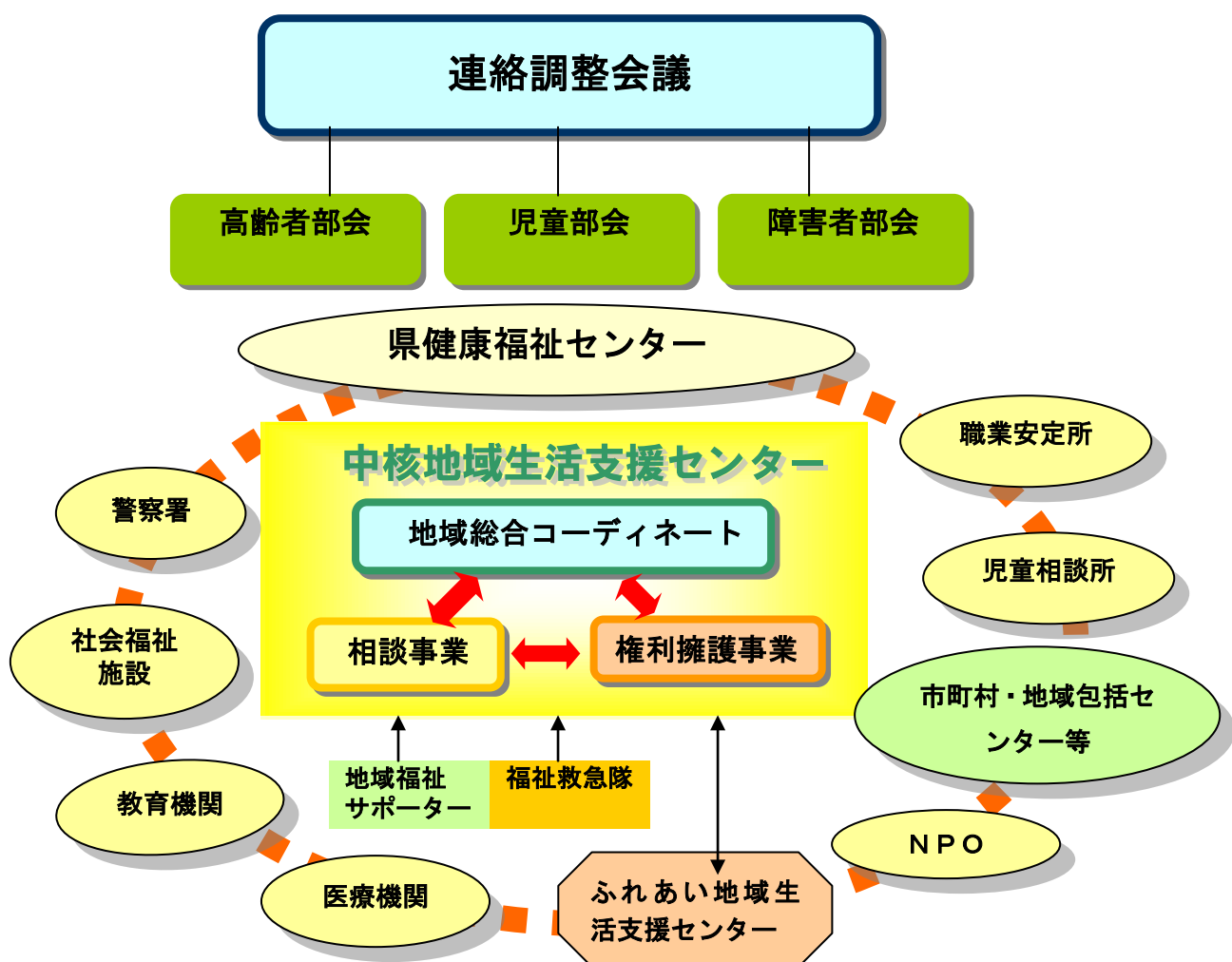
【地域福祉サポーター】

地域総合コーディネーターが行う活動などを無償で補佐する者。

【福祉救急隊員】

弁護士、医師、介護福祉士等専門資格を有する者で、コーディネーターへの助言などの協力を無償で行うことが可能な者。

図 4 - 4 - 1 中核地域生活支援センター概念図



資料：千葉県健康福祉部健康福祉指導課提供

(2) 事業導入に至るまでの経緯・背景

事業導入当時の福祉制度は、児童・高齢者・障害者といった対象者別にサービスが提供されていたため、様々な問題を抱えていながらサービス給付要件に該当しない、いわゆる「制度の谷間にある者」への対応が課題となっていた。千葉県では、毎年度県の重要施策として策定する「アクションプラン」の策定時にこうした問題を取り上げ、どうしたら制度の枠組みを取り払い、必要な人に必要なサービスを届けられるか、といった議論が行った。プラン策定の一環で行われたタウンミーティングで挙げられた意見としては、下記のようなものがあつた。

- ・現場では縦割りではなく、様々な相談が渾然一体となって入ってくる。
- ・事業者の都合で業務を行うのではなく、利用者本意にすべきで、そのために 24 時間 365 日体制で行うべきである。
- ・夜間は緊急性が高いケースがあり、利用者がたらい回しにされないことが重要である。

こうした声を事業化し、平成15年12月からの10ヶ月間のモデル事業を経て、平成16年10月からセンターはオープンした。当初の受託団体は、政策立案の段階から積極的な関わりがあった民間団体が中心となっており、正に県民の声を具体化・事業化したということが特筆すべき点であろう。

(3) 地域総合コーディネート事業

センターが行う3つの事業のうち一つが、地域総合コーディネート事業である。センターに寄せられる相談は、複数の問題を同時に抱えているケースが多いため、適切な機関、適切な福祉サービスにつなぎ、世帯全体が安心して暮らしていけるようにする必要がある。このように、寄せられた相談に対し、関係機関を巻き込みながら支援体制を作って対応し、相談者のニーズや訴えを基に調査・アセスメントし、支援プログラムを立て、問題の解決まで行う機能が必要である。この機能は、そうした役割を担っていると同時に、既存の活用されていない福祉資源をうまくつなぎ、困っている人の役に立てることで、それらの機関を活性化・触媒する働きも行っている。これらの取り組みにおいては、関係機関が単に協力し合うものにとどまるのではなく、協同で責任を持つという視点、また、対症的な対応ではなく、問題の元を断つという視点に立って地域づくりを行っている。

(4) 総合相談事業

2点目が総合相談機能である。昼間に働いていて夜間に相談したい人がいる場合、また、家族の中に障害者や認知症を患っている者がいて、深夜にどうしても福祉サービス等について相談したい場合等については、「何時でも」相談に乗ってくれる機関が必要である。また、福祉制度を知らない者や理解することが困難な者、混乱してサービスの利用申請ができない者などに対しては、年齢は障害等に対象を限定せず、「誰でも」相談できる体制が必要である。さらに、既存の福祉制度の狭間におかれ、どこにも相談する場のない者に対しては、「どんなことにも」相談できる機能が必要である。総合相談事業は、このように、24時間365日体制で「何時でも」、高齢者や子どもや障害者等の対象者横断で「誰でも」、あらゆる相談をワンストップで「どんなことにも」対応する機能である。

(5) 権利擁護事業

最後は、権利擁護事業である。センターで実施する権利擁護事業の基本理念は、相談者の権利侵害の積極的な把握に努め、本人や家族へのケア及び再発防止の取り組みを行うとともに、加害者側にも目を向け、加虐性の解消、ひいては権利侵害のない地域づくりを目指すものである。実際の権利侵害の相談では、法律的な専門知識を要する内容も出てくることから、千葉県では、機能強化の一環として、千葉県弁護士会とのタイアップにより、センターのコーディネーターが無償で相談できる弁護士を各地域に配置している。

(6) 相談内容と傾向

先進的な取り組みを行っているセンターだが、実際に寄せられる相談はどのようなものがあるのだろうか。以下は、その内容や傾向を記載したものである。

表4-4-1は、23年度の相談を時間帯別に集計したものである。日中の時間帯（休日を含む）の相談は78.3%で、それ以外の時間帯（17時～翌9時）の相談は21.7%となっており、夜間・早朝の相談も一定の需要があることが窺える。

表4-4-2は、相談に対する対応方法別件数をまとめたものである。ここで注目すべきなのは、方法の欄の「訪問」という項目である。センターでは、直接相談者の生活の場に出向いて、必要な支援を行う「アウトリーチ型」の活動を重視しており、訪問相談の割合は実に全体の26.1%にあたる。訪問先としては、相談者の自宅の他、職場や行政機関、福祉サービス事業所や学校、医療機関への同行支援等も含まれる。

表4-4-1 「時間帯別相談件数」

表2	H23年度	
	相談件数	%
0時～6時	351	0.4
6時～9時	2,894	3.4
9時～17時	67,513	78.3
17時～21時	14,175	16.4
21時～24時	1,285	1.5
合計	86,218	100

表4-4-2 「相談方法別相談件数」

表3	H23年度	
	相談件数	%
電話・メール等	57,842	67.1
来所	5,449	6.3
訪問	22,510	26.1
その他	417	0.5
合計	86,218	100

資料：「千葉県中核地域生活支援センター活動白書 2011」から抜粋

表4-4-3は、新規で相談を受けたものについて、その内容を複数回答で集計したものである。「介護・支援サービスに関わること」が最も多く、次いで「医療・健康に関すること」「家族関係の悩み」「経済的困窮」「暴力・虐待・権利侵害」となっている。その他「不登校・ひきこもり」「学習・進路選択」や、家族関係・人間関係の悩み、さらにはただ「話を聞いてほしい」といったものまで、幅広く相談者のニーズを受け止めていることがわかる。

表4-4-4は、一人の相談者から寄せられた相談項目の数を集計したものである。情報提供レベルで終了した相談を区別するため、受付から終了までに要した期間が1ヶ月以内のもの（全体の57.8%）は含まれていない。実に6割以上の相談が複数の問題を内包していることがわかる。また、5個以上のニーズ項目を持っている相談は、18.4%（平成23年度中）にのぼり、相談の内容が多岐にわたっていることが読み取れる。

表 4 - 4 - 3 「相談内容別集計結果」

表9	n=2,576	n=2,602
	H22(%)	H23(%)
経済的困窮	15.2	14.8
多重債務	3.3	4.6
年金を申請したい	3.2	4.5
介護・支援サービスに関すること	35.5	47.3
仕事に関すること	13.1	12.4
住まいに関すること	9.4	8.7
医療・健康に関すること	23.3	27.7
暴力・虐待・権利侵害	14.1	13.6
浪費	2.0	1.4
触法行為、非行行動	2.6	2.3
消費者被害	0.3	0.6
成年後見制度に関わる事柄	1.8	3.1
法律の専門家に相談したい	*	2.4
金銭管理・財産管理	*	5.6
不登校・ひきこもり	7.9	9.8
希死念慮	1.4	4.4
家族関係の悩み	16.9	15.0
人間関係の悩み	6.7	5.5
余暇活動	5.0	2.8
学習・進路選択	3.6	5.8
話を聞いてほしい	11.5	9.8
退院したい、施設を出たい	4.2	3.0
自立したい・させたい	*	5.3
親亡き後の子どもの生活が不安・心配	*	2.1
刑務所から出所後の支援	*	0.7
その他	18.7	10.4

表 4 - 4 - 4

「相談項目数別集計結果」

表 10	n=1,057	n=1,068
	H22(%)	H23(%)
1 個	37.5	34.3
2 個	20.8	20.7
3 個	17.3	15.6
4 個	11.5	11.0
5 個	5.5	7.6
6 個	3.6	5.4
7 個	2.3	2.7
8 個	0.6	1.2
9 個	0.7	0.7
10 個	0.2	0.8

資料：「千葉県中核地域生活支援センター活動白書 2011」 から抜粋

寄せられた相談に対し、センターの対応を集計したものが図表5である(複数回答)。「介護・子育て・障害のサービスに関すること」が最も多く、「障害者疾病、療育に関する助言など」も多数を占めていることから、センターが既存の制度の狭間、いわゆるグレーゾーンにいる者や、行政サービスのみでは受け止めきれないニーズの多くに対応していることがわかる。

(7) 成果と課題・今後の展望

平成16年度の開設以降、約8年間に渡って継続している中核地域生活支援センター事業だが、相談件数は増加傾向にある(表4-4-6参照)。平成22年度に予算を削減し、相談件数が減ったため、平成24年度は削減前の基準で予算措置したとのこと。結果、平成24年度は半年で46,000件を超えており、年間件数は9万件にのぼりそうだという。担当者も、地域になくはならない機能だと認識しているそうである。

反面、課題としては、面積が広い圏域において、センターからの距離が遠い地域ほど相談件数が少ないことが挙げられるため、より身近な場所に同じような機能を持った相談窓口が必要だと感じているそうである。具体的な展望としては、厚生労働省において策定されている「生活支援戦略」における総合相談窓口の制度化の状況を注視しつつ、市町村へのセンター機能の普及を進めていく予定とのこと。

表4-4-5 「センター対応別集計結果」

	n=2,576	n=2,602
表11	H22(%)	H23(%)
生活保護の申請支援	4.9	5.5
公的貸付制度の申請支援	*	1.7
債務整理の支援	2.8	3.0
年金申請の支援	3.1	4.9
介護・子育て・障害のサービスに関すること	45.7	56.4
仕事に関すること	6.9	5.4
住まいに関すること	11.3	8.5
医療に関すること	21.8	20.9
服薬や健康の管理	3.8	3.8
金銭管理の支援など	2.6	2.3
虐待、暴力への対応	5.8	4.5
障害者条例の活用支援	0.1	0.2
消費者被害・クーリングオフ	0.6	0.5
後見申し立ての支援、第三者後見人の紹介等	1.7	2.1
障害者疾病、療育に関する助言など	18.2	15.0
教育・進路に関すること	3.2	7.3
家族関係の調整	12.6	11.9
人間関係の調整	3.8	2.8
地域の活動団体の紹介	3.6	3.5
買い物、遊び等の直接的な生活支援	5.1	3.8
見守り、安否確認	7.7	12.0
傾聴、話し相手	26.0	24.6
信頼関係の形成	5.4	4.7
関係者会議の主催または参加	13.3	15.5
終結後の状況確認	2.6	2.0
その他	17.1	6.8

資料:「千葉県中核地域生活支援センター活動白書2011」から抜粋

表4-4-6 「中核地域生活支援センター相談実績（平成16年度～平成23年度）」

		(単位:人、件)										
		平成16年度 (10月～3月)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計	%	
相談件数	相談者	13,368	50,204	70,171	81,432	80,603	91,629	87,427	86,218	547,684	100.0	
	18歳未満	2,410	8,583	10,296	11,716	8,930	9,679	8,836	9,677	67,717	12.4	
	18歳～65歳	9,524	37,953	55,174	64,006	63,385	72,972	70,310	69,486	433,286	79.1	
	65歳以上	1,073	3,166	4,580	5,704	7,954	8,803	6,597	6,408	43,212	7.9	
	不明	361	502	121	6	334	175	1,684	647	3,469	0.6	
	合計	13,368	50,204	70,171	81,432	80,603	91,629	87,427	86,218	547,684	100.0	
住所別	圏域内	10,361	41,026	58,217	70,711	70,114	82,142	79,857	78,985	481,052	87.8	
	圏域外	2,624	8,773	11,301	10,436	9,844	9,031	6,701	6,699	62,785	11.5	
	県外	272	261	227	92	557	265	598	432	2,432	0.4	
	不明	111	144	426	193	88	191	271	102	1,415	0.3	
	合計	13,368	50,204	70,171	81,432	80,603	91,629	87,427	86,218	547,684	100.0	
内容	高齢者	865	2,917	4,548	5,735	7,161	8,695	5,838	5,766	40,660	7.4	
	障害児者	10,804	36,708	46,468	53,301	54,991	62,181	63,181	61,369	378,199	69.1	
	児童	480	5,516	10,137	11,685	8,967	9,525	5,725	5,883	57,438	10.5	
	その他	1,219	5,063	9,018	10,711	9,484	11,228	12,683	13,200	71,387	13.0	
	合計	13,368	50,204	70,171	81,432	80,603	91,629	87,427	86,218	547,684	100.0	
	うち権利擁護に係る相談	121	302	208	554	1,049	839	450	367	3,769	15.9	
相談方法	高齢者	530	931	869	2,633	2,516	1,797	1,991	1,966	12,603	53.3	
	障害児者	138	350	582	775	639	227	456	331	3,360	14.2	
	児童	57	249	296	921	978	525	619	315	3,901	16.5	
	その他	846	1,832	1,955	4,883	5,180	3,388	3,416	2,979	23,633	100.0	
	電話	9,123	35,326	48,807	56,057	52,593	60,978	59,032	57,842	370,635	67.7	
	来所	1,369	4,933	5,718	5,511	7,641	8,153	5,542	5,449	42,947	7.8	
相談時間帯	訪問	2,483	9,394	15,634	19,860	20,315	22,388	22,309	22,510	132,410	24.2	
	その他	393	551	12	4	54	110	544	417	1,692	0.3	
	合計	13,368	50,204	70,171	81,432	80,603	91,629	87,427	86,218	547,684	100.0	
	0時～6時	438	1,061	858	483	418	460	357	351	3,988	0.7	
	6時～9時	524	2,160	2,792	2,479	2,886	2,645	2,641	2,894	18,497	3.4	
	9時～17時	9,716	37,308	53,045	63,205	63,212	72,859	68,945	67,513	426,087	77.8	
不明	17時～21時	2,226	8,287	11,477	13,367	12,901	14,400	14,505	14,175	89,112	16.3	
	21時～24時	426	1,388	1,999	1,898	1,186	1,265	979	1,285	10,000	1.8	
	不明	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	合計	13,368	50,204	70,171	81,432	80,603	91,629	87,427	86,218	547,684	100.0	

※平成20年度の相談実績については、平成20年4月1日に柏市が中核市への移行に伴い事業を移管したため、柏圏域の相談実績は含まれていない。

資料：千葉県健康福祉部健康福祉指導課提供

4 住宅施策としての「中核地域生活支援センター事業」

千葉県で既に軌道に乗っている中核地域生活支援センター事業は、「2 課題解決に向けた取り組み」で述べたような、これまで支援の手が届かなかった人々のニーズを捉えており、一定の需要を得ている。また、地域のネットワーク作りにも寄与しており、住環境の整備という観点から見ると、大変有効で画期的な制度であると言える。そして何よりも、申請主義によらず、自ら出向いて問題発掘を行うアウトリーチ型の事業形態を取っているため、問題が多重化・複雑化する前の早期解決に導くことができる確率が高い。その中には、家賃滞納や家庭内不和による住居喪失を未然に防止できる可能性も秘めていると思われる。事業のネットワークに住宅手当担当部局や不動産業者、埼玉県内であれば住宅ソーシャルワーカー事業担当部局を組み込むことで、より安定した住宅確保・維持の効果が得られるであろう。

さらに、この事業の効果により生活保護を担当するCWの負担が減った際には、住宅手当申請者に対し、一層の厚い支援を行うことも可能ではないか。前述のとおり、住宅手当申請者には月1回就労支援専門員との面談を行えばよいこととなっているが、例えばここに担当CWを配置し、きめ細かい支援を行うことで、就労開始につながり、ひいては生活保護につながらずに自分の力で住宅を維持できるようになる可能性も高まると考えられる。

5 戸田市における実現可能性

では、こうした事業を本市で実施することは可能だろうか。真っ先に想定される問題として、財政的・人的な問題がある。まず、前者についてだが、千葉県では、それぞれのセンター毎に2,000万円から2,500万円の委託料を予算措置しているが、その大半は人件費であり、運営上の不足分が委託団体の持ち出しになっていることもあるという。単純に委託料を圏域内の人口比で除した場合、戸田市に総人口数が近い木更津市(129,617人)で840万円、成田(126,801人)で450万円となり¹³、専門資格を有する者を複数名配置する金額としてはいずれも現実的ではない。費用対効果が見えにくい事業内容のため、導入にあたっては、千葉県同様モデル事業を実施するなどしてニーズを的確に把握する必要がある。そして、本格的な実施にあたっては、事業がフル稼働できるよう思い切った予算の投入が必要であると考ええる。

後者については、ギリギリの財政状況で、極めてきめ細かいサービスを提供する役割を担う委託先を発掘する必要がある。千葉県でも、委託団体の顔ぶれは事業開始当初からほとんど変わっておらず、担当者は「撤退する団体がいても新たな委託先を見つけることは困難で、綱渡りの状態が続いている」と話している。一方、地域総合コーディネート事業の一環で、タウンミーティングや事業開始以前から存在するネットワーク等に参加してい

¹³ 木更津市が属する君津地区は4市、成田市が属する印旛地区は7市2町で構成。人口はそれぞれ2012年3月末時点。

る中で、より小域での福祉ネットワークが形成されてきているという。本市においても、このようなスタートラインに立つことで、人材が集まる可能性はあるのではないだろうか。

6 まとめ

前述のとおり、生活保護受給世帯の増加に比例するようにCWの負担も増しており、各世帯の表面的な問題に対処するのが精一杯という現状がある。生活保護受給者の増加が複合的要因によるものであるにせよ、その一つにCW業務の過重負担があることはまず間違いない。前述した厚生労働省の「生活支援戦略」では、このことを指摘しているほか、中核地域生活支援センターが行う「谷間のない総合相談」や「アウトリーチ型の訪問支援」、そして「官民協働」の支援態勢の構築等を目標としている。正に、国をあげての本格的な総合的生活支援態勢を整えつつある。その中で、福祉の現場である地方自治体が担うべき役割が大きいことは言うまでもない。

経済的に困窮する世帯が生活保護を受けざるを得ない状態にまで陥るのには、必ず何らかの原因がある。それを、当事者が周囲の協力を得ながら一つ一つ解決することで、ゆっくりでも着実に状況は改善する。基本にあるのは、特別なことではなく、「話す」「聞く」という作業である。その過程には、必ず人と人とのつながりがあり、孤立した生活では感じることもない幸福感や満足感を味わえるはずである。

生活保護を受けている者、予備軍にある者が、経済的・社会的自立への意欲をより高められる環境・ネットワークを、彼らを中心に築いていく。それが出来たとすれば、それは生活保護世帯のみならず、地域に住む全ての人が住みよい環境と言えるのではないだろうか。

第5部 まとめ

第1章 本研究により期待される効果

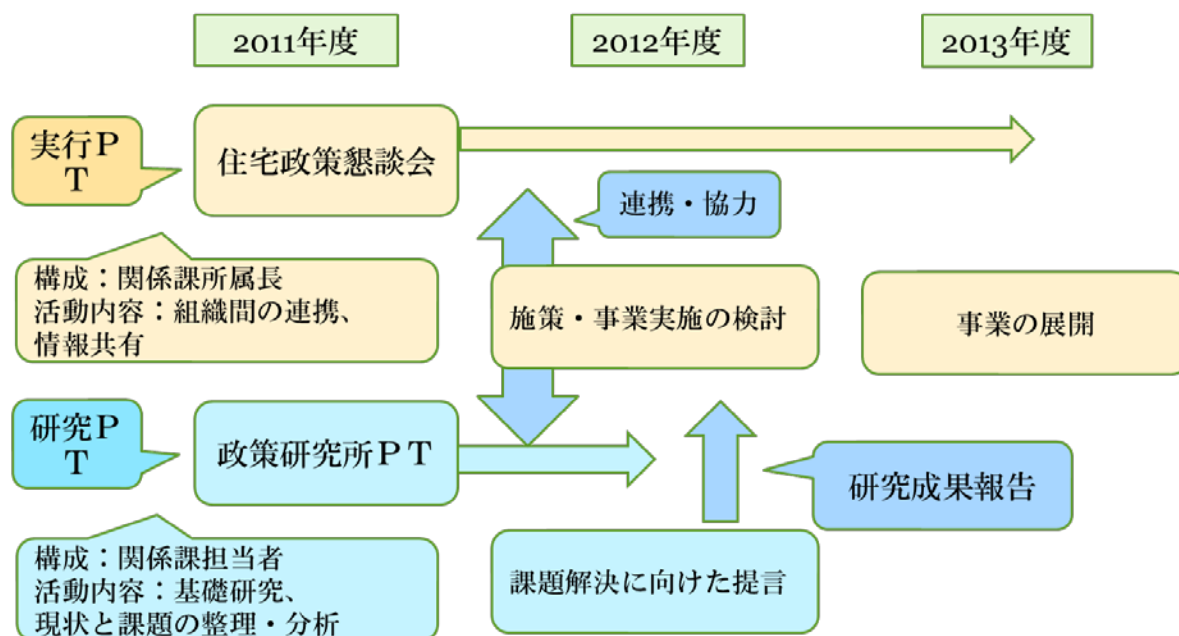
1 戸田市住宅政策懇談会への引き継ぎ

高齢者等の住宅確保要配慮者が安心して住生活を送るためには、住宅基盤だけでなく、生活の中での福祉や医療サービス等が必要となる。このため、行政としては住宅基盤等のハード面の施策を担当する都市整備部と、福祉面の施策を担当する福祉部とが連携し、住宅供給と福祉等のサービスの提供を一体的に進めていくことが求められる。

この都市整備部門と福祉部門の一体的推進を図るため、平成23年度に庁内において「戸田市住宅政策懇談会」（以下「住宅政策懇談会」という）が結成された。これは、都市整備部建築課が事務局となり、各部署で実施している住宅施策関連事業の現状や課題等について意見交換・情報共有を行い、今後の本市の住宅施策の方向性について検討していくものである。メンバーは、PTメンバーの所属長（長寿福祉課、障害福祉課、生活支援課、こども家庭課）と事務局で構成される。位置づけとしては、PTにおいて基礎研究を行い、住宅政策懇談会を実行部門とする。

2013年3月に、2011年度の研究により導出された課題の解決に向けた提言等、2012年の研究成果の報告を行った。これにより2カ年の研究成果を住宅政策懇談会に引き継ぎ、2013年以降、研究において提言があった事業のうち、実施可能なものについて当懇談会で検討し、実行に移していく予定である。

図5-1-1 PTと住宅政策懇談会の位置づけと引き継ぎの流れ



2 高齢者の住宅施策

高齢者の住宅施策については、2011年度の研究により、ハード・ソフト面での施策の現状分析及び課題の抽出を行った。

ハード面の住宅施設の整備という点では、今後の老年人口の増加に対応した施設の増設が必要である。しかし、市営住宅建設のシミュレーション結果等からも、増設には費用や土地、期間、ランニングコストの問題、また、入所希望者の増大により待機者の解消に至らない懸念など、課題も多い。このため、施設整備については、名寄せ調査等で把握した実質的な入所希望者数に合わせた施設数の見直しをしながら進めていく必要があり、増加する待機者数に合わせて施設を増設し続けていくことは難しいのが現状である。このため、今後の住宅施策の方向性としては、必要数の施設整備は行いつつ、ハード面よりはソフト面での施策に軸足をおいて取り組んでいくことが望ましいと考えられる。

詳細については第3部第1章にて述べたが、課題解決の方策の一つとして挙げられるのが、茨城県ひたちなか市で実施しているような家賃補助制度の実施である。

家賃補助事業は、市営住宅の入居資格がありながらも、倍率が高い等の理由で入居できない低所得者等を支援できる。また、既存の民間賃貸住宅を活用するという点で、施設整備等と比較すると、住宅が確保できず困っている人に対して即効性があるため、高齢者のみならず、幅広い世代の住宅弱者に対するセーフティネットにもなり得る。

ソフト面の施策の一つとして、このような事業を実施していくことで、今後増加が見込まれる単身高齢者や低所得者など的高齢者等に対する住宅セーフティネットが構築され、多くの人の住宅の安定確保に資することが期待される。

3 高齢者以外の住宅確保要配慮者の住宅施策

高齢者以外の住宅確保要配慮者についても、障害者世帯、外国人、子育て世帯、生活保護世帯のそれぞれについて、2011年度に抽出した課題に基づき、その解決策の提言を行った。

(1) 障害者世帯

2011年度の研究では、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに、今後も増加していくと推計された。中でも、支援があれば地域で生活できる中・軽度の障害者が戸田市第4次総合振興計画の人口増加率を上回って増加し、この結果、住宅を借りる際に困難を抱える障害者世帯が増加することが予測されている。この推計結果に基づき、抽出された課題のうち、現行制度では解決できない「保証人がいない」という点を本研究で解決する課題と捉え、その解決策を検討した。

提言された解決策は、現行の賃貸住宅入居支援事業を改正し、住宅を借りる際の保証人を確保するというものである。障害者世帯への支援事業は、国、県等でも様々なものがあるが、制度を利用する前提条件を満たせない障害者も多いことから、実際には機能していないと思われるものもあった。このため、本研究においては、保証人や緊急連絡先の確保

等、制度利用の前提条件となる部分から行政が支援を行うことで、障害者が住宅を借りやすくすることが必要と考え、提言を行ったものである。

本事業の実施により、治療の必要がない、あるいは施設入所するほどではない軽度の障害を持つ人が、保証人不在等の理由によりやむを得ず施設入所しているような事例を減らすことができる。これにより、障害者世帯が、地域で自立した生活を送る第1歩につながることを期待できる。

(2)外国人

2011年度の研究によって、国内の外国人住民の傾向として、外国人住民の増加傾向と定住化傾向の二つが浮かび上がった。埼玉県及び戸田市でも同様の傾向をみることができ、本市においても外国人住民を住民の一員として認識していく必要があることが分かった。

外国人住民が住宅を確保する課題としては、言語、文化の違い、住宅情報の確保等、様々なものがある。これらの課題の解決策として検討したのが、埼玉県で実施している「あんしん賃貸住宅等登録制度」を戸田市でも活用できる仕組みをつくることである。

主なメリットとしては、埼玉県の制度を活用するため、不動産店との連携体制が構築しやすい点、また、埼玉県の持つ情報を活用できる点等が挙げられる。外国人住民向けの住宅情報を提供する際にも、埼玉県がホームページを通じて情報公開しており、基盤ができています。戸田市内では、この制度に協力している不動産店が少ないため、市として不動産店との連携体制をさらに進めていく必要があるが、支援の基盤がある点は大きいと考えられる。

この埼玉県の制度を活用する体制づくりを進めることによって、市だけではなく、市民活動団体や民間企業等との協働の下で外国人住民への住宅支援をする基盤を構築できるとともに、県とも協働体制をつくることことができる。これにより、外国人住民が住宅を確保する際に生じる様々な問題に効率的に対応していくことが期待される。

(3)子育て世帯

戸田市の子育て世帯は、全国的に少子化が進む中で、現在も微増を続けており、児童数も2017年まではほぼ横ばいで推移する見込みである。この増加する子育て世帯の中でも、特にひとり親世帯の割合が増加しており、2011年度の研究で行った人口推計によると、今後も増加傾向が続くと見込まれている。

このひとり親世帯の現状を見ると、就労が不安定なため低所得の世帯が多く、賃貸契約を結ぶ際の保証協会の審査が通りづらい場合がある。また、身近に頼れる親族等がない場合もあり、保証人の確保が難しい。このようなことから、ひとり親世帯は住宅確保上の要配慮世帯と言える。

このため、2012年の研究においては、このひとり親世帯の住宅確保支援について検討した。支援策として検討したのは、現行の戸田市家賃差額助成制度の要件を見直し、利用しやすい制度とすること、そして、市内の空き家を有効活用した住宅確保の仕組みの構築である。特に空き家制度については、民間企業を活用することで市内に施設を新設せずに、低所得世帯等をカバーすることができる。他自治体で実施されている空き家バンクのよう

な制度を実施し、市が空き家の貸主と借主を仲介する役割を担い、そこにひとり親世帯を優遇する内容を盛り込むことができれば、住宅確保が難しいひとり親世帯の支援をすることができると考えられる。

(4)生活保護世帯

生活保護世帯は、純粹に住宅確保のみを目的とした場合、埼玉県内で生活する世帯に対しては、経済的な支援や住宅の確保等、一定の支援体制が整っていることが、2011年の現状分析で明らかになった。しかし、住まいを確保したということだけで、生活保護世帯が抱える住生活の問題が解消されるわけではない。そこで、市が実施すべき施策は、生活保護世帯が社会復帰できる環境を整え、自立に向けた住環境を整備していくことと考えられる。このため、本研究では、生活保護世帯の住生活を支援するケースワーカー業務の一部を委託し業務負担を減少させることで、生活保護受給者一人一人にきめ細かな支援を行うことができるようになり、この結果、生活保護世帯の住環境が改善すると考えた。

そこで、検討したのが、千葉県で実施している中核地域生活支援センター事業の導入である。この事業のメリットとしては、ケースワーカー1人の業務量が多く、きめ細かな支援が行きとどかなかった受給者等のニーズに対応することができ、有効な制度といえる。また、申請主義によらず、自ら出向いてニーズ発掘を行うアウトリーチ型の事業体系をとっているため、問題が多重化・複雑化する前に早期解決に向け対策を講じることができる。

本市で上記制度を導入するには、前述のとおり課題も多い。しかし、今後の低所得者等の増加に対応していくための対策の一つとして、千葉県のよう一人一人の受給者にきめ細かな支援を行き届かせるための事業を実施することで、ハード面だけでなく、住生活等のソフト面の支援を行い、生活保護世帯の住生活の向上を図ることが期待される。

第2章 まとめ

1 住宅確保要配慮者に対する住宅施策の方向性について

～宮澤アドバイザーと研究員との対談～

本研究のまとめに当たり、研究内容に対するアドバイスや、今後の住宅施策の方向性についての知見を得るため、埼玉りそな産業経済振興財団の宮澤謙介主席研究員とプロジェクトチーム研究員との対談を実施した。この対談の概要を紹介する。

日時	平成24年12月13日（木）、午後2時～4時30分
場所	政策秘書室応接室
出席者	埼玉りそな産業経済振興財団 宮澤謙介主席研究員 矢ヶ崎研究員、廣井研究員、重松研究員、太田研究員、川田研究員 橋田研究員（事務局）

<高齢者世帯>

研究員 高齢者住宅施策のハード面では、施設等の増設が必要ではある。しかし、土地等にかかる費用や期間、介護保険料の上昇等の課題も多く、限界がある。また、介護保険制度も、施設介護から在宅介護へと方向転換をしている。これらのことから、今後は施設の建設ではなく、訪問型の介護サービスを提供できる介護事業所を中心に施策展開していく方が望ましいか。認知症の場合についてはどうか。

宮澤氏 特別養護老人ホームは介護保険サービスの重要構成要素で、これから高齢化が進む都市部では増設が必要だろう。施設から在宅へというフレーズをよく耳にするが、施設はもういらないということではない。特に要介護度が高くなった人やその家族にとって、施設サービスは頼りになる大切なサービスである。

なお、施設の入居者像として、身体的な不自由だけでなく、認知症である場合も考えられる。最近認知症の増加が話題になっているが、認知症でまだ活動力がある人であっても、ある程度症状が進むと専門の人の対応が必要になる。その際、在宅か、グループホームや施設が望ましいかについては、状況によっていろいろな考え方があ

研究員 サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）については、入居費が高い現状があるが、民間事業者の採算性を考えるとやむを得ないのか。また、低所得者が入居しやすくする施策としては、誘致のための建設費補助・入居費の軽減のための家賃補助等が考えられる。

要な人にとっても厳しい条件であることから、狙いどおりに機能しないのではないかと。2011年度研究にある筑西市の事例を引用すれば、当初は国県市による家賃補助制度を利用して、制度の期限が到来したらその後は市だけで支援するというように、継続性を保つ手段が必要になると考えるのが現実的だと思う。

どのくらいの対象者が制度利用を目的に市外から流入して来るかを心配するのはわからないでもないが、市として今何が必要かを考えることが先決問題と言える。制度利用を目的とした市外からの流入者の抑制は、認定条件など他の方法で対応することもできるのではないかと。

<障害者世帯>

研究員 障害者に対する住宅施策の方向性についてお伺いしたい。少し前までは、施策の方向性として、行政は直接的なサービスではなく、公平・公正な市場を作り、市場の中で競争原理を導入して、民間事業所によるサービス提供の質と量の向上を図ることとなっていた。しかし、最近では、「新しい公共」や「協働」など、市民が主体となってサービス提供をしたり、ルール作りに参加したりという新しい流れが出てきている。そのような中で、資産も収入も少ない障害者に対して、どのような方向性で施策を作っていくことが望ましいか。

宮澤氏 私は高齢分野が専門なのでそれと対比して話すと、障害分野も介護保険と同じように措置から契約へという流れの中で、サービスの質の向上が求められている。最初の対象は社会福祉法人などの措置時代の担い手を中心だったが、その後、サービスの幅の拡大や質の向上を進めるうえで民間企業やNPO等も入れてということで、「新しい公共」が言われるようになったと思う。

サービスの面からすると、基本サービスとして措置の時代から引き継がれているサービスの他に、生活支援などの周辺サービスがある。介護保険でも、基本サービスの他に配食サービスのように「あったらいいな」と思うようなものがあるが、これは介護保険対象外のサービスで、自治体の裁量で支援措置が組まれている。障がい者にもそういった生活支援サービスが必要であり、これは自治体だけでなくNPOや市民団体等の新しい領域の人に助けをもらうことになるのかもしれない。

手段としては様々なものがあり、状況に合わせて工夫されているため、いろいろな情報が入ってきて惑わされることもあると思う。しかし、その根底には一貫してノーマライゼーションの流れがある。変わらない理念の部分を見失わずに、状況に合わせた手段を検討していけばよいのではないかと。

<外国人世帯>

研究員 埼玉県及び川崎市で行っている外国人住民への住宅支援では、国際交流協

会及び市民活動団体の力が非常に大きい。しかし、戸田市では、外国人住民への支援を行っている市民活動団体があまりなく、活動も活発ではない。

こうした状況を踏まえた上で、提案する住宅施策の中で、市民活動団体を施策構築要素の一つとして組み込んで良いのか、もしくは外した方が良いか。

宮澤氏 これは、財団法人戸田市国際交流協会（理事長は神保市長）の位置づけの問題と思われる。外国人世帯に関する調査や支援活動を通じてそういった公的な使命を担う団体をうまく育成していくことも方法の1つであり、あくまで市側が団体とどのような関係を持つかというスタンスだと思う。今のところ実績は少ないかもしれないが、問題意識を共有し、協力して活動しようといったときに勢いにのるかもしれない。お互いが補完し合う関係ができるとよいのではないか。

<子育て世帯>

研究員 現在、子育て世帯の課題を解決する方法として、現行の家賃差額助成制度の要件の緩和と、空き家バンク事業の2つを検討している。この2件の仮説をうまく合わせて、経済的支援と住居確保のための支援施策を考えるにあたり、どのような点に気をつけるとよいか。

宮澤氏 まず、子育て世帯における住宅確保要配慮者とはどのような人のことか、どこにスポットを当ててるのかを明確にしたい。次に、市の家賃差額助成制度が施行された当時の目的と達成状況、その後の環境変化への不適合から要件緩和の必要性が導き出されると思う。

空き家について提言することは、これからのまちづくりに向けて意義のあることだと思う。ただ、それには空き家の実態を把握する必要がある。また、権利関係がからむので、定期借家法等の法制面も確認しなければならない。これまでの本研究の流れにない部分を深める必要がある。

戸田市では、子育て世帯が流出傾向にあることへの問題意識が強いと思うが、流出の要因は住宅問題だけなのだろうか。子育て世帯全般を対象とするなら、住宅問題は子どもの学校の関係等いろいろな要因があるなかの一つということも考えられる。今回は住宅確保要配慮者に対する住宅施策がテーマなのでそこを中心にまとめ、その過程で得られた知見や成果を子育て世帯全般の支援施策に繋げていくとよいのではないか。

研究員 子育て世帯の現状を調べても、住宅取得だけに困っている人は中々おらず、皆、子どもの問題や経済的な面、母子寮の入居者であれば親自身の自立の問題等、様々な問題を抱えている。そのため、住宅だけを見るのではなく、国や県が行っているひとり親家庭のアンケート調査等を調べながら、必要な支援を探っていきたい。

宮澤氏 住宅施策を考える上で、ひとり親家庭に対するセーフティネットのようなものは考えていく必要があるように思われる。給与水準をみると、特に女性は低く押さえられてしまうケースも少なくない。賃貸住宅の場合、生活保護までいかなくとも経済的にかなり苦しい状況も想定される。この部分の人たちを助ける手立てが必要であるとすれば、子育て世帯における住宅確保要配慮者支援を考える上での理由づけになるのではないか。

<生活保護世帯>

研究員 住宅確保については、生活保護世帯は制度として充足していて、その上で課題があり、サービスを提供することで住環境の整備につなげるという観点で研究を進めたが、先般、先生から生活保護世帯の住環境整備の目標として「快適な住環境」をあげることへの違和感についてご指摘をいただいた。理想的に言えば、生活保護受給者には経済的な支援が必要になると思うが、その点についてはいかがか。

宮澤氏 住宅確保要配慮者に対する住宅施策が研究テーマなので、まず、生活保護受給者が住宅を「確保」するとは現実にはどのような状況なのか、また、「要配慮」とはどのような課題があることをいうのかを具体的に示してはどうか。

「快適な住環境」を目標にあげたことについては、単に住環境をランクアップすればよいということではないのではないか。一定水準の快適さを求めることに異論はないが、住環境を整備すべき不適合な部分は何なのか。高齢者や障がいを持った人であれば、健常者とは留意点も違ってくる。改善しなければならない点を明確にすることで、どのように対応すべきかの方針が定まってくるのではないか。

経済的な支援については、生活保護制度のなかに一定のものが組み込まれていると認識している。その上でさらにというのであれば、市独自の支援になるだろう。例えば、高齢者や障がいを持った人については地域社会とのつながりであるとか、働ける世代であれば就業・生活再建の支援であるとか、経済的な支援以外でもやるべきことがあると思う。

他方、生活保護対象とはならないが経済的に困窮している状況、実際のところはわからないが、例えば実質的に生活保護世帯と逆転現象が起こっているような状態があるようであれば支援の必要性が感じられる。今回の研究では高齢者、障害者、子育て世帯等の他の担当領域となる部分なので、生活保護制度に関する情報を共有して対応する必要がある。

それから、2011年度研究の事例にあった川崎市の住宅扶助の振込制度は、家賃支払いの確実性を担保する上で良い方法だと思う。今後、戸田市でも実施していくのであれば、生活保護世帯が住宅を借りられないのは家賃支払の不確実性の問題ではないことになり、課題を絞っていける。

研究員 今、高齢者担当と一緒に、生活保護になる前の人、または生活保護世帯だが生活費は充足されていて家賃の一部だけが足りずに保護を受給している人の人数を調べ、この人達を市の住宅扶助制度でどれだけ救えるのかといった点を調べた。その結果、全受給者約1,500人中、わずか20世帯しかいなかった。仮にその住宅扶助制度を入れるとしても、全額市の負担となるため財政的な問題が大きく、踏み込めない状態にある。

宮澤氏 生活保護世帯と住宅扶助制度の件については今の説明からは判断がつかないが、状況をよく知っている担当者としてやらなければならない理由が感じられるのであれば、件数や財政負担は別としてまずはその必要性や支援を行うことによる効果を整理してみてはどうか。財政面については、運用方法を構想する段階の問題だと思う。

宮澤氏 全体のまとめとして今後の住宅施策についてということだが、総論としては、戸田市は人口が増加傾向にあるため、まちのベースを整えればよいとも言える。インフラの整備、公共サービス、まちづくりのルール、イメージづくりなどをしっかりやればうまく回るように思う。しかし、一律の施策では対応できない部分がある。本研究では住宅確保要配慮者が今後増加していくという観点に立っているが、マクロデータだけでは対象も問題点も絞りきれない感がある。住宅確保において要配慮となる対象や状況をより明確にしたい。

また、住宅というと一般的には民間事業の範疇だが、民業に任せておいたのでは必要だが手が届かない部分を行政がやるべき、というのが基本スタンスだとすれば、各担当でそこを探っていくことになる。高齢者向けサービスで言えば、必要だが事業化されないものについて自治体が呼び水をつくるという方策が考えられる。例えば、地域包括支援の核を市が中心となつてつくり、サービスのすそ野を広げる部分で民間の力を活用する。そういう使い方であれば、行政が投資する意義があると思われる。

2 まとめ

本研究では、これまで住宅確保要配慮者として考えられる高齢者、障害者、子育て世帯、外国人住民世帯、生活保護世帯のそれぞれについて、望ましいと考えられる住宅施策の方向性について提言を行った。

本研究のまとめとして、本市の住宅確保要配慮者への住宅施策の方向性の一つとして、民間賃貸住宅を活用した空き家の活用と、家賃補助等制度の整備を組み合わせた施策が浮かび上がってきた。

空き家については、第3章にて掲載した図3-2-1のとおり年々増加している傾向があり、戸田市内においても同様に増加している現状がある。このため、高齢者世帯や子育て世帯の研究の中でも、この空き家を活用した住宅確保の仕組みづくりが検討されたところである。また、不動産業者にヒアリングを行ったところ、市内の不動産業者の中では、今後は賃貸住宅の空き家を高齢者等の住宅弱者の住宅として活用していくという流れがあるということだった。このため、空き家を活用する上では、不動産会社等の民間事業者やNPO 団体等の関連団体と連携することで、住宅確保要配慮者への支援をスムーズに実施できると思われる。

一方、現在市で実施している家賃差額助成等の制度については、要件等が厳しいことなどから利用者が少なく、実際のニーズとの不適合があると考えられるため、再整備が必要との研究結果が出された。

そこで、現行の家賃補助等の制度を再整備するとともに、上記のような空き家を活用できる仕組みを構築すれば、住宅確保要配慮者への住宅セーフティネットとなるような支援ができるのではないだろうか。この事業は、施設の新設等と比較すると市営住宅の入居資格はあっても、倍率が高くて入れない人等に対しても即効性があり、より多くの人を利用できるための住宅施策として効果が高いと思われる。

また、上記のような家賃補助等の制度を、戸田市が他市町村に先駆けて実施した場合、他市町村からの対象者の流入が懸念される。このため、市民を優先とするためにも、制度を整備し要件を緩和する一方で、戸田市に5年以上居住している等の居住要件や、市税完納条件、補助期間等の設定を検討する必要がある。

この家賃補助等の制度の整備と、民間賃貸住宅と連携した空き家の活用を組み合わせた制度を実施することで、高齢者世帯のみならず、ひとり親世帯、低所得者世帯等の幅広い対象者の住宅確保に資することができると思われる。そして、本研究の目的である、高齢者を中心とした様々な住宅確保要配慮者が、安心して住宅を確保することのできる仕組みづくりの第1歩となることが期待される。

第3章 おわりに

本研究では、本市が2009年度及び2010年度に進めてきた研究での推計結果に基づき、今後高齢化に伴い増加する住宅確保要配慮者に対する住宅施策について、2年間で研究を進めてきた。研究に当たっては、住宅確保要配慮者を高齢者のほか、障害者、外国人、子育て世帯、生活保護世帯と定義しており、分野横断的に進める必要があったことから、PTを設置し、先進自治体への視察やアンケート調査等を実施しながらより精度の高い研究を目指して取り組んできたところである。

本研究で、各対象者の住宅施策等に関する資料を集積するとともに、今後戸田市にとって望ましい住宅施策の方向性を明らかにすることができた。また、研究での提言については、PTメンバーの所属長で構成される住宅政策懇談会に引き継ぎを行っており、来年度以降、実現性が高いもの等について検討を進め、実施に移していく予定である。

住宅施策については、国の流れとしても、住宅不足の解消と同時に居住水準の向上を目指すなど、ハード面の供給が中心であったこれまでの施策から転換期を迎えている。また、前述したとおり、高齢夫婦・単身世帯の増加、少子化の進行をはじめとする社会情勢の変化により、住宅ニーズも大きく変化している。中でも、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現や、生活の質等の実現がこれまで以上に強く求められており、ハード面だけでなく、住ソフト面に重点をおいた新たな住宅政策が必要となっている。

戸田市においても、今後、人口減少社会を迎えるに当たっては、多様化する人々の住宅や住環境に対するニーズを的確に把握するとともに、増加する住宅確保要配慮者に対し、長期的な視点での対策を講じていく必要がある。本研究を基礎とし、来たる超高齢社会に備え、誰もが住みよい魅力あるまちづくりを展開していきたい。

最後に、2011 年度に視察をさせていただいた茨城県筑西市及び神奈川県川崎市、2012 年に視察をさせていただいた千葉県庁及び茨城県ひたちなか市の皆様に、改めて深く感謝申し上げます。また、埼玉りそな産業経済振興財団の宮澤謙介主席研究員には、ご多忙の折にもかかわらず、快くアドバイザーをお引き受けいただき、多大なるご指導、ご助力をいただきました。この場をお借りして深く御礼申し上げます。

參考資料

研究プロジェクトチーム研究員

1 任命期間 平成 23 年 6 月 21 日～平成 25 年 3 月 31 日まで

2 研究員

研究内容	所 属	職 名	氏 名
住宅施策全般	建築課	主 幹	鵜 川 親 二
高齢者	長寿福祉課	主 幹	矢ヶ崎 富士夫
障害者	障害福祉課	主 事	太 田 亮
外国人住民	コミュニティ推進課	主 事	廣 井 佑 磨
子育て世帯	こども家庭課	主 事	重 松 会里子
生活保護世帯	生活支援課	主 事	川 田 哲 朗

図・表早見表

No		タイトル	頁
図	1-1-1	日本の認知症高齢者数の推計	8
図	2-1-1	年齢層別構成比	21
図	2-1-2	年齢別流入・流出数	22
表	3-1-1	戸田市の市営住宅及び家賃	27
表	3-1-2	世帯主年齢割合（61歳以上）及び建設当時からの入居世帯割合	27
表	3-1-3	シミュレーションする市営住宅の規模	28
表	3-1-4	新設する市営住宅の建設費等	29
表	3-2-1	戸田市内サービス付き高齢者向け住宅登録一覧	31
表	3-2-2	サービス付き高齢者住宅の入居費用例	32
図	3-2-1	総住宅数、空き家数及び空き家率の推移	34
表	3-2-3	戸田市とひたちなか市との比較一覧	36
表	3-2-4	ひたちなか市の家賃補助制度の概要	37
図	3-2-2	ひたちなか市の家賃補助制度のしくみ	39
表	3-2-5	家賃補助制度視察質問事項（茨城県ひたちなか市）	40
図	4-1-1	身体障害者手帳所持者数	49
表	4-1-1	療育手帳等級別18歳以上の状態像	49
図	4-1-2	療育手帳所持者数	49
表	4-1-2	精神障害者保健福祉手帳等級別状態像	50
図	4-1-3	精神障害者手帳保持者数	51
表	4-1-3	課題の解決策	52
図	4-2-1	「外国籍県民インターネット県政モニター第2回アンケート」	55
図	4-2-2	「民間賃貸住宅の管理状況に関するアンケート調査」	56
図	4-2-3	「あんしん賃貸住宅等登録制度概要図」	58
図	4-2-4	戸田市住宅支援概要図（仮説）	59
表	4-3-1	戸田市と文京区の家賃差額助成制度の比較	63
図	4-3-1	空き家活用のイメージ	64
図	4-4-1	中核地域生活支援センター概念図	68
表	4-4-1	「時間帯別相談件数」	70
表	4-4-2	「相談方法別相談件数」	70
表	4-4-3	「相談内容別集計結果」	71
表	4-4-4	「相談項目数別集計結果」	71
表	4-4-5	「センター対応別集計結果」	72
表	4-4-6	「中核地域生活支援センター相談実績（平成16年度～平成23年度）」	73
図	5-1-1	P Tと住宅政策懇談会の位置付けと引き継ぎの流れ	78

市内交通の低炭素化に向けた電気自動車普及 に関する研究

目 次

第1章 はじめに

- 1 本研究の背景
- 2 本研究の目的
- 3 調査・研究の手法
- 4 本報告書の概要

第2章 EVとは

- 1 EVの長所と短所
- 2 EVの普及状況
- 3 充電器の設置状況

第3章 国及び地方自治体の施策

- 1 国の施策
 - (1) 補助金制度
 - (2) 充電サービス及び課金
 - (3) 超小型車の導入
- 2 地方自治体の施策
 - (1) 埼玉県
 - (2) さいたま市
 - (3) その他
- 3 戸田市の現状と施策
 - (1) 現状
 - (2) 施策

第4章 民間企業の施策

- 1 自動販売機を利用したEV・PHV給電システム
- 2 EV用充電設備の無料開放
- 3 カーシェアリング
- 4 EV及び超小型EVの試験運用

第5章 事例検討

- 1 購入者アンケート調査結果
- 2 検討結果
 - (1) 自動販売機を利用したEV・PHV給電システムの普及を含め、市域による充電設備について

(2) 市町村単位での施策について

(3) 公用車の使用状況について

3 戸田市において有効な施策

(1) EV及びEV用充電設備に対する補助の拡充

(2) EVの試乗会、展示会及びEV講座の実施

(3) カーシェアリング事業の実施

(4) 超小型車の導入

(5) 公用車の切り替え

第6章 おわりに

参考資料

第1章 はじめに

1 本研究の背景

気候変動に関する政府間パネルの報告書によれば、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇の大半は、人為起源の温室効果ガスの増加が原因である可能性が高いといわれている。この温室効果ガスの増加を抑制させるには、今世紀半ばまでに排出量を現状の半分程度に減らす必要があることが科学的知見として示されている。また、夏日や真夏日の日数も増加傾向にあり、地球温暖化による気温の上昇が続けば、様々な分野へ深刻な影響がもたらされると懸念されている。

こうした中、戸田市では、2009年12月に、「戸田市地球温暖化対策条例」を早期に制定し、持続可能な社会を実現することを目的に、市域全体における温室効果ガス排出量の削減に努めている。また、本条例の理念の下、市民や事業者と気持ちを一つにして地球環境への負荷を減らすために、2011年3月に「戸田市地球温暖化対策実行計画」を策定した。本計画では、2020年度までに、一人当たりの温室効果ガス排出量を2008年度比25%削減することを目標とし、低炭素型社会の構築に率先して取り組むこととしている。

特に電気自動車（以下「EV」という。）・プラグインハイブリッド車（以下「PHV」という。）の普及施策については、県内自治体としても先進的な取組であり、庁用EVの導入や充電設備設置補助制度の創出、戸田市文化会館に充電設備の設置等、EV・PHV普及に向けた取組を進めているところである。

このような背景から、環境問題に積極的に取り組む市の姿勢を示し、環境先進市のイメージを市内外に発信する観点からも、低炭素化に向けたEV・PHVの普及は有効な施策であると考えられる。

2 本研究の目的

本研究の目的は、EV・PHVを活用した戸田市におけるEV交通普及の全体像を描くとともに、現在民間で導入が開始されている自動販売機を利用したEV充電システムの導入等、低炭素化に向けた具体的事例の可能性について明らかにするものである。

3 調査・研究の手法

本研究は、政策研究プロジェクトチームを設置し、関係部署の職員を研究員に任命し、政策支援として取り組むものである。プロジェクトチームは、環境事務を所管する環境クリーン室から選抜された職員及び政策研究所研究員により研究を進める。

研究手法としては、主に文献調査や既存資料の収集を進め、先行自治体や民間企業

の取組等、成功事例を調査するとともに、EV交通及びEV給電システムに関する研究を進めることで、戸田市において実用できる施策を研究する。

4 本報告書の概要

本報告書は、第1章から第6章で構成される。

第2章では、EV・PHVの現状を述べるとともに、今後の普及目標についてまとめる。

第3章では、国及び県内先進自治体の施策についてまとめた上で、戸田市の現状と施策について整理する。

第4章では、自動販売機を利用したEV・PHV給電システム等、民間企業の施策を取り上げる。

第5章では、EV購入者アンケート結果を踏まえ、第3章及び第4章で取り上げた施策について、戸田市で導入可能であるか検討する。

最後に、第6章として本研究の総括をする。

第2章 EVとは

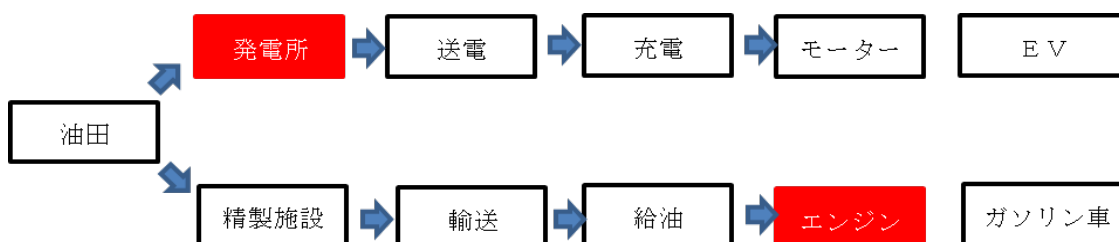
EVとは、搭載されている電池とモーター・制御装置等により駆動する自動車である。本稿では、現在国内の主流であるガソリン車と比較しながら論を進めたい。

動力源となる電力は、車の外部から専用の充電ケーブルによって、車載の電池に充電される。また、エンジンを搭載しておらず全くガソリンを使わないため、二酸化炭素（以下「CO₂」という。）を一切排出しないことから、ゼロエミッションビークル（Zero Emission Vehicle）とも呼ばれる。環境の観点から考えると、究極のエコカーといえる。

一方、PHVとは、EVと同様に車の外部から充電を行い、電池とモーター、制御装置等による駆動と、エンジンによる駆動が可能となっている自動車である。電気の力を使ってガソリンの使用量を抑えるハイブリッド車とEVの中間に位置している。電気とガソリンを併用するという点ではハイブリッド車と変わらないが、大きな違いとして搭載されたバッテリーに外部から充電し、可能な限り電気を主体として走行することができる。そのため、ハイブリッド車よりもモーターでの走行距離が延びることから、より燃料を抑えられる利点がある。

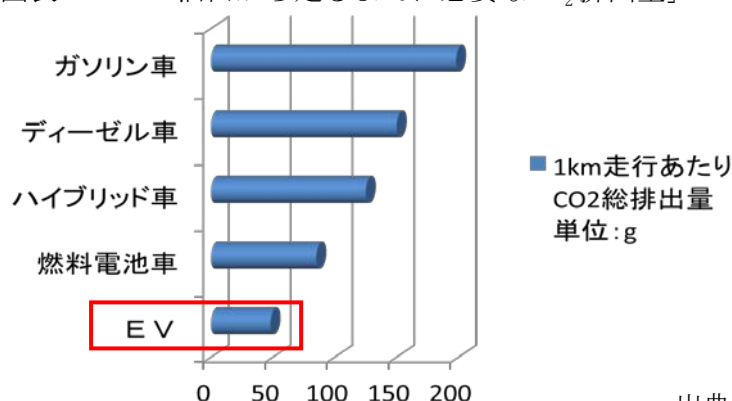
また、資源エネルギー庁が6月中旬にまとめたガソリンの長期需給見通しでは、ガソリン消費は年率約4.5%減り、2030年度には2010年度に比べ6割減るという試算をしている。経済産業省によると、国内の給油所店舗数は2011年3月末時点で約3万8,000店となっており、6万店を超えていた1995年に比べ36%減少した。さらに、ガソリンスタンドでは、2011年2月に施行された改正消防法により、40年以上前に埋められた燃料用地下タンクについては危険防止装置の設置が義務付けられた。これは、ただでさえ経営環境が厳しく価格競争を強いられている状況の中、1基当たり100万円以上改修工事費の負担が重くのしかかるため、閉鎖が進むことが考えられる。この状況は、ガソリン車から次世代自動車へのシフトが進み、今後特にEV・PHVの普及要因となることが予想される。

図表2-1 「エネルギー資源が車に届くまで」



出典：戸田市政策研究所作成

図表 2-2 「油田から走るまでに必要な CO₂ 排出量」



出典：J H F C 総合効率検討結果¹

1 E V の長所と短所

ここでは、E V にはガソリン車と比較して、どういった特徴があるかを検討したい。まず、長所であるが、主に次の 3 点ある。

一つは、地球環境にやさしい点である。先ほども述べたが、走行時に CO₂ 等の自動車排気ガスを全く排出しないため、大気汚染防止や温暖化の抑制等につながる。また、石油以外のエネルギーを利用できるため、資源問題にも役立つといえる。

次に、とても経済的な点である。電気代は、ガソリン代（燃料費）の 3 分の 1 から 9 分の 1 程度であり、減速時にエネルギーを回収できるといった特長もある。そのため、エネルギー効率はガソリン車の 3 倍近くになっている。

最後に、振動や騒音が少ない点である。ガソリン車と異なり燃焼して走ることがないため、走行中の振動や騒音が軽減される。また、エンジンルームが不要となりスペース効率を上げられるため、デザインやパッケージの自由度も高く、走行安定性や加速力が向上する等の利点がある。

しかし、短所もあり、次に挙げる点を改善することが普及につながると考える。

一つは、車両価格が高価な点である。E V は、電池価格の影響が大きくガソリン車に比べて高額になってしまう。自動車メーカーや電池メーカーは、電池の高性能化とコストダウンを図ることが不可欠である。今後、国や地方自治体等が率先して E V の導入や電池のリース契約等を行うことによって、電池の標準化やコストダウンが進み、車両価格の低減につながることを期待される。

次に、充電の問題がある。充電時間は、100V コンセントを使用して満充電するまでに、約 5～28 時間かかる。ただし、急速充電器を使用すれば約 30 分で 80% の充電が可能となる。最近では、充電器設置の実証実験が様々な場所で行われており、今後イン

¹ 『J H F C 総合効率検討結果 報告書』 J H F C 総合効率検討特別委員会 財団法人日本自動車研究所（2006 年 3 月）

フラ整備が進めば、空いた時間に充電することで、充電時間の問題解決につながることも考えられる。

最後に、航続距離が短い点である。一充電での走行距離が短いため、ガソリン車と比べ用途が限られてしまう。しかし、利用者1日の走行距離によっては、十分に日常生活で活用できる車である。今後、充電器が普及し充電時間が短縮され、かつ、電池の改良が進むことで航続距離の問題も解決できると考える。

このように、短所の面についても国や地方自治体等の支援や、民間企業での技術革新によって、利用しやすい環境整備が進むと考えられる。

この他にも、EVには走行機能だけではなく蓄電機能が備わっている点に非常に魅力を感じる。東日本大震災以降、防災意識や非常用電源への関心が高まっている現状において防災対策としての活用が期待されている。例えば、日産自動車株式会社から発売されている「LEAF」を使用した「LEAF to HOME²」では、家庭の電力約2日分を車から賄うことができる。自動車の走るという概念から、電気を取り出して使用する、走る蓄電池としての新たな可能性が広がったと考える。

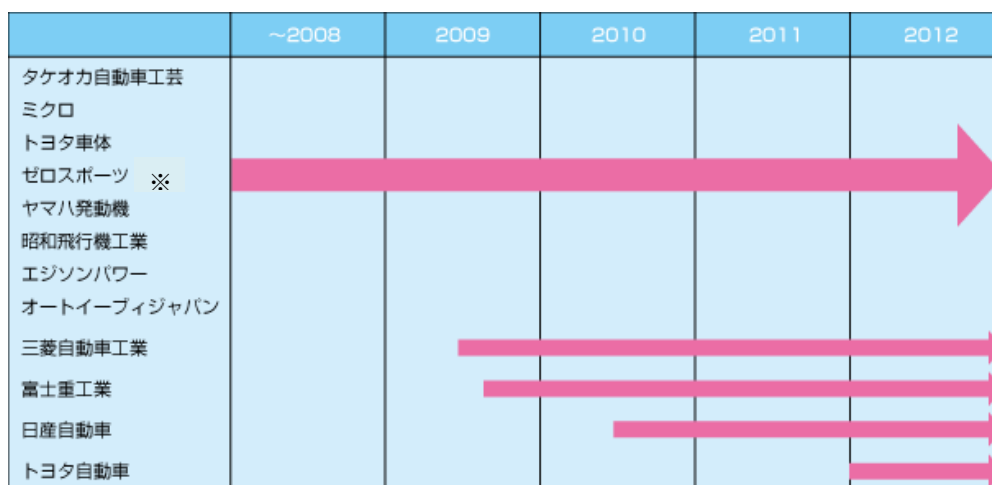
2 EVの普及状況

EVの歴史は古く、日本でも第二次世界大戦後のガソリン不足によりEVの生産が伸び、1949年の国内EV生産台数が3,299台（自動車全保有台数の約3%）にまで上った。しかし、内熱機関自動車の改良やガソリンスタンドの普及によりEVは衰退し、1955年に道路運送車両法からEVの項目が削除され、街中からEVが姿を消した。

しかし、近年自動車を取り巻く環境は大きく変化し、ガソリン価格の高騰や税金が安く燃費の良い軽自動車等に注目が集まるなど、環境や経済の観点からも、大手自動車メーカーがEVの開発を再開し、EV普及に向けて進み始めた。このような状況から、2009年7月に三菱自動車工業株式会社の軽自動車「i-MiEV」、2010年12月には、日産自動車株式会社の「LEAF」が発売された。現在普及しているEV・PHVについては、2009年以降に発売されたものである。

² 家庭用供給装置付きシステム。装置はエアコンの室外機ほどの大きさだが、「LEAF」の大容量バッテリー（24kW）を活かしている。

図表 2-3 「国内自動車会社のEV発売状況」



出典：一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ
 (<http://www.cev-pc.or.jp/NGVPC/museum/action.html>) 2012年8月29日アクセス
 ※ ゼロスポーツは、2011年3月に破産しており、現在はEVの制作はしていない

2012年8月時点においては、2012年度クリーンエネルギー自動車等導入費補助事業の補助対象車でもわかるとおり、全部で10種類以上の車種があり、今後も大手自動車メーカーを中心として増えることが考えられる。

図表 2-4 「国内に普及している主なEV・PHV」

車名	EV					PHV	※航続距離はカタログ値 ※価格は一般社団法人次世代自動車振興センター調べ ※平成23年10月現在
	i-MiEV		プラグインステラ	リーフ	プリウスプラグインハイブリッド		
写真							
一充電走行可能距離 (航続距離)	160km	120km	180km	90km	200km	23.4km	
電池容量	16kWh	10.5kWh	16kWh	9kWh	24kWh	5.2kWh	
充電時間 (目安)	200V普通充電 (満充電)	7時間	4.5時間	7時間	5時間	8時間	1時間40分
	急速充電 (80%)	30分	15分	30分	15分	30分	-
車両価格(税抜)	379万円	約248万円	約362万円	450万円	約359万円	500万円	

出典：EV・PHVタウン構想ベストプラクティス集Ⅱ³

自動車情報センターの調べによると、2010年3月末のEV（登録車のみ）保有台数は424台であったが、2011年3月末には4,938台となり、対前年同期比1,164.6%の増加となった。また、2011年度のクリーンエネルギー自動車等促進対策費補助金（以下「CEV補助金」という。）の交付実績においても9,000件以上あった。加えて、2012

³ 『EV・PHVタウン構想ベストプラクティス集Ⅱ』経済産業省（2012年1月）

年3月末のEV（登録車のみ）は13,597台と対前年同期比275.3%となったことから、EV・PHVの増加が続いていることがわかる。

また、次世代自動車戦略2010⁴や日本再生戦略⁵において、2020年の乗用車種類別普及目標を掲げ、次世代自動車対策を進めている。2012年7月にまとまった日本再生戦略の中では、2020年には新車販売に占める次世代自動車（ハイブリッド車を含む。）の割合を最大50%に引き上げ、その内EV・PHVの割合を20%にすることを目標としている。

普及台数の規模を推定するため、仮に新車販売台数が2010年の421万台のまま横ばいで推移し、新車販売台数に占める割合が2020年にかけて線形で増加して、EV・PHVの新車販売がガソリン車からの買い替えのみであるとするならば、2020年のEV・PHVの保有台数は約348～464万台程度となる。この台数は、仮に2020年の乗用車の保有台数を2009年度末の乗用車の保有台数5,790万台と同じとすると、約6%～8%程度となると予測できる。

一方で、次世代自動車の開発や普及については、次の3点に留意しなければならないとしている。第一に、様々な車種に対応するためのメーカーの研究開発人員が既にフル稼働であることや、自動車のモデルチェンジには5年程度を要することを踏まえると、ハイペースでの次世代自動車開発や市場投入には人的・時間的制約が大きい点である。第二に、新興国を始めとして国際市場では引き続き従来車が主流であり、国際競争を前提とする自動車産業の競争力確保の観点から、従来車の開発を止めることはできない点である。第三に、次世代自動車の普及見通しに大きな幅がある中、特定の技術に集中することはリスクが大きい点である。

これらを踏まえ、次世代自動車の普及加速に向けて進めているが、目標達成にはより積極的なインセンティブ施策（開発・購入補助、税制、インフラ整備等）が求められる。

図表2-5 「2020～2030年の乗用車車種別普及目標（政府目標）」

	2020年	2030年
従来車	50～80%	30～50%
次世代自動車	20～50%	50～70%
ハイブリッド自動車	20～30%	30～40%
電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	15～20%	20～30%
燃料電池自動車	～1%	～3%
クリーンディーゼル自動車	～5%	5～10%

出典：次世代自動車戦略2010

⁴ 『次世代自動車戦略2010』次世代自動車戦略研究会（2010年4月）

⁵ 2012年7月、民主党政権の国家戦略会議で策定され、38の重点施策を明示した。

3 充電器の設置状況

EVに充電するための充電器は、大きく普通充電器と急速充電器の二つに分かれる。

普通充電器は、一般家庭用電源と同じ交流電源（単相 100Vあるいは単相 200V）を利用して充電することができ、満充電する場合、約 5 時間から 28 時間程度かかる。形状としては、コンセント（100V、200V）、ポール型普通充電器（200V）に大別できる。

急速充電器は、急速（大容量）タイプ（50kW 程度：日産リーフで 80%まで充電するのに 30 分程度）と、中速（中容量）タイプ（20～40kW 以下：日産リーフで 80%まで充電するのに 60 分程度）の 2 タイプが発売されている。普通充電器に比べ、充電時間が大幅に短縮される反面、新たに変電設備の設置が必要となる場合や独自の電源（三相 3 線式）が必要となるため、おもに商業施設や工場などの事業所に設置されている。

図表 2-6 「普通充電器・急速充電器例」



出典：駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン⁶

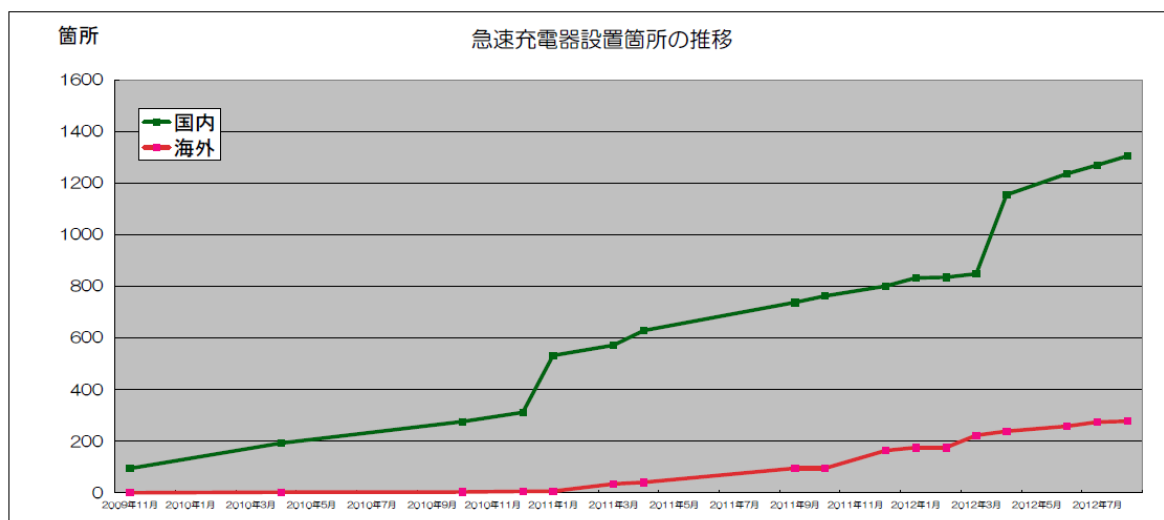
日本では、急速充電インフラの普及を推進するための中核組織として、自動車会社、充電器メーカー及びこれを支援する企業や行政等によって CHAdeMO 協議会を設立した。ここでは、統一した規格である急速充電方式（CHAdeMO プロトコル）を採用し、既に複数の自動車会社や充電器メーカーが取り入れ、国際標準機関への提案も行われている。

日本で普及している急速充電器の保有台数は、2013 年 1 月末時点で、1,605 基が設置されており、2009 年 11 月の 95 基から、16 倍以上も急速に増加している。国は当初

⁶ 『駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン』国土交通省（2012 年 6 月）

2020年までに普通充電器200万基、急速充電器5,000基の設置を目標として、EV・PHVの普及とともに、インフラ整備を進める予定であったが、2012年度補正予算にインフラ整備費として1,005億円を計上する等、今後1・2年でさらに集中的に整備することを決め、急速充電器3万5,700基の導入を目標に高めている。

図表2-7 「急速充電器設置台数」



出典：CHAdeMO 協議会のホームページ

(<http://www.chademo.com/jp/pdf/qckasyosuii.pdf>) 2012年8月29日アクセス

第3章 国及び地方自治体の施策

気候変動に関する政府間パネル⁷が2007年にまとめた報告書によると、地球の気温は過去100年間に0.74度上昇している。その主な原因は、工場等で石油や石炭を大量に燃やして発生したCO₂の増加等が挙げられる。また、今世紀末には、さらに1.1～6.4度気温が上昇することが予測され、地球環境の悪化が懸念されている。

一方、環境省の試算によると、2011年度から2012年度の温室効果ガスの排出量が平均13億4400万トンとなり、京都議定書の基準年である1990年度に比べ、6.6%増えることがわかった。東日本大震災による原子力発電所事故を受けて、代替する火力発電を増やしたことが、CO₂の排出量急増につながったといえる。特に一時的に全ての原子力発電所が停止した2012年度の排出量は、1990年度以降で最も多くなっており、京都議定書の目標達成が非常に困難な状況となった。そのため、政府は、2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減する中期目標を明記した、地球温暖化対策基本法案を取り下げる方向で調整に入り、11月の国連気候変動枠組み条約第19回締約国会議(COP19)までに新たな目標を作ることを目指している。

また、2012年6月末のエネルギー・環境会議において、2030年の原子力発電の比率(0%、15%、20-25%)を軸に、再生可能エネルギー等を加えたエネルギーミックス(電源構成)に温室効果ガスの削減目標等を組み合わせた選択肢を踏まえ、国民の意向を把握する「国民的議論」が7月から始まった。政権交代により国の原子力政策が変更となる可能性はあるが、原子力発電の比率にかかわらずCO₂の排出量を一層抑制するような施策が必要となることが予想される。

このような状況も踏まえ、日本が世界をリードする環境技術を経済成長のけん引役に据える環境戦略が進められ、具体的な目標値として、現在1%に満たないEVとPHVを、2020年に2割まで引き上げることが示されるとともに、民間の技術開発を助成し、車載用蓄電池の機能を改善することも視野に入れ、2020年には、現在最長で200キロメートルしか走れないEVの航続距離を2倍にすることを目指すとした。加えて、全国に普通充電器200万基、急速充電器を5,000基設置することを目標に、充電場所の不安を解消することでEVとPHVの普及を目指す計画であった。国の原子力政策と同様、当初予定していた環境成長戦略の内容が変更となる可能性はあるが、2012年度補正予算や2013年度当初予算の内容を勘案する限り、より積極的に環境政策が行われると考えられる。

このように、環境計画だけでなく、経済の観点からもEV・PHVの普及は重要なテーマとなっている。そこで、国、地方自治体及び戸田市の施策についてまとめるとともに、戸田市において導入可能な施策について検討していく。

⁷人為起源による気候変化、影響、適応、緩和の方策について、科学、技術、社会科学の面から評価を行うために1988年、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が設置した組織。

1 国の施策

(1) 補助金制度

環境性能に優れた新車の購入を促進し、環境対策に貢献するとともに国内市場の活性化を図ることを目的として、環境対応車普及促進事業補助金（以下「エコカー補助金」という。）を交付している。このエコカー補助金は、一定の環境要件に合致すれば対象となるため広く利用され、2012年度予算が9月時点で受付終了となる程申請数が多かった。

このエコカー補助金とは別に、EVやPHV等の次世代自動車を対象としてCEV補助金がある。CEV補助金は、EVやPHV、排気ガスの少ないクリーンディーゼル車が対象となっており、燃費効率が良いだけのガソリン車等は含まれていない。自動車の補助金額は、車体本体の購入額から基礎額を引いた2分の1か、各車別の交付上限額のうち、金額が低い方が適用されることとなっている。このため、対象車種が少なく6年間は売却できないとの制約はあるが、エコカー補助金の上限額が10万円なのに対して、補助金額が大きいことが特長である。

さらに、CEV補助金対象車は、地方自治体等が独自に設けた次世代自動車に関する補助金や優遇制度を活用できる例もあるため、購入の補助は様々なところから受けることができる。

税金面での優遇措置としては、自動車重量税の免税や自動車所得税の非課税等、維持管理費用を減少させることで、車両価格が高価な点を補い、購入者の負担を軽減させている。

図表3-1 「EV等補助金対象車種一覧」

【電気自動車・燃料電池自動車】

メーカー名	通称名	車両型式	特例措置		
			重量税 取得税 (新車)	取得税(中古車)	
ADモーターズ(オートレックス)	Change	不明	免税	45万円控除	
CT&T(オートレックス)	e-ZONE Li Van	不明			
	e-ZONE Li Sedan	ZAA-XXXXX			
スズキ	エブリイ	GD-DA52V改			
		LE-DA62V改			
		GBD-DA64V改			
テスラ モーターズ ジャパン	Tesla Roadster	不明			
トヨタ自動車	eQ	ZAA-XXXXX			
	トヨタFCHV-adv	ZBA-XXXXX			
日産自動車	リーフ	ZAA-XXXXX			
富士重工業	プラグイン ステラ	ABA-RNI改			
		DBA-RNI改			
本田技研工業	FCX	ZBA-XXXXX			
		FCXクラリティ			ZBA-XXXXX
		FIT EV			ZAA-XXXXX
マツダ	デミオEV	DBA-DE3FS改			
三菱自動車工業	i-MiEV	ZAA-XXXXX			
	ミニキャブミーブ	ZAB-XXXXX			
	ミニキャブ・ミーブトラック	ZAB-XXXXX			
メルセデス・ベンツ	フォーツークーベ EV	ZAA-XXXXX			

※ 電気を動力源とする自動車、内燃機関を有するもの以外が対象となります。

※ 掲載の車両以外の電気自動車・燃料電池自動車でも、特例措置の対象となる場合があります。

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。

【プラグインハイブリッド自動車】

メーカー名	通称名	車両型式	特例措置	
			重量税 取得税 (新車)	取得税(中古車)
スズキ	スイフト	DLA-XXXXX	免税	45万円控除
トヨタ自動車	プリウス プラグイン ハイブリッド	DLA-XXXXX		
三菱自動車工業	アウトランダーPHEV	DLA-XXXXX		

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。

出典：国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/common/000989600.pdf>)

2013年2月27日アクセス

また、2月29日に成立した平成24年度の補正予算において、次世代自動車充電インフラ整備促進事業として、公共性を有する充電器や月極駐車場及びマンション等へ充電器の設置に関して補助が実施されることとなった。補助額としては、設置費用の1/2または2/3の補助が受けられることになっており、充電インフラ整備の促進が大きく期待される。

図表3-2 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」

次世代自動車充電インフラ整備促進事業 平成24年度補正予算 1,005億円		製造産業局 自動車課 03-3501-1690
<p>事業の内容</p> <p>事業の概要・目的</p> <p>○電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHEV）に必要な充電インフラの整備を加速することにより、設備投資等を喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図ります。</p> <p>○具体的には、充電器の購入費及び工事費について一部補助することにより、</p> <p>①目的地の途中で充電可能な「経路充電」の充実（ガソリンスタンド、道の駅、コンビニ等）</p> <p>②目的地における「目的地充電」の充実（テーマパークやショッピングセンター等）</p> <p>③マンション駐車場や月極駐車場等の充電設備（「基礎充電」）の整備加速を図ります。</p> <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">基金 補助 (2/3・1/2)</p> <p style="text-align: center;">国 → 民間団体等 → 事業者等</p> </div>	<p>事業イメージ</p> <p>EV・PHVの普及を加速させるため、以下の充電器について購入費及び工事費の一部補助を通じて、充電インフラを計画的・効率的に整備します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自治体等の計画に基づく充電器の設置 (主に急速充電、約4千基) 2. 自治体等の計画に基づかないものの、公共性を有する充電器の設置（普通充電/急速充電、約7万基） 3. 月極駐車場やマンション等への充電器の設置(主に普通充電)等(約4万基) <p>【設置場所のイメージ】</p> <div style="text-align: center;"> <p>ガソリンスタンド コンビニ テーマパーク コインパーキング マンション</p> </div> <p>1、2合わせて約7万基整備(ガソリンスタンド、道の駅、コンビニ、ショッピングセンター、公園、コインパーキング等への設置を想定) (参考)全国の箇所数:ガソリンスタンド 約3万8千箇所、道の駅 約1千箇所、コンビニ 約4万6千箇所、ショッピングセンター 約3千箇所</p>	

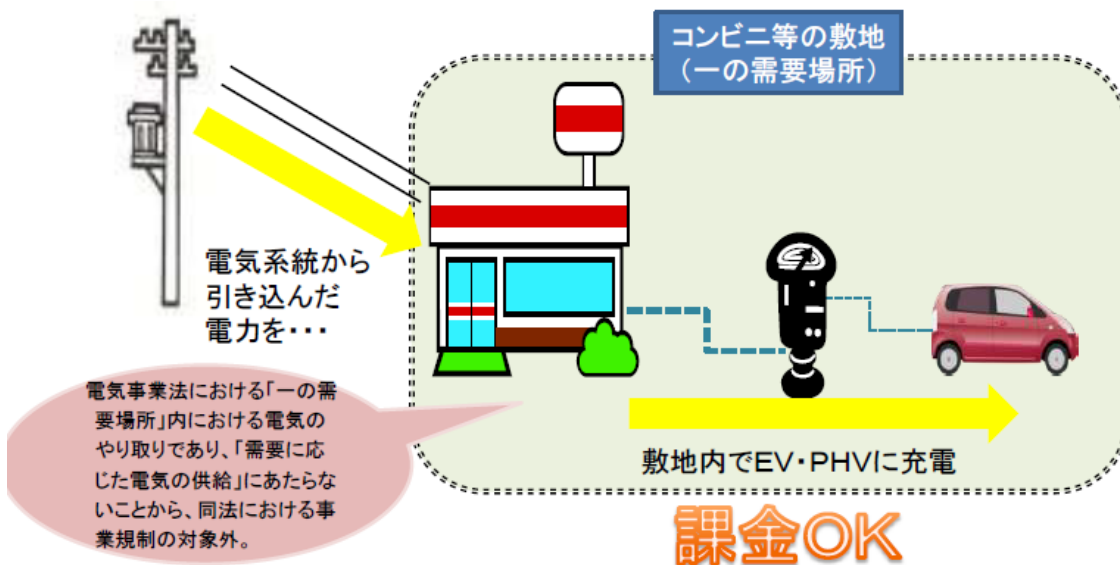
(2) 充電サービス及び課金

EV・PHVの普及においては、先ほども述べたように金銭面のみならず、充電インフラの整備が必要不可欠である。自宅で充電する以外にも、ガソリン車のように外出先で安心して充電できるよう、充電器の普及を進めていかなければならない。そこで、ここではEV・PHVの充電サービスについてまとめるとともに、民間企業での充電事業の可能性について検討したい。

ガソリンスタンドやコンビニエンスストア等の敷地内でEVへの充電事業を行う場合については、電気事業法における事業規制の対象外と判断されている。それは、電気事業法における「一の需要場所」内における電気のやり取りであって、現行法の解釈に照らして「需要に応じた電気の供給」に当たらないと考えられることから、同法における事業規制の対象外と判断される。

このことから、充電サービスを提供することで顧客に対して課金を行うことは可能である。この場合、使用した電気量(kwh)で販売する場合には計量法の規定による検定に合格したメーター(電力量計)を設置して電力量を測定する必要があるが、例えば携帯電話充電サービスのように時間単位で販売するような場合には、メーターの設置は不要である。

図表 3-3 「電気自動車に対する充電サービスのイメージ」

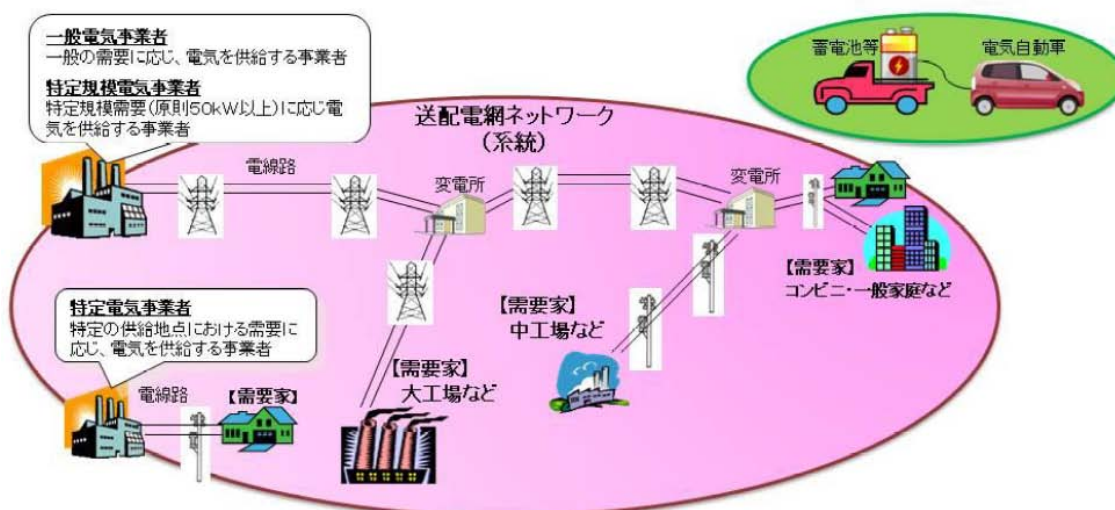


出典：EV・PHVタウン構想ベストプラクティス集Ⅱ

また、近年、送配電ネットワークから切り離された蓄電池や、いわゆる「移動式電源車」のように発電機や蓄電池等を搭載した車を用いて電気自動車等に電気を供給する形態の開発が進められている。

電気事業法は、送配電ネットワークを用いた電気の供給による独占や二重投資等の弊害を防止する観点から規制が行われており、ネットワーク外での電気の供給である移動式電源車等による充電サービスは、電気事業法における事業規制の対象外と判断されている。このため、移動式電源自動車等による充電サービスを提供することで顧客に対して課金を行うことは可能である。

図表 3-4 「移動式電源車による充電サービスのイメージ」



このように2010年12月に公表された「充電設備設置にあたってのガイドブック」等の内容を踏まえると、ガソリン車の普及に貢献したガソリンスタンドのように、EV・PHV用の充電サービスが広がることが考えられる。現在、無料で急速充電器を提供している国や地方自治体、民間企業においても、台数が増えるに従って課金サービスへと変更も検討しなければならない。また、既に民間企業では独自の充電サービス等を行っているところもあり、今後充電サービスは広がっていくと考えられる。

(3) 超小型車の導入

国土交通省では、環境対応車を活用したまちづくりの一環として、これまでの試験地域による実証実験等の成果を踏まえ、「超小型モビリティの導入に向けたガイドライン⁹」を2012年6月に作成し、2013年2月には超小型モビリティ（以下「超小型車」という。）の公道走行を可能とする認定制度を創設した。また、地方自治体、観光・流通関係事業者等の主導による超小型車の先導・試行導入の優れた取組を重点的に支援する補助制度を創設し、同月20日までの期間で公募があった。

環境対応車であるこの超小型車とは、自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両と定義されている。1日10km以下の近距離の移動に向く車両であり、軽自動車を一回り小さくした大きさで狭い路地でも入りやすく、小さな空間でも駐車できるため、商店街での買い物や子どもの送り迎え等のほか、観光地でのレンタカーや物流業者の小規模集配送への利用も期待されている。

公募の手順としては、地方運輸局に申請し、走行区域の限定等安全確保の審査を経て運行が認められる。2012年度補正予算や2013年度予算においては、超小型車を試験導入する地方自治体に向けて車両の半額を補助する（民間企業の場合は、3分の1を補助する）支援制度の経費を盛り込む予定で、併せて5億8,200万円計上している。加えて、試験導入の際に必要な事業計画の作成や実施後の効果分析にかかる経費についても、半額補助する予定である。

超小型車は、現在の車両区分である軽自動車と第1種原動機付き自転車（四輪）の中間に位置づけられるが、背景には軽自動車より小型で、2人程度乗れる車の需要が高齢者を中心に高まっているためである。現状では原動機付き自転車は乗車定員が1人に限られ、排気量等に上限があるため、2人程度乗れて力のある小型車を開発するのは難しいとされている。

一方、軽自動車の規格で超小型車を造ろうとしても、衝突安全性能等の安全基準が厳しく、小型化が難しい。このため、軽自動車並みの安全性能に達しない仕様の超小

⁸ 『充電設備設置にあたってのガイドブック』経済産業省・国土交通省（2012年12月）

⁹ 『超小型モビリティの導入に向けたガイドライン』国土交通省（2012年6月）

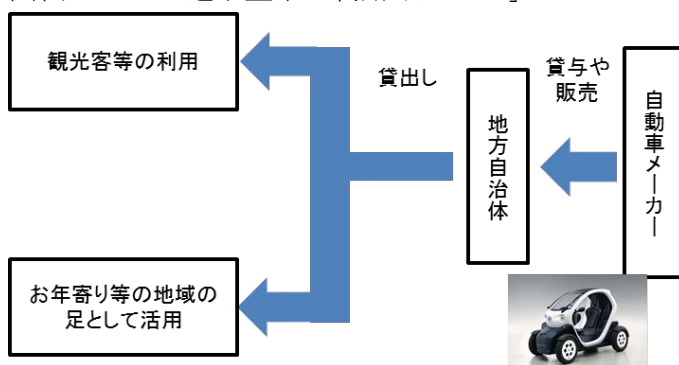
型車でも、条件付きで公道走行を認めることとした。

今後、車両区分が明確に規定されたことにより、新たなニーズに応えることができると考える。また、超小型車が普及することにより、CO₂の削減のみならず、観光・地域振興、都市や地域の新たな交通手段、高齢者や子育て世代の移動支援等の多くの副次的便益が期待される。

【超小型車の位置付け】










	乗車定員	排気量	全長	全幅
軽自動車	4人	660cc以下	3.4m以下	1.48m以下
超小型車	2人以下（年少者用装置がある場合3人以下）	125cc以下	軽自動車の規格内	
第1種原動機付き自転車	1人	50cc以下	2.5m以下	1.3m以下

図表3-5 「超小型車の利用イメージ」



出典：戸田市政策研究所作成

図表3-6 「超小型車の実証実験使用車両一覧」

	NISSAN New Mobility CONCEPT	E-zone	REVA	ミューR	T-10	μ-TT2	コムスロング	コムスSTコムス	WingletL
									
走行位置	車道	車道	車道	車道	車道	車道	車道	車道	その他
車種(※)	軽自動車	軽自動車	軽自動車	第一種原付 (ミニカー)	第一種原付 (ミニカー)	第一種原付 (ミニカー)	第一種原付 (ミニカー)	第一種原付 (ミニカー)	歩行補助
定格出力(kw)	8	7	7	0.6	0.6	0.58	0.29×2個	0.29×2個	
寸法 (mm)	2,337	2,655	2,630	2,150	2,240	2,430	2,365	1,935	265
全長 全幅	1,191	1,440	1,320	1,440	1,180	1,230	995	955	464
全高	1,461	1,565	1,530	1,350	1,440	1,370	1,600	1,600	1,130
車両重量(kg)	450	710	740	240	260	150	350	290	12.3
最高速度(Km/h)	80	60	80	55	60	60	50	50	6
車輪の数	4輪	4輪	4輪	4輪	4輪	4輪	4輪	4輪	2輪
車窓	○	○	○	○	○	○	○	○	—
ドア	○ (ドア無もあり)	○	○	○	○	○	× (ドア有もある)	× (ドア有もある)	—
乗車定員(人)	2	2	4(実質2人)	1	1	1	1	1	1
最大積載量	—	—	—	30	30	30	30	30	—
積載スペース	座席後部 または 座席後部下	座席後部	座席後部	座席後部	座席後部	トランク等	トランク、 トレー	トランク	—
航続距離(km)	100	110	85	50	65	20	45	35	10
受電時間(h) 上:100V 下:200V	— 3.5	8 —	8 5	8 8	8 8	2 —	13 —	8 —	1
免許	普通	普通	普通	普通	普通	普通	普通	普通	不要
車検	—	必要	必要	不要	不要	不要	不要	不要	—
高速道路 走行	不可	不可	可	不可	不可	不可	不可	不可	—
車庫証明	—	必要	必要	不要	不要	不要	不要	不要	—
使用地区	青森県、横浜市 福岡県(体験のみ)	福岡県	京都府	福岡市	福岡市	船橋市 福生市	千代田区 宗像市	福岡県	豊田市

※車種区分は現行法令によるものであり、一部大臣認定等による実証実験のための走行を認められているものを含んでいる。

出典：超小型モビリティ導入に向けたガイドライン

2 地方自治体の施策

(1) 埼玉県

埼玉県においては、2009年2月に「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050～埼玉県地球温暖化対策実行計画～」を策定、同年4月から「埼玉県地球温暖化対策推進条例」(2009年3月制定)を施行し、低燃費車導入方策の届出義務等など、自動車からのCO₂削減を含めた温室効果ガス排出量の削減について、具体的な目標を掲げている。

庁内施策として、2009年4月に「埼玉県次世代自動車導入指針」を定め、県公用車へ次世代自動車を率先して導入することを目指しており(2020年までに県公用車の8割をEV等の次世代自動車とする)、全県的な普及を推進するため、県内事業者へEV導入と充電設備設置への補助等に取り組んでいる。

一方、早稲田大学、地元市等との連携による電動小型バスの実証実験や、県と本田技研工業との環境分野に関する協力協定に基づく「次世代パーソナルモビリティ実証実験」等、EV・PHVの実用化に向けた取組が展開されている。2010年12月には、国が定める「EV・PHVタウン」に選定されている。

また、市町村や事業者との連携を図るため、「埼玉県PV・PHV普及推進協議会」を設置し、充電インフラ整備についての方向性や課題の検討、実証実験及び取組の効果の検証などについて実施している。

図表3-7 「埼玉県EV・PHVタウンのイメージ」



出典：埼玉県のホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/evphv/>)

2013年2月27日アクセス

(2) さいたま市

さいたま市においては、EV普及のための課題解決型のプロジェクト「E-KIZUNAプロジェクト」を立ち上げ、「充電セーフティネットの構築」、「需要創出とインセンティブの付与」、「地域密着型の啓発活動」を3つの基本方針として検討している。

市内の自動車メーカーと協定を結び、EV普及の足掛かりを作るとともに、市民に対しての施策としては、市役所及び区役所への急速充電器の設置やEV及び充電器の補助を行っている。2012年4月1日現在で市内62か所72基の一般利用可能な電気自動車用充電器が設置され、充電器マップを作成し、インターネットを利用して、一般ユーザに設置場所の情報提供を行っている。

また、カーシェアリング事業、EV教室やイベント等を利用した啓発活動を積極に行っており、県内においては、先進的な取組を実施していると言える。

図表3-8 「E-KIZUNAプロジェクト推進イメージ」



出典：さいたま市のホームページ

(<http://www.city.saitama.jp/www/contents/1291195968623/index.html>)

2013年2月27日アクセス

(3) その他

他市の施策としては、まず、公共施設に対するインフラ整備としての充電器設置が進んでいる。2011年度に埼玉県がグリーンニューディール基金を利用した補助を実施したことにより急速充電器を設置する自治体が増え、現在、戸田市をはじめ、秩父市、加須市、東松山市、北本市、幸手市、さいたま市、川口市、三郷市等が公共施設への充電設備設置を行っている。

また、EV・PHVの購入に対する補助を多くの自治体が行っており、2012年度において、県内では戸田市を含め4市（戸田市、さいたま市、上尾市、東松山市）が実施している。

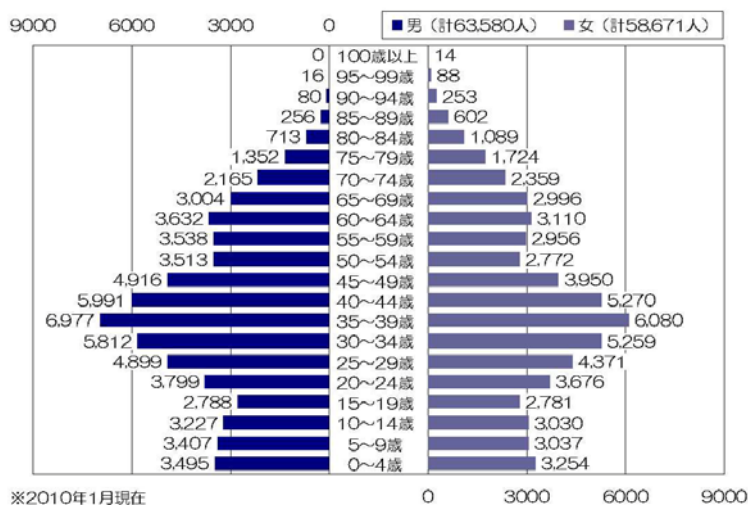
3 戸田市の現状と施策

(1) 現状

① 市域特性（人口、交通、産業）

戸田市は、埼玉県南部に位置する人口約12万人の都市で、荒川を挟み、東京都と隣接している。市の人口は、1985年の埼京線開通以降、増加傾向が続いており、マンションや建売住宅の開発が多く、ベッドタウンとしての利用が進んでいる。また、人口ピラミッドを見ると、30～40歳代が多く、子育て世代を中心とした「若い都市」であることは大きな特徴となっている。

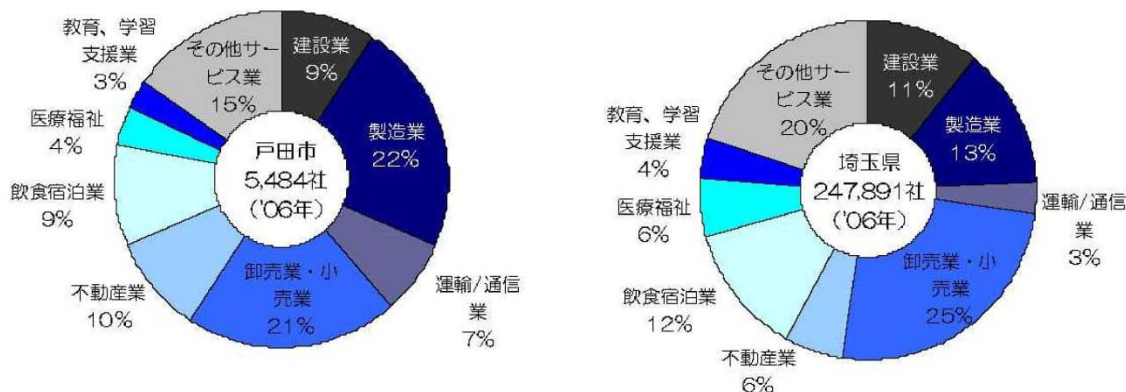
図表 3-9 「人口ピラミッド」



出典：戸田市地球温暖化対策実行計画

産業では、市内に約 5,500 の事業所があり、埼玉県と比べ、製造業（出版印刷・金属製品等）や運輸・通信業（運送・倉庫業等）、不動産業が多いことが特徴となっている。

図表 3-10 「産業別事業所数の比較」



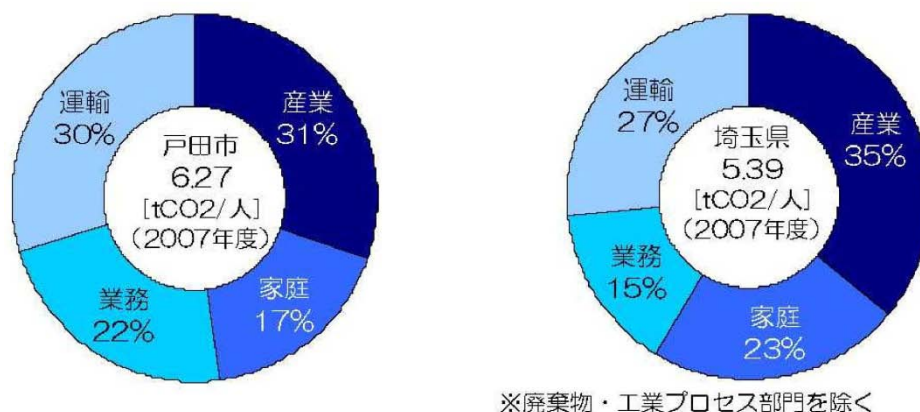
出典：戸田市地球温暖化対策実行計画

市内交通は、JR埼京線（北戸田駅、戸田駅、戸田公園駅）のほか、国際興業等の路線バス、コミュニティバス Toco が市内を東西に向かって結んでいる。また、主要交通網として、南北方面に国道17号、首都高速大宮線、東西方向に東京外かく環状道路等が走っている。

また、市域における地球温暖化対策の総合的かつ計画的な温室効果ガスの抑制を図るため、戸田市地球温暖化対策実行計画を制定し、市民一人当たりの温室効果ガス排

出量を 2020 年度までに 25%削減（2008 年度比）することを目標に掲げている。現状の一人当たりの排出量は埼玉県よりも多く、部門ごとでは、業務部門と運輸部門が多く、市内交通における温暖化対策の促進が必要とされている。

図表 3-11 「部門ごとに市民一人当たりの温室効果ガス排出量」



出典：戸田市地球温暖化対策実行計画

② EVの普及状況及び一般利用可能な充電設備の設置状況について

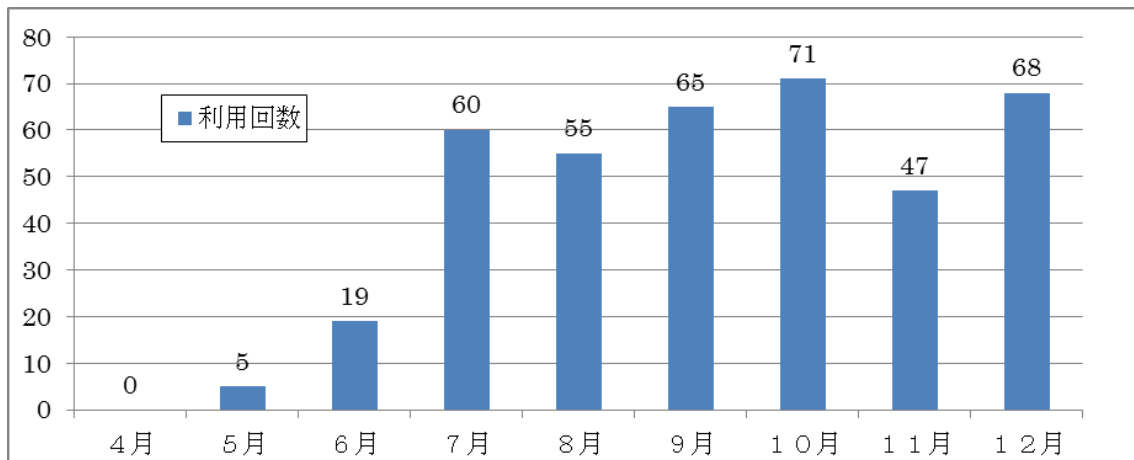
市内でのEVの普及台数については、2012年3月現在で4台（2011年の補助金申請台数等から推移）となっている。同時期でのガソリン車（乗用車、軽自動車除く）の保有台数が33,161台であることから、乗用車を所有しているユーザ全体から見てEV所有者が極めて少ないことがわかる。

戸田市内での一般利用可能な充電設備の設置に関しては、新曽地区の事業所にて普通充電器が2基と急速充電器が1基、上戸田地区の戸田市文化会館の急速充電器1基の計4基が設置されている。

市内での一般の利用状況に関し、ヒアリング調査を実施したところ、市内の事業所では、普通充電器の利用がほとんど見られず、急速充電器の利用が週に1台程度で県外ナンバーの自動車の利用も時折確認されている。戸田市文化会館においては、設置月の翌月こそ、利用者がいない状況だったが、徐々に利用回数が伸びている。

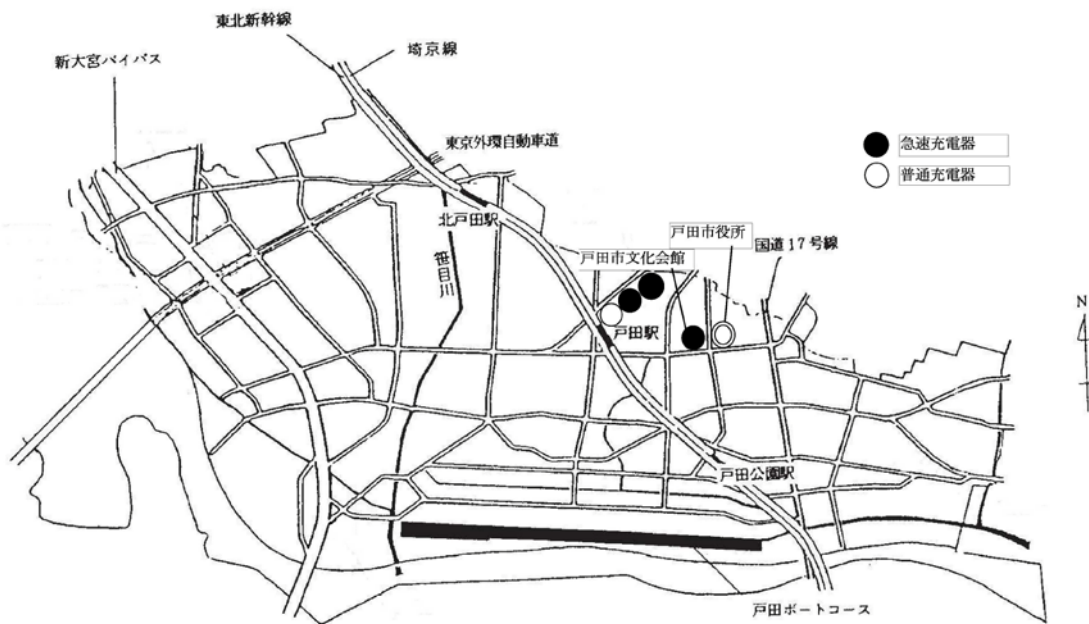
今後、EVの普及台数が伸びていくに応じて、急速充電器の利用がさらに伸びていくと考えられる。

図表 3 - 12 「戸田市文化会館の急速充電器利用状況」



出典：戸田市政策研究所作成

図表 3 - 13 「市域における充電設備の設置場所」



出典：戸田市政策研究所作成

(2) 施策

戸田市においては、2011年度より「埼玉県PV・PHV普及推進協議会」の協議会委員として参画しており、埼玉県のEV・PHV普及に関する施策に対し協力している。また、日産のリーフを公用車として導入し、近距離での移動や講師等の送迎に活用している。市民や事業所に対しては、2011年度からEV・PHVの導入に対して補助を実施し、2012年度より充電設備を新たな補助対象として追加している。インフラ

整備としては、戸田市文化会館に急速充電器を2012年3月に設置し、一般利用者に向け無料開放している。

写真3-1 「戸田市文化会館の急速充電器」



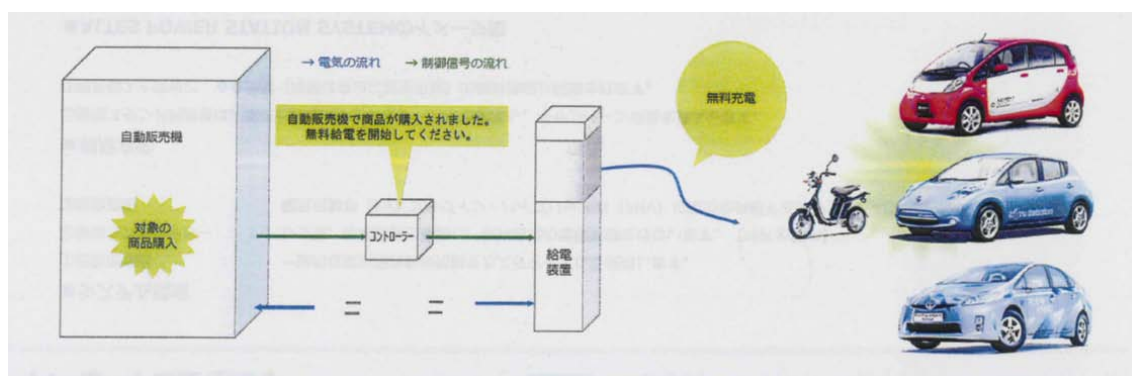
第4章 民間企業の施策

民間企業においても、EV・PHVに関連した独自のサービスやビジネスを展開している。ここでは、既に民間企業で導入されている事例をまとめるとともに、戸田市において導入すべき施策の検討材料としていきたい。

1 自動販売機を利用したEV・PHV給電システム

株式会社オウルテス（東京都港区浜松町2-11-7TMビル5F）やいくつかの事業者では、EV・PHV用の給電装置を組み込んだ自動販売機システムを開発し、運用を開始している。これは、電気を販売するスタンドではなく、自動販売機での飲料購入者に対して、給電スタンドの利用を無償提供する仕組みである。

図表4-1 「自動販売機を利用したEV・PHV給電システムのイメージ」



出典：株式会社オウルテス パンフレット

この仕組みを導入する利点として、自動販売機と給電スタンドをセットで契約することで、設置にかかる費用や運用コストを契約者が負担する必要がない点である。さらに、自動販売機で商品を購入した顧客にのみ無料給電をサービスすることで、顧客の電気代負担もかからない。

また、導入例として充電インフラの普及と地域振興を両立させたケースもある。自動販売機内の特定の商品を購入したときだけ充電を可能にすることで、同時に地域ブランド品の販売促進を図ることができる。

実際の導入例として、滋賀県彦根市内に「ひこにゃん」自販機を設置し、ひこにゃん生茶を購入したときにだけ充電を可能にしたケースや、京都府二条城に「舞妓はん」自販機を設置し、京都市上下水道局の水を購入したときだけ充電を可能にしたケース等がある。

2 EV用充電設備の無料開放

流通業や小売業、飲食業等では、サービスの一環として充電器を設置するケースが急速に広がっている。例えば、外食大手のすかいらーくグループでは、大手外食チェーンで初めて、ファミリーレストラン「ガスト」の駐車場に充電器を設置し、無料開放している。電気料金については、すかいらーくグループが負担し、1回当たりの充電費用を数十円程度とみており、LED照明の導入等の節電対策を行うことで、コスト増加分を吸収できるとみている。また、来店客でなくても当面利用できる点が特徴的である。

写真4-1 「充電設備」



出典：すかいらーくグループのホームページ

(<http://www.skylark.co.jp/company/news/pdf/2012/120523.pdf>)

2013年2月19日アクセス



出典：イオングループのホームページ

(http://www.aeon.info/environment/environment/ev_station.html)

2013年2月19日アクセス

また、自動車業界では、三菱自動車工業株式会社が系列販売店（ディーラー）等に設置する急速充電器を4割増やすとしており、4月現在、グループのディーラーの25%に当たる約180店舗に設置済みであるが、2012年度中には250前後まで増やすとしている。これにより、EVの販売促進につなげるとともに、EVの充電を気にする顧客に安心感が生まれると考えている。

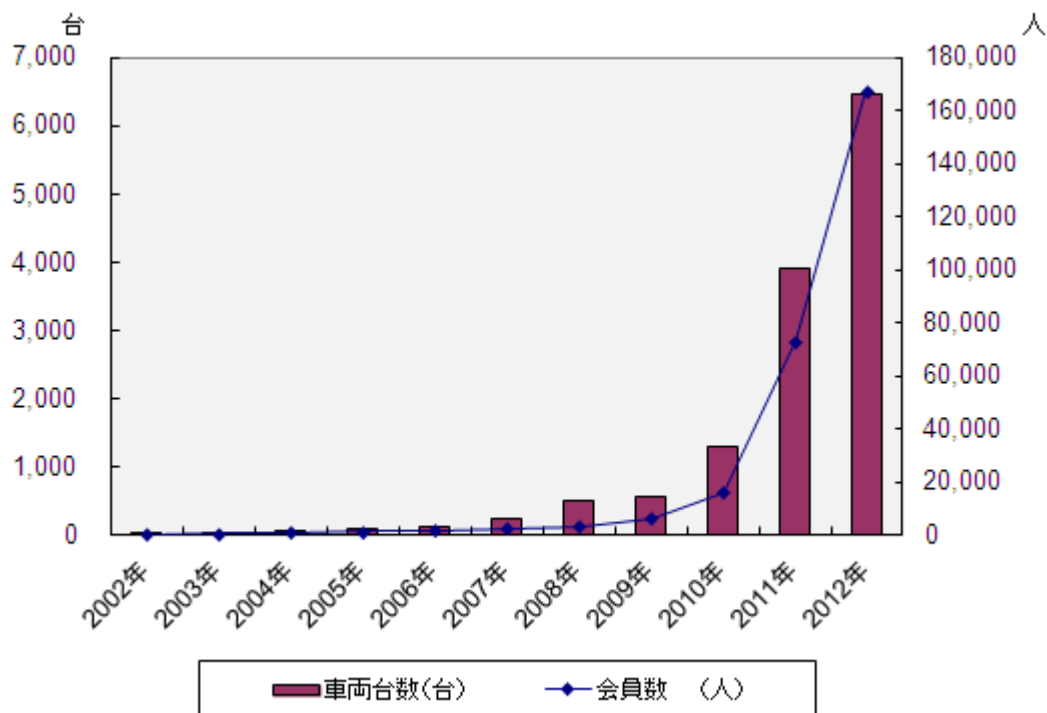
有料の充電設備としても、コンビニエンスストアを中心に広がりを見せており、EV用充電設備を利用した企業独自のサービスが広がっていくと予想される。

3 カーシェアリング

自動車を共同利用するカーシェアリング向けの車両台数が2013年にも、1万台を突破する見通しとなり、急速に広まっている。特に、貸駐車場大手企業等が利用可能な拠点の拡充を急いでおり、駐車場代や維持費を気にして自家用車を持たない若者や、都市部での新しい利用方法として身近になってきた。

このような中、タイムズ24株式会社では、カーシェアを利用できる拠点を現状の2倍近い5,000か所以上に増やすとしており、全国に1万か所以上ある駐車場のうち、約半分相当をカーシェアに対応できるように準備を進めている。ここでは、15分から料金設定をしており、身近な利用に対応できる体制としている。EV・PHVの開発が進む中、こうした新技術の普及を促すインフラとしてもカーシェアリングは期待できる。

図表4-2 「カーシェアリング車両台数と会員数の推移」



出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ
http://www.ecomo.or.jp/environment/carshare/carshare_graph2012.1.html

2013年2月27日アクセス

4 EV及び超小型EVの試験運用

株式会社ローソンでは、2009年1月よりEV導入実験で走行性能や充電時間等の確認を行い、大都市圏であれば業務で使用することが可能であると判断し、小売業界で初めて店舗経営指導員の店舗巡回用車両として、本格的に運用を開始した。車両は三菱自動車工業株式会社「i-MiEV」を導入し、将来的には全ての車両をEVに切り替える方針である。

また、株式会社セブン-イレブン・ジャパンでは、トヨタ車体株式会社が発売した1人乗り小型EV「コムス」を活用し、店内のほぼ全ての食品や日用品等を届ける宅配サービス「セブンらくらくお届け便」の運用を開始した。流通業界及びコンビニエンスストア業界で、店舗からの宅配サービスに超小型EVを採用するのは初の試みである。

コムスについては、2012年8月中に約100台、9月中に約100台の合計約200台を先行導入し、利用状況等を検証した上で順次本格的な拡大を予定している。

コムスの特徴として、車種区分が道路交通法上の第一種原動機付自転車4輪とされ、普通免許で運転が可能である。また、車検・車庫証明、重量税・取得税も一切不要ということもあり、費用が安く導入しやすいという利点がある。加えて、店舗や自宅のコンセント100Vの充電約6時間で、約50キロメートルの走行が可能であり、1キロ

メートル当たりの燃費は、約 2.4 円という安さも魅力である。

今後、高齢化社会がさらに進展し、店へ買い物に行きたいが商品を持って帰ることが大変な顧客や、家で商品を選び宅配を希望する顧客に対して、宅配サービスはニーズがあると考えられる。

写真 4 - 2 「導入車両」



出典：各社ホームページより戸田市政策研究所作成

第5章 事例検討

1 購入者アンケート調査結果

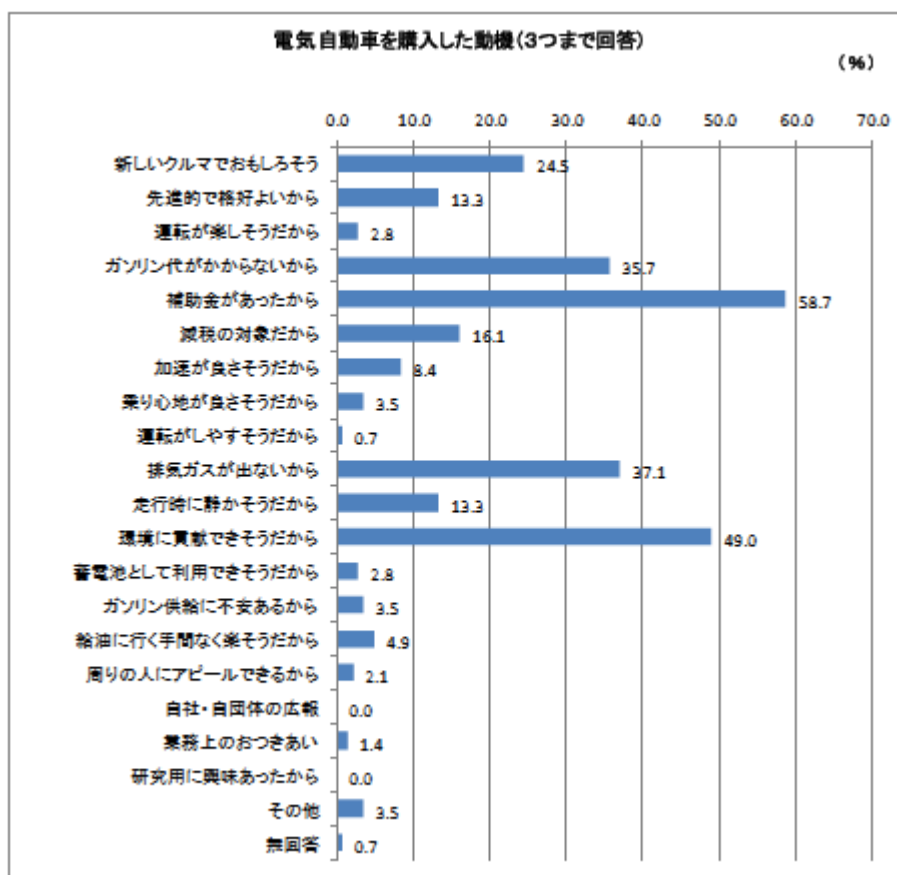
事例検討を行うに当たり、EV購入者の意識や実際の利用状況を確認することは重要だと思われる。2011年下期において株式会社日本能率協会総合研究所と神奈川県が合同で、EV購入者に対し、調査を実施した結果が一般公開されているため、ここでは一部抜粋して紹介することとする。

※ 出典：「電気自動車の初期購入者による各種動向に係る結果について」

対象：個人購入者 143 件（回収率 71.5%）

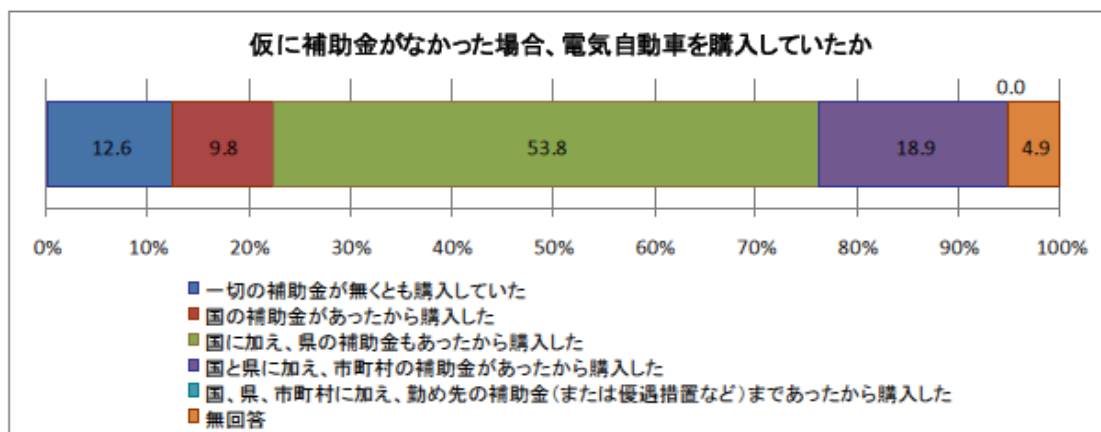
① 購入動機について

購入動機においては、「補助金があったから」が 58.7%と 1 番高く、次に「環境に貢献できそう」が 49.0%、「ガソリン代がかからないから」、「排気ガスが出ないから」が 37.1%であり、経済面と環境意識が購入動機として大きなウェートを占めていることがうかがえる。



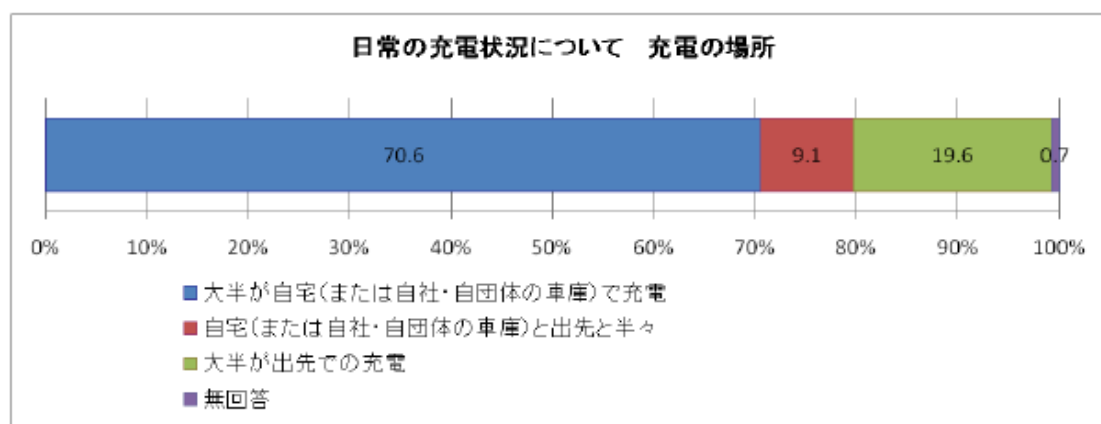
② 補助金の有無による購入動機の可能性について

「一切の補助金がなくても購入した」が12.6%にとどまり、ほとんどの購入者が国や県、市等の補助金が存在したことにより購入の決断をしており、ユーザ意識として、補助金の必要性が求められている。



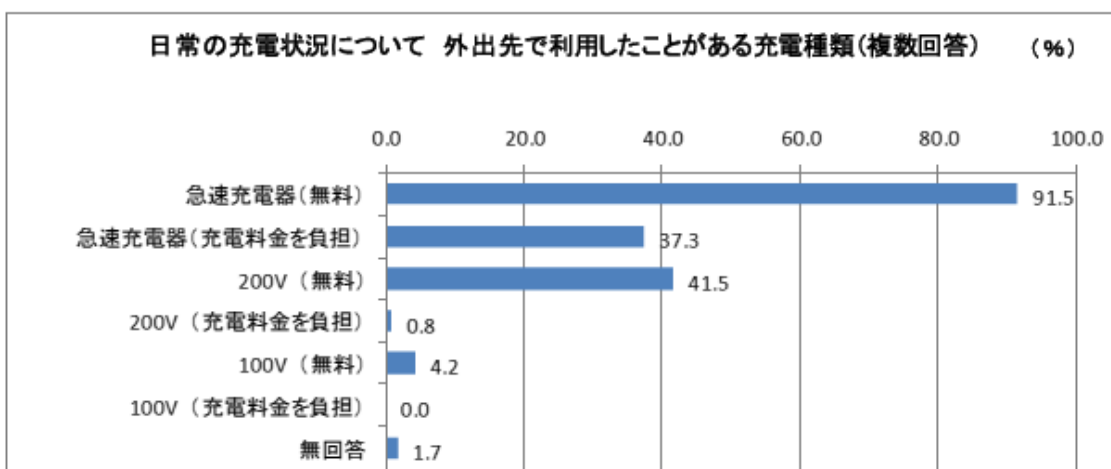
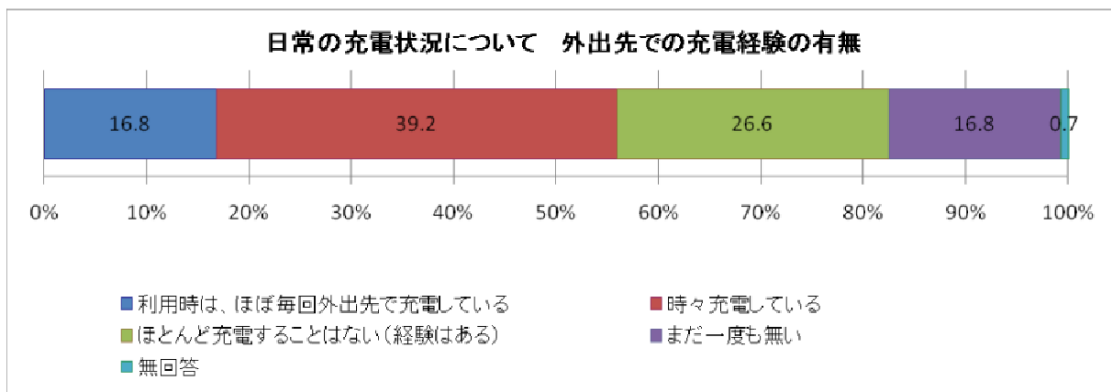
③ 充電の場所について

日常の充電場所について、70%以上の購入者が自宅（または自社・自団体の車庫）での充電と答えており、出発となる自宅での充電が基本となっていることがわかる。



④ 外出時での充電経験と利用経験のある充電種類について

外出先での充電について、半数以上の購入者が外出先で定期的な充電を行っており、利用経験のある充電種類については、無料、有料を問わず、急速充電器の利用が多くなっている。これらのことから、一般利用の充電設備と急速充電器の普及の必要性がうかがえる。



2 検討結果

(1) 自動販売機を利用したEV・PHV給電システムの普及を含め、市域による充電設備について

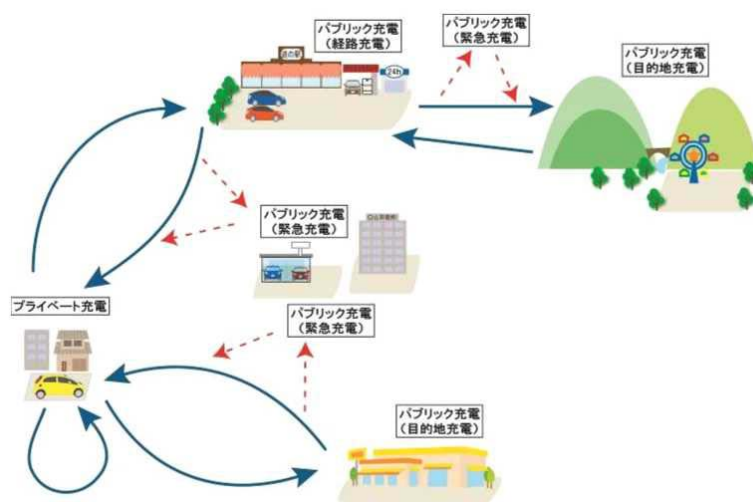
戸田市におけるEV交通普及の全体像を検討するに当たっては、外出先での充電を想定し、個人利用や一般利用の充電（パブリック充電）場所の考察を行うことが必要と考えられる。ここでは、現在、民間で導入が開始されている自動販売機を利用したEV・PHV給電システムの利点を生かした上での市域における設置の可能性と市域による充電設備について検討していく。

株式会社オウルテスやいくつかの事業者は、EV用の給電装置を組み込んだ自動販売機システム（100Vあるいは200Vの普通充電器）を開発し、運用をしている。この仕組みを導入する利点は次のとおりである。

- ・自動販売機と給電スタンドをセットで契約することで、設置費用や運用コストの契約者負担がなくなる。
- ・商品購入者へのみ無料給電サービス（60分の無料充電で時間は自由に設定可能）を行うことで、購入者の電気代負担がない。なお、200Vの普通充電器で60分間の充電を行った際のEVの走行距離は20km程度といわれている。

上記のことから個人をターゲットとして普通充電器を利用することを想定し、検討するに当たっては、国土交通省の「駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン」により、充電設備の充電形態ごとに自動車の保管場所で行われるプライベート充電、移動先の目的地で行うパブリック充電（目的地充電）、移動の経路上で行うパブリック充電（経路充電）及び充電等の不測の事態に際して行うパブリック充電（緊急充電）に分類することとする。

図表5-1 「充電形態のイメージ」



出典: 駐車場等への充電設備の設置・配置に関する実証実験等による調査業務報告書¹⁰

① プライベート充電による設置について

EVを利用するに当たり、出発地点における充電が基本であり、プライベート充電の環境整備は各ユーザで必須事項である。基本的に自動車の保管場所での設置となり、個人の自宅、事務所、分譲マンション、月極あるいは契約駐車場にて特定の個人あるいは団体による利用が考えられる。長時間の充電が可能となるため、普通充電器の設置が主となる。

② パブリック充電（目的地充電）による設置について

パブリック充電（目的地充電）では、買い物、通勤・通学並びに送迎等、移動の目的地での滞在中におけるついでにの充電が想定される。目的地として、「大規模商業施設」、「スーパーマーケット」、「病院」、「飲食店」、「ホテル及び旅館」、「公共施設」、「一時預り駐車場」等が考えられる。施設に応じて、滞在時間が大きく異なり、「病院」、「ホ

¹⁰ 『駐車場等への充電設備の設置・配置に関する実証実験等による調査業務 報告書』国土交通省（2011年3月）

テル及び旅館」、「一時預かり駐車場」等、滞在時間が数時間から数日間と比較的長時間となることが予想されるため、他の利用者が使用できなくなることが懸念される。また、「大規模商業施設」、「飲食店」では、先ほども述べたように、すかいらくグループやイオングループのように充電器の無料開放を行い、顧客サービスの一環として行っている。

③ パブリック充電（経路充電）による設置について

パブリック充電（経路充電）では、都市間の主要走行ルートや観光ルート等、移動の経路上にて継ぎ足し充電を行うことが想定される。滞在時間が短時間の内に一定の距離の走行を可能とする充電が必要とされることから、急速充電器の設置が必要であると考えられる。設置場所としては、「道の駅」、「SA並びにPA」、街道沿いの「コンビニエンスストア」、「充電ステーション」等が挙げられる。

④ パブリック充電（緊急充電）による設置について

パブリック充電（緊急充電）は、渋滞等不慮の事態によりEVの残電力量が少なくなり、駆け込みで行う充電が想定される。設置場所としては、24時間利用可能な「コンビニエンスストア」、購入者のアフターサービスや公共サービスとしての観点から「自動車販売店」並びに「公共施設」が考えられ、主には急速充電器の設置が必要であると考えられる。

「コンビニエンスストア」では、中部電力とコンビニ7社が取組合意し、コンビニにEV用急速充電器を設置し、今後、会員制急速充電サービスとして一般開放を予定している。同サービスは、現在、関西方面にて充電無料の実証実験として2012年4月よりサービスを開始しており、同年10月の実証実験終了後、有料化を予定している。

⑤ 市域における充電場所の検討について（総括）

①～④を踏まえて検討すると、プライベート充電に関しては、利用者が限定されること、③及び④に挙げられるパブリック充電においても急速充電器の設置がおもとなるため、これらの充電形態において、自動販売機を利用した給電システムの普及は難しいと考えられる。

自動販売機を利用した給電システムの普及に関しては、②のようなパブリック充電（目的地充電）であり、かつ、充電時間中に用を済ますことができる場所に限られると考察される。また、スカイラクグループやコンビニエンスストアのように顧客サービスとして無料開放の実施や会員制の課金サービスを予定している事業者があるため、事業方針に応じて、同システムの設置は検討されることが推測される。

なお、パブリック充電の市域普及に関しては、現在の設置場所が上戸田地区及び新曽地区と偏っているため、新たな設置場所の目安として美女木地区や笹目地区での事業者の設置が望ましいと考えられる。戸田市としては、該当する事業者への設置支援の施策を進めていくことが必要だと考えられる。

次に、市町村単位での施策について検討することとする。

(2) 市町村単位での施策について

戸田市で有効な施策を検討する上では、他市の施策を参考にすることは重要である。ここでは、埼玉県内におけるEVやEV用充電設備に関する施策を整理するとともに、それぞれについて施策検討を行うこととする。

① 埼玉県内における補助制度の実施状況について

EVの補助制度に関し、2012年度では戸田市を含めて、埼玉県内でさいたま市、上尾市、東松山市が実施している。現在の申請状況では、補助額が少ない上尾市を除き、順調に申請台数が伸びていると思われる。

EV用の充電設備の補助制度に関し、2012年度では戸田市とさいたま市のみが実施している。さいたま市では、2013年2月中旬現在で申請件数2件である。

EVとベース車との購入金額には大きな開きがあり、国の補助金があっても割高となっている。県並びに市の補助がEVの導入促進には必要不可欠と考えられる。

図表5-2 「埼玉県内におけるEVの補助金実績（2013年2月現在）」

	さいたま市	上尾市	東松山市	戸田市
補助対象※	4輪以上のEV	EV	4輪以上のEV及びPHV	4輪以上のEV及びPHV
補助額 (1台当たり)	15万円 (車種によって10万円の場合有)	5万円 (2輪車及び軽自動車は1万円)	15万円	10万円
目標台数	65台		40台(補正予算により30台追加)	
申請台数	58台	4台(他、2輪車が1台)	19台	14台

※補助対象は、要綱等により市町村ごとに細かい条件が有り

出典：戸田市政策研究所作成

② 普及啓発活動

普及啓発活動についてはさいたま市で実施しており、EVの試乗会や見学会をステラタウン等のショッピングモールやさいたまスタジアム等で年に数回実施している。また、EV教室としてさいたま市内の小学校で行い、これらの普及啓発活動の実施に当たっては、自動車メーカーの協力を依頼し、車両や体験プログラムの提供を受けて

いる。

EVの導入に関しては、購入ユーザの環境意識も大きなファクターを占めているため、普及啓発のイベントによりユーザの環境意識の拡大と向上を進めていく必要性が考えられる。

③ カーシェアリング事業

カーシェアリング事業は、さいたま市や北本市で実施されている。実施方法としては、どちらの市も事業者へ業務委託を行い、公共施設の敷地内にEVの駐車スペースを設け、平日の利用は主に職員が行い、土日の利用に関し一般利用とすることで公用車の維持管理コストの削減も合わせて図っている。実施状況に関し、北本市はほとんど利用がないのに対し、さいたま市では、毎月10～15回程度の利用がある。北本市では、利用状況が少ないことに関し、情報の周知不足と設置場所が駅から遠く、利用が困難であることを挙げている。

戸田市においては、自動車の保有台数がほぼ横ばいとなっており、人口が徐々に増加していることを考慮すると、自動車を保有していない市民が徐々に増加していることとなる。自動車を持たない市民への施策として、EVを実体験してもらうことはEVの普及啓発から考えて有効な施策だと考えられる。

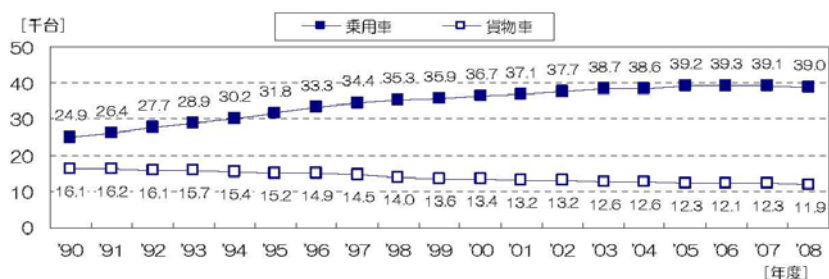
図表5-3 「カーシェアリング事業」



出典：カレコ・カーシェアリングクラブのホームページ
(<http://www.careco.jp/service/ev/>)

2013年2月28日アクセス

図表5-4 「車の保有台数」



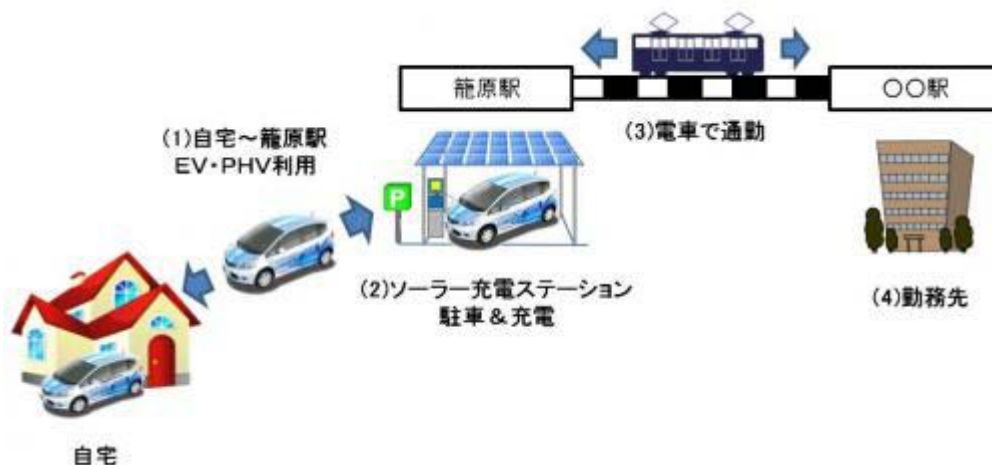
出典：戸田市地球温暖化対策実行計画

④ パーク&ライド

埼玉県の実証実験として4月より熊谷市で実施しており、太陽光発電システムと連携し、再生可能エネルギー利用による温室効果ガスの削減を目指している。県職員とホンダの社員が2年間体験し、結果報告を行う予定となっている。

戸田市では、市内にJRの駅が3駅存在し、駅を中心にバスの運行や自転車の駐輪場が発達しており、サイクル&ライドやバス&ライドが主流となっている。環境面から考えると、サイクル&ライドやバス&ライドのさらなる普及を促進することが市域の実情に合っていると考えられる。

図表5-5 「パーク&ライドのイメージ」



出典：埼玉県のホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kagohara.html>)

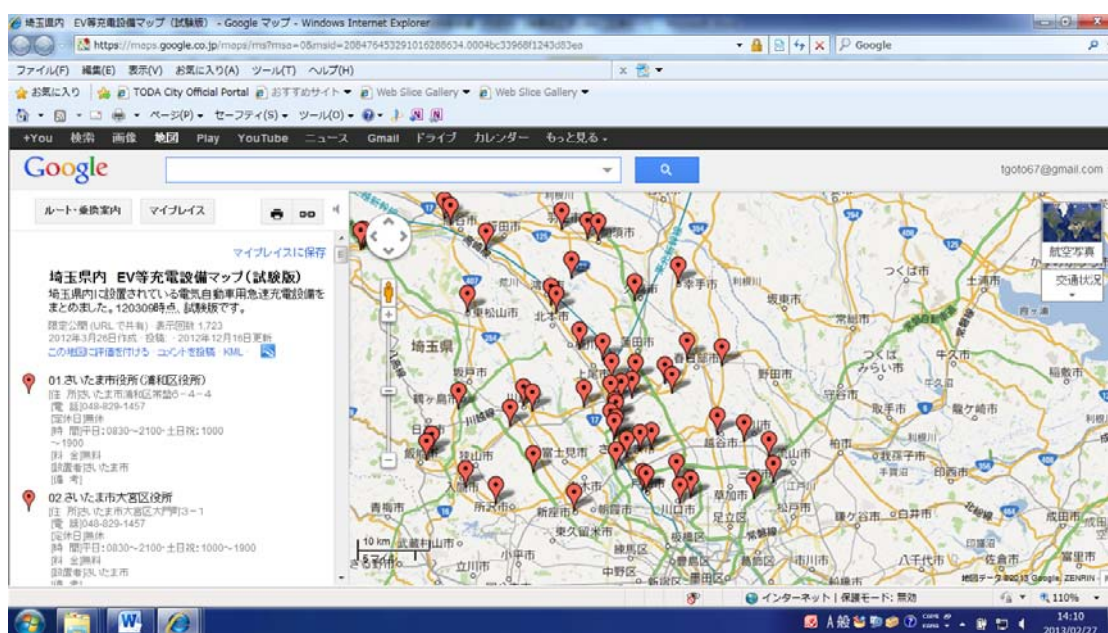
2013年2月27日アクセス

⑤ 充電器のマップ作成

埼玉県、京都府、青森県、東京都、神奈川県等の都道府県レベルやさいたま市で行っている。充電設備の設置状況をホームページ(主にグーグルマップを活用)や紙媒体にて一般ユーザに提供している。

埼玉県のEV・PHV普及推進協議会で充電インフラのワーキンググループを設置し、県内の充電設備マップに関し、検討が行われている(現在、埼玉県のホームページにて試験版を公開中。)。戸田市では、同ワーキンググループ内でより良い充電設備マップに関する検討を進めていくことが最善だと思われる。

図表5-6 「埼玉県内のEV等充電設備マップ(試験版)」



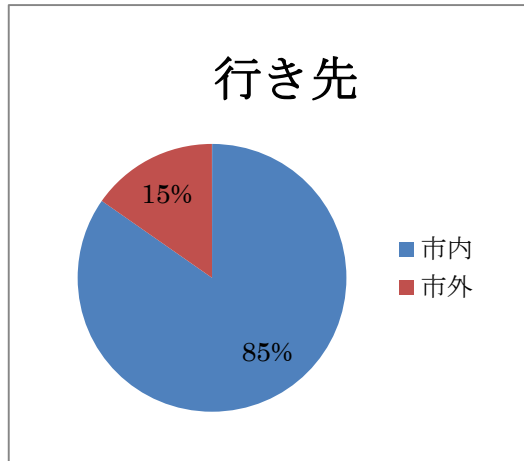
出典：埼玉県のホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/evphv/>)

2013年2月27日アクセス

(3) 公用車の使用状況について

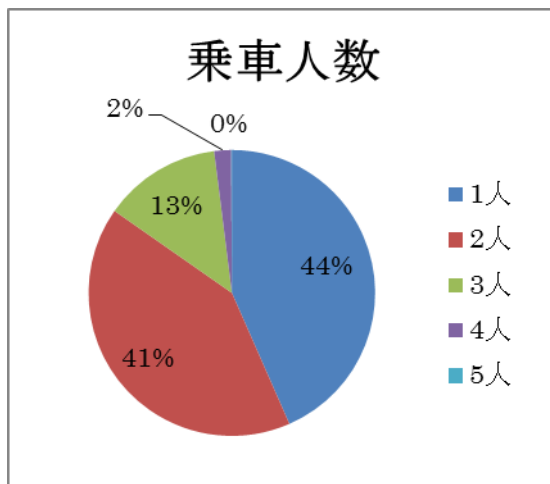
戸田市の公用車として現在EVを1台導入しているが、今後、EVのさらなる導入や車両の切り替えを検討していくうえで、現状での使用状況の分析が必要不可欠である。そのため、2012年4月から9月までの6ヶ月間、公用車で利用している軽自動車(ダイハツミラ、ミラセダン、アルト)9台について、乗車報告書を基に行き先、乗車人数及び1日当たりの走行距離を集計した。なお、車両の選択に当たっては、超小型車の導入を視野に入れることと使用目的等の観点から、EVとの切り替えをしやすいと思われる軽自動車の分析を実施することとしたものである。その結果については、次のとおりである。

まず、行き先としては、約85%が市内であり、調査や打合せ等の利用目的が多く、大きな荷台を必要としないものばかりであった。また、市外へ行く場合でも、さいたま市や川口市等近隣市が中心となっていた。

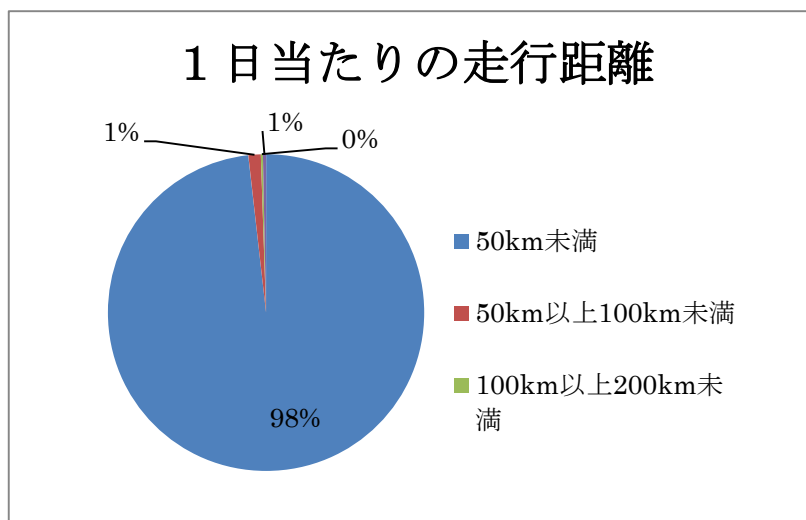


出典：戸田市政策研究所作成

次に、乗車人数であるが、1名が約44%、2名が約41%と2名までの乗車が全体の約85%を占めている。ただし、報告書では、乗車人数との記入ではなく同乗人数として記入することとなっているため、乗車人数をそこに誤記入しているケースが見受けられる。そのため、実際には2名以下の乗車は集計数以上いると考えられる。



最後に、1日当たりの走行距離は50km未満が全体の約98%となっており、1日数回利用したケースであっても実際の走行距離が短いことがわかる。これは、超小型車でも対応できる航続距離であり、乗車人数や行き先を考慮した場合でもEVに切り替えることは充分可能である。夜間充電し、日中利用することを考えると、ガソリンを給油する手間が省け、現状よりも業務効率は上がるのではないだろうか。



また、EVを導入するためには、充電設備が必要不可欠である。現在、市庁舎耐震工事が2014年度までの予定で行われているが、この工事終了に合わせて充電設備を増設することにより、EV普及に向けた足がかりとすることが望ましいと考えられる。

3 戸田市において有効な施策

今までの経過から、今後戸田市で有効だと考えられる施策について述べたい。

(1) EV及びEV用の充電設備に対する補助の拡充

多くの自治体が行い、成果を上げているようにEV及びEV用の充電設備の導入に対する補助を実施することは必要不可欠である。補助単価、補助台数、補助対象等の補助要件を見直すことで、より利便性の高い補助制度となり、利用者の増加が見込まれる。具体的には次のとおりである。

① EVの補助単価の増額

さいたま市や東松山市では、2012年度補助制度において、1台当たりの補助額を15万円としている。本市は、平成24年度では補助額を10万円としているが、今後、補助額を増額することで、EVの購買意欲を促進し、導入を促すことができると考えられる。

② EV用充電設備の補助範囲（対象や台数）の拡大

現在、戸田市の補助制度では、一般利用が可能である充電設備のみが補助対象となっている。ユーザの充電設備の利用は、自宅での充電が主であることから、個人又はマンション等の特定の団体のみが利用する充電設備に対しても新たに補助対象として加えることで、EVの導入の足掛かりになると思われる。また、今後、一般販売が行

われていくEVのトラックやバス等を補助対象に加えることで、運輸部門の事業者へのEV普及に寄与すると考えられる。

③ 補助台数の増加

現在、戸田市の補助制度では、1申請者に対して補助台数は1台のみとしている。事業者に対しては補助台数を2～3台に増やすことで、タクシーやレンタカー等の事業を市内で行っている事業者のEV導入を促すこととなり、それらの事業を活用する市民に対してもEVの啓発を行うことができると考えられる。

(2) EVの試乗会、展示会及びEV講座の実施

戸田市では、商工祭（環境フェア）、戸田ふるさと祭り等、定期的に大きなイベントが行われている。EVの普及啓発として、これらのイベントに合わせ、公用車等を活用して、市民に対しEVの試乗会を行っていくことでEVの普及に寄与すると考えられる。また、小中学校向けのEV講座を実施することで、将来の自動車ユーザに対してEVに親しむ機会とその性能や社会的意義の理解を促進することができると考えられる。

(3) カーシェアリング事業の実施

公共施設の駐車場等を利用して、カーシェアリング事業を実施していく。自動車を所有しておらず、時折、必要に応じて自動車を利用している市民に対してもEVの啓発を促すことができると考えられる。ただし、北本市の設置状況にもあるように、利用者の交通手段を考慮した上で、設置場所を検討していく必要がある。また、現在、市内にカーシェアリング事業を行っている事業所がいくつか存在するため、さいたま市や北本市のようにこれらの事業者と業務提携を行うことも含め、実施方法を検討していく必要がある。

また、市の敷地内でカーシェアリングの実施を考えた場合、2014年12月まで市庁舎の耐震化工事が行われるため、この期間中実施することは難しい。しかし、工事終了後は、市役所敷地内に公用車の駐車スペースが戻り、駐車場の出入口に駐車ゲートを設けることが検討されている。そこで、それに合わせられるように庁用車のカーシェアリングの検討を進め、平日は職員が利用し、休日は市民に貸し出す仕組みを作り上げることが望ましい。

(4) 超小型車の導入

超小型車については、今後広がりを見せることが予想されるため、いち早く導入することで、CO₂の削減のみならず、戸田市の環境先進都市としての姿勢を市内外にPRすることができる。加えて、高齢者や子育て世代が近隣での買い物、送迎等で使用する際の移動支援にもなりうるので、超小型車についても上記で示したカーシェアリングを合わせて行うことにより、効果はさらに高まると考えられる。また、超小型車

では、EVの課題となっている価格面についても、1台70万から100万円程度と軽自動車と変わらない設定となるため、導入のハードルが低いと考えられる。

しかし、超小型車については不明確な点が多くあるため、2013年2月から本格普及に向けた実証実験を行っている横浜市などの状況を見極めた上で、市の施策を検討することが望ましいと考える。

また、戸田市では、新たに超小型車等を導入した場合の駐車スペース等にも課題が残る。導入する場合、駐車スペースや充電設備等を総合的に検討しながら進めていかなければならない。

(5) 公用車の切り替え

戸田市で現在使用している公用車（軽自動車）を超小型車も含めたEVへの切り替えを行うことで、EV普及の啓発と環境にたいする戸田市の取組みを大きくアピールすることができると考えられる。

第6章 おわりに

本研究の総括として、全体を通してまとめると次のとおりとなる。

・EVは、走行時にCO₂等の排気ガスを排出しない自動車として交通分野での低炭素化に寄与すること、また、有事の際に一般家庭への電力供給ユニットとなるなど防災力強化が図れる点などから、今後、普及に向けた取組みを促進すべきと考えられる。

・EVの普及に関しては、ベースとなるガソリン車に比べ、走行距離が短いこと、販売価格が割高であることなど、課題が多く、乗用車全体から見てEVの普及台数が少ない。ユーザ意識の上でも国、県及び市の補助金をはじめとする支援の必要性が強く求められている。

・自動販売機を利用した給電システムは、目的地滞在中でのついで充電であり、かつ、充電時間中に用を足すことができる場所での設置に限られ、事業者等の設置者の方針に応じて設置が検討される。

・充電設備としては自宅充電が基本であるが、緊急時や移動の継ぎ足し充電としての一般利用の充電場所が必要となる。現在の充電場所は上戸田地区及び新曽地区にあるため、今後、笹目地区や美女木地区の事業所に設置されることで、市域での充電設備のネットワークを構築することが可能となる。

・戸田市の施策としては、EVや充電設備の補助制度、EVの普及啓発活動、カーシェアリング事業、超小型車の導入及び公用車への切り替えを施策として実施することで、市民や事業者のEV導入の促進を図り、市域の交通における低炭素化を進めることができると考えられる。

本研究により、現状におけるEV普及に向けた問題点及び市域の実情が整理できたことが大きな効果であった。EVの普及に関しては、技術的な問題に起因した実用面での課題（価格や走行距離等）が多く、また、課題を踏まえたインフラ整備が不十分だと思われるため、購入者がEVを選択しづらい環境となっているのが現状である。しかし、自動車メーカー各社が技術革新を進め、EVの車種の増加やインフラ整備に力を注いでいること、また、事業者及び市民が環境意識を強く持ち、EVの普及に向けた活動を進めていることから、徐々に課題解決が進んでいく可能性があると思われる。行政は、普及初期においてEV導入にかかる様々なハードルを下げる施策を行うとともに、行政の先行導入によるパイロット事業的な役割を果たすべきであると考えている。戸田市としては今後も本研究を足掛かりとして、市域交通におけるEV普及に関する研究を継続していく必要性があり、それらを踏まえた上で、EVに関する施策を展開していくことが肝要だと考えられる。

[主な参考文献等]

- ・『超小型モビリティ導入に向けたガイドライン』国土交通省（2012年6月）
- ・『駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン』国土交通省（2012年6月）
- ・『EV・PHVタウン構想ベストプラクティス集Ⅱ』経済産業省（2012年1月）
- ・『電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック』経済産業省、国土交通省（2010年12月）
- ・『次世代自動車戦略2010』次世代自動車戦略研究会（2010年4月）
- ・デトロイト トヨタ コンサルティング株式会社（DTC）自動車セクター『図解 次世代自動車ビジネス早わかり』（2010年9月）
- ・『JHFC総合効率検討結果 報告書』JHFC総合効率検討特別委員会 財団法人日本自動車研究所（2006年3月）
- ・『駐車場等への充電設備の設置・配置に関する実証実験等による調査業務 報告書』国土交通省（2011年3月）
- ・『超小型モビリティの認定要領』国土交通省（2013年1月）
- ・『超小型モビリティ導入促進事業 公募要領』国土交通省（2013年1月）

電気自動車普及における戸田市への期待

首都大学東京大学院都市環境科学研究科
都市システム科学域博士後期課程 土屋依子

2009年より量産型の電気自動車（以下、EV）が相次いで発売され、運輸部門の二酸化炭素削減策の一つとして注目されている。経済産業省は『次世代自動車戦略2010』で、2020年までにEV・PHVを合わせて新車販売台数の5~10%という普及目標を掲げており、平成24年度補正予算でも急速充電器（4000基）の整備に取り組まれることが明らかとなった。現在市販されているEVには、軽自動車、普通自動車の乗用車タイプのほか、1人乗りの超小型EV、電動バイク等がある。さらに、国土交通省では2人乗りEVの規格化や法整備が進められており、今後はEVの車種の多様化が進むことになろう。

我が国の電気自動車開発の歴史は古く、過去にも、1970年代後半、1990年代後半と2度にわたり、ブームとも言われ普及の期待が高まった時期があった。国により電気自動車の普及目標が定められ、普及計画も策定されている。EV普及の目的は、石油依存からの脱却（エネルギーの多様性）、都市部で深刻化する大気汚染の防止（公害防止）、地球温暖化防止であり、環境性（排気ガスがでない）、静音性、加速性、維持費の安さ（同等クラスのガソリン車のガソリン代よりもEVの電気代の方が安い）などが高く評価された。一方で、多数実施された実証実験を通じて、車両価格の高さ、航続距離の短さ、充電時間の長さ、充電インフラの不足、車内空間の狭さ（当時の車載電池は大きく、後部座席はすべて電池のスペースになった）など多くの課題も指摘された。これらの課題を解決すべく、移動距離が短く経路が限定的なパトロールカーや配達車両、レンタカーやカーシェアリングなどサービス用車両への導入が模索されたが実用化には至らなかった。EVは環境面では優れていたが、移動手段としての本来的な機能・性能はガソリン車に比べて不十分であることが阻害要因であったと考えられる。

翻って、現在の量産型EVをみると、過去に市販されていたEVに比べ電池や走行性能は改善されたが、依然として航続距離はガソリン車の1/3程度と短く、車両価格も同等クラスガソリン車の1.5倍程度と高い。人々の環境意識の高まりや蓄電池としての活用を考慮しても、現状程度の航続距離と価格では、市場原理で家庭用や業務用としてEVの普及が進むとは考えにくく、本格的な普及には初期普及をけん引するための財政面や制度面での支援策が必要である。

以上のように、我が国における電気自動車の歴史をひも解いてみると、今後の普及方策において注意すべき点が浮かびあがってくる。戸田市には、過去の失敗から学ぶべきを学び、戸田市からEV普及の新たなムーブメントを巻き起こすことを期待している。戸田市において、今後EV普及を目的とした制度設計・政策立案をする際の留意点として、以下の3点を指摘したい。

1) 戸田市でのEVの普及目的を明確にする

本文でも触れられている通り、現在までに、EVの普及・推進を図る事業・実証実験等は全国各地で数多く実施されている。また、地域の実情を考慮し、かつ長期的な視点で計画的にEVを普及させるべく、EV普及計画を策定する地方自治体も多い。地方自治体のEVの普及目的は、①環境対策、②交通対策、③産業振興に大別することができる。それぞれ、目的に応じてとるべき手段も異なってくるため、「何の目的でEVを普及させるのか（必要なのか）」を明確にすることが肝要である。超小型EVが、乗用車からでなくバイクや自転車からの乗り換えで普及した場合には、市域の車両台数は増加する。乗用車に比べて速度が小さい超小型EVが増加し、市域の渋滞発生率が高まれば、地球温暖化防止・大気汚染防止策としての有効性も低くなる。乗用車からの乗り換えを促す車種・方策を選択すべきとなろう。単に「EVの台数を増やす」ことが目的ではない。EVを活用して地域の課題を解決することが目的なのである。そのためには、直接的にはEVの増加につながらないが、「ゾーン30」等の速度規制エリアを設定や、超小型EV優先道路を指定などの環境整備策も必要となるかもしれない。現在検討されている市民への普及啓発・購入補助等も重要な政策であるが、さらに幅広い制度・政策の選択肢から最適な組み合わせを選択するという姿勢で政策立案してほしい。

2) EVの普及層（利用層）のターゲットを絞り込む

EVの事業を検討する際には、EVの利用シーンを明確にすること、すなわち、「いつ」、「どこで」、「だれが」、「どのタイプのEVを」、「なぜ」、「どのように使うのか」という「EV利用の5W1H」をイメージして立案することが大事である。たとえば、EVカーシェアを導入する場合、ユーザーが観光・訪問客であれば駅前にステーションを設置する必要があるが、ユーザーが市民であれば住宅街が望ましいという判断になる。また、利用目的が「高齢者の足」であれば「1人乗りEV」、買い物・送迎などの近距離用なら「2人乗りEV」と車種も異なるかもしれない。過去の実証実験では、使用目的も使い方も異なるユーザーを同時に取り込もうとして、かえってどちらのユーザーにとっても使いにくい制度設計となってしまったケースがある。戸田市はファミリー世帯が多く高齢化率が低い、マイカーを複数台保有する世帯は少ない、首都高ジャンクション周辺の産業集積地がある、集合住宅比率が高い（賃貸駐車場を利用する車両が多い）、鉄道・バスの利便性が高い等の特徴がある。こうした地域特性を踏まえ、ターゲット層を絞り込んで普及方策を練る必要がある。

3) EVの普及促進は産学官の連携で

現在、EV・PHVタウン構想の指定地域などのEVの普及に積極的に取り組む地方自治体では、産学官連携によるEV普及組織が設立・活動している。これまでも普及推進組織はあったが、実質は実証実験の内容や方策を議論するために設立されたものであり、補助金の期限とともに組織も活動も終了するケースがほとんどであった。しか

し、近年の普及推進組織には、サプライサイドの地方自治体や自動車メーカーだけでなく、ユーザーサイドの市民、企業のほか、充電サービス関連、駐車場事業、タクシー・カーシェアなどEV活用したサービス事業者なども参画している。活動の成果が明らかになるのはこれからだが、現在の初期普及段階から、将来的に自律的普及へと発展させるためには、各主体の叡知を結集させ息の長い取り組みが必要であると考えられる。戸田市においても、EV普及促進の核となる活動団体を設立し、市民や地域企業とともに普及に取り組むことを期待したい。

EVは音が静かで排ガスがない、家で充電できる乗り物である。二酸化炭素排出量に関していえば、原子力発電の停止により火力発電で充電されたとしてもガソリン車より二酸化炭素の排出量は少なく、省エネルギー性に優れている。さらには、再生可能エネルギーの普及でよりクリーンな乗り物になり、蓄電池として使えば災害時の活用や生活利便性の向上にもつながっていく。乗り物としてはガソリン車と同じようには使えないかもしれないが、他に生活向上につながる要素・ポテンシャルを有しているのである。今年度の研究成果を踏まえ、「EVでどんな地域の課題を解決できるか」、ともに考え、議論していきたい。

以上

參考資料

研究プロジェクトチーム研究員

1 任命期間 平成 24 年 5 月 25 日～平成 25 年 3 月 31 日まで

2 研究員

所 属	職 名	氏 名
環境クリーン室	主 任	後藤 隆秀
政策秘書室	主 事	長谷川昌之

おわりに

小学5年生の次は何学年でしょうか……。当たり前ですが、小学6年生です。小学6年生は最上級学年になります。最上級学年は、皆さんの模範にならなくてははいけません。そして戸田市政策研究所も今春6年目を迎えることになります。

過去5年間で、戸田市政策研究所は56団体からの視察を受け入れました。その視察を契機に自治体シンクタンクを設置した団体もあります。また「研究所」と名乗らなくても、戸田市政策研究所のように政策部門を強化した団体もあります。その意味では、同研究所は十分に模範となっているかもしれません。けれど、5年目が終わるにあたり、再度、襟を正して、6年目に向かわなくてははいけません。

さて、今年度の「調査研究報告書」をお届けします。同報告書をご覧になり、読者の皆様はどのような感想をもたれたでしょうか。私は、優・良・可・不可で評価をつけるならば、間違いなく「優」です。

今回、戸田市政策研究所が調査研究を進めるにあたり、私はほとんど何も関わっていません（最近調査研究に深く関わることなく、名ばかりアドバイザーで申し訳ない思い）。私がいなくても、ぜんぜん大丈夫な自治体シンクタンクです（今の私の役回りは調査研究でない部分に関わっています）。

過去の調査研究も、ほとんどが「優」です。ただし、実施した調査研究の政策反映性という観点で捉えると、「良」や「可」かもしれません。同研究所が最上級学年に進むにあたり、この政策反映性をどのように担保するかが課題かもしれません。

平成25年度の施政方針においても、「政策研究所については、調査研究能力の向上を図るとともに、研究成果の実現に向けた仕組みを構築し、本市の政策形成力向上に向けた機能強化を進めてまいります。」と市長は言及しています。市長の言う「研究成果の実現に向けた仕組みを構築」を実現してこそ最上級学年ですし、自治体シンクタンクのベストプラクティス（最良の見本）となるでしょう。

なお、「今までの調査研究に政策反映性がない」と言いたいものではありません。充分、反映性が伴っていますが、ここに満足せず、もっと上を目指すという意味です。

戸田市政策研究所の調査研究が政策に反映されてこそ、戸田市全体の繁栄もあると思います。

2013年3月
戸田市政策研究所
政策形成アドバイザー
牧 瀬 稔

執筆者一覧

2012年度 超高齢社会に備え高齢者を中心とした住宅確保要配慮者に対する 住宅施策の充実に関する研究 最終報告書

橋田 真由美	研究員
鵜川 親二	研究員
矢ヶ崎 富士夫	研究員
太田 亮	研究員
廣井 佑磨	研究員
重松 会里子	研究員
川田 哲朗	研究員

市内交通の低炭素化に向けた電気自動車普及に関する研究

長谷川 昌之	研究員
後藤 隆秀	研究員

2012年度 戸田市政策研究所 調査研究報告書

2013年3月

発行 戸田市政策研究所（戸田市政策秘書室）

〒335-8588 戸田市上戸田1丁目18番1号

TEL 048-441-1800（内線）470

E-mail seisaku@city.toda.saitama.jp
